

平成28年度厚生労働省
老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

介護事業経営実態調査におけるより適正な
経営実態の把握に関する調査研究事業

報 告 書

平成29(2017)年3月
株式会社 三菱総合研究所

目次

I. 本調査研究の概要.....	1
1 目的.....	1
2 調査研究の実施フロー.....	1
3 調査研究の実施体制.....	2
4 検討委員会の開催.....	2
II. 介護事業経営実態調査について.....	3
1. 調査の概要.....	3
2. サービスごとの損益の把握について.....	5
(1) サービスごとの損益の把握の必要性.....	5
(2) サービスごとの損益の把握方法.....	7
3. 調査に対する指摘事項.....	10
4. 本調査研究における検討について.....	17
(1) 検討の方針.....	17
(2) 実施事項.....	18
III. ヒアリングの実施結果と論点整理.....	20
1. ヒアリングより把握された事項.....	20
(1) 費用の按分について.....	20
(2) 調査票に記載された収益や費用の金額および勘定科目.....	24
2. ヒアリング結果を踏まえた論点整理.....	26
(1) 費用の按分について.....	26
(2) 調査票に記載された収益や費用の金額および勘定科目.....	27
IV. 各論点についての検討.....	28
1. 費用の按分について.....	28
(1) 介護・予防給付の費用と介護・予防給付外の費用の按分.....	28
(2) 介護・予防給付サービス間の費用の按分.....	33

2. 調査票に記載された収益及び費用の金額および勘定科目	34
(1) ヒアリング結果による課題.....	34
(2) 今後の検討課題.....	35
参考資料	37
参考資料 1 ヒアリング議事概要	
参考資料 2 平成 28 年度介護事業経営概況調査 調査票	

I. 本調査研究の概要

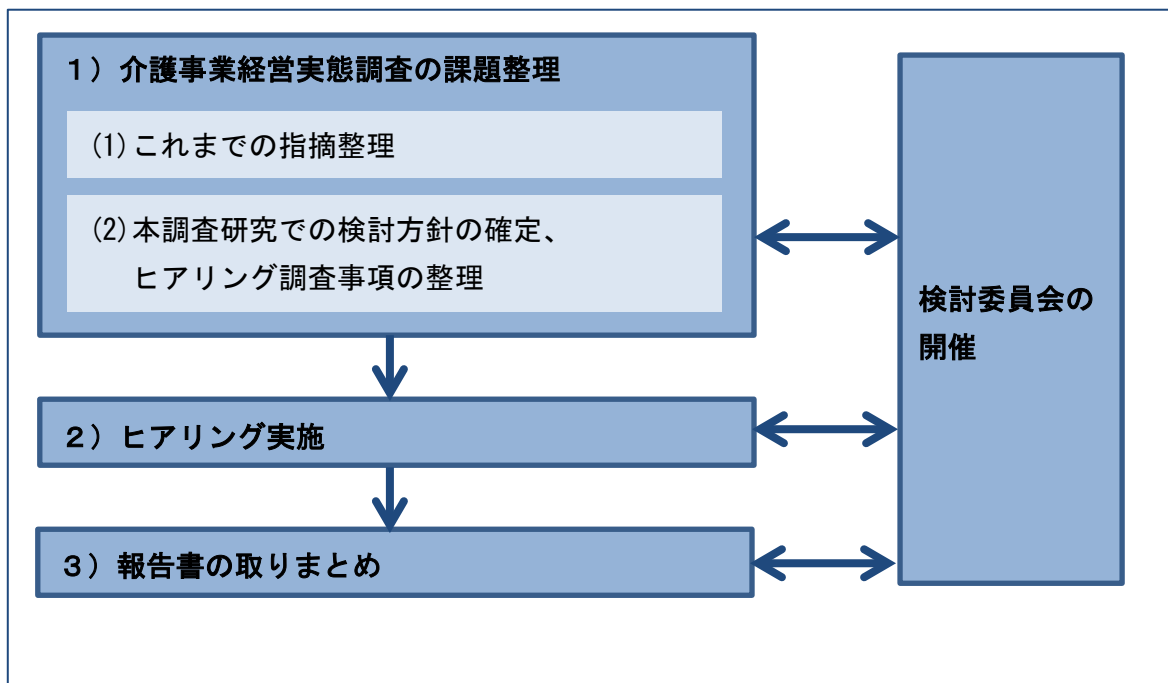
1 目的

介護事業経営実態調査は、各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的に実施される一般統計調査である。当該調査の実施方法等については、社会保障審議会介護給付費分科会等において、様々な指摘がなされている。

「介護事業経営実態調査におけるより適正な経営実態の把握に関する調査研究事業」（以下「本調査研究」と呼ぶ）においては、「サービス別費用区分手法等の数理技術的な観点」および「調査項目及び記入要領の改善等の調査技術的な観点」にもとづき、当該調査の今後の具体的な改善点および検討課題を特定し、平成29年度以降の介護事業経営実態調査の実施に繋げるものである。

2 調査研究の実施フロー

本調査研究は以下のフローに従って実施した。



3 調査研究の実施体制

本調査研究の実施に際して、有識者から構成する検討委員会を設置した。検討委員会メンバーは以下の3名で、計3回開催した。

<委員（敬称略）>

千葉 正展	独立行政法人福祉医療機構経営サポートセンター コンサルティンググループ グループリーダー
※藤井 賢一郎	上智大学総合人間科学部 准教授
山本 隆之	有限責任監査法人トーマツアドバイザー事業本部 第1事業部パブリックセクター/ヘルスケア部 パートナー
(※は委員長)	

4 検討委員会の開催

検討委員会の開催スケジュールは以下のとおりである。

	開催日	主な議事
第1回	平成28年 10月4日（火）	・ 事業計画案について ① これまでの指摘事項および課題 ② 本事業における検討概要 ③ 実施内容 ④ スケジュール
第2回	平成29年 1月30日（月）	・ 実施事項および論点について ① 課題整理およびヒアリング結果報告 ② 論点整理
第3回	平成29年 3月8日（水）	・ 取りまとめについて ① 報告書案について

II. 介護事業経営実態調査について

1. 調査の概要

介護事業経営実態調査は統計法に基づく一般統計調査であり、各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的とし、平成 14 年度以降、3 年に 1 度実施されている。

直近に予定されている平成 29 年度介護事業経営実態調査の調査対象サービスおよび主な調査項目は下記のとおりである。

図表 1 調査対象サービス

調査対象サービス	抽出率
介護老人福祉施設	1/4
介護老人保健施設	1/4
介護療養型医療施設	3/5
訪問介護	1/10
訪問入浴介護	1/2
訪問看護	1/10
訪問リハビリテーション	1/2
通所介護	1/10
通所リハビリテーション	1/5
短期入所生活介護	1/7
特定施設入居者生活介護	1/4
福祉用具貸与	1/2
居宅介護支援	1/20
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1/1
夜間対応型訪問介護	1/1
地域密着型通所介護	1/10
(再掲)療養通所介護	1/1
認知症対応型通所介護	1/2
小規模多機能型居宅介護	1/2
認知症対応型共同生活介護	1/12
地域密着型特定施設入居者生活介護	1/1
地域密着型介護老人福祉施設	1/2
看護小規模多機能型居宅介護	1/1

出所；第 134 回社会保障審議会介護給付費分科会 資料 3 より三菱総合研究所作成

図表 2 主な調査項目

問番号	調査項目の内容
問 1	会計の状況、サービス提供の状況 等
問 2	居室・設備等の状況
問 3	職員配置、職員給与
問 4	収入（収益）、支出（費用）の状況 等

出所；第 134 回社会保障審議会介護給付費分科会 資料 3 より三菱総合研究所作成

平成 29 年度介護事業経営実態調査の調査時期は、平成 29 年 5 月の予定となっており、主に平成 28 年度決算額を調査することとしている。

2. サービスごとの損益の把握について

(1) サービスごとの損益の把握の必要性

介護サービス施設・事業所の会計については、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 38 条等の運営基準において、指定された事業所ごとに経理を区分するとともに、当該指定サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないことが明記されている。また、その区分の具体的な方法については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成 13 年 3 月 28 日老振発第 18 号厚生労働省老健局振興課長通知）において、以下のような取扱いが示されている。

- 介護保険の給付対象事業の実施主体は様々であり、法人等の種類によって異なる会計基準が適用されていることから、法人等の事務負担にも配慮し、全ての主体に統一的な方式による会計処理を求めることはしていない。
- それぞれの法人等に適用される会計基準等を基本としつつ、その会計基準等とは別に会計処理の段階で事業毎に区分が必要と想定される科目の按分方法等を示している。
- 事業所または施設単位で経理が区分されることを前提としつつ、同一事業者が介護保険の給付対象事業とそれ以外の事業を行っている場合又は複数の給付対象事業を行っている場合について、それぞれの事業毎に区分が必要と想定される科目及びその按分方法等を示している。
- ただし、通知内で示す按分方法や様式によりがたい場合は、他の合理的な方法により事業毎に会計を区分することも可能としている。

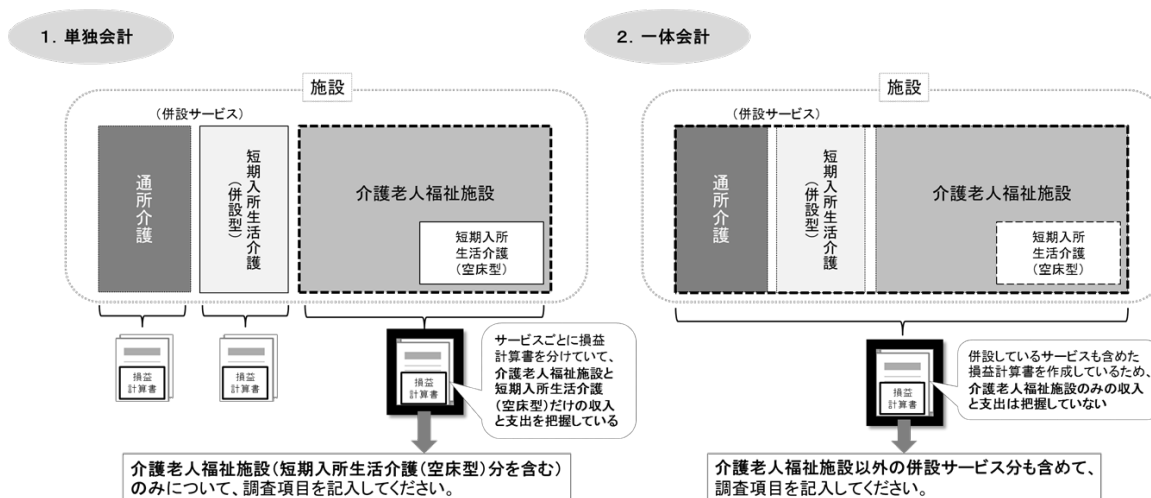
このように、基本的に介護・予防給付サービス単位の会計区分を前提として、介護・予防給付サービス単位の経営状況を把握すべく介護事業経営実態調査が実施されている。

ただし、実際の介護サービス施設・事業所においては、必ずしも介護・予防給付サービス単位の会計区分がなされていないことが、これまでの介護事業経営実態調査を実施する過程で分かっている。その背景としては、1つの拠点で複数の介護・予防給付サービスが展開され、それらのサービスを提供する職員の事業所間の兼務が多くなっていること等が考えられる。そして、そのような介護サービス施設・事業所の場合、調査の回答にあたっては、実施している複数の介護・予防給付サービス分の合計値でしか回答が記入できないことになるが、この点に関しては、運営基準に定められている会計の取り扱いが守られていないことを意味し、本来は、各介護サービス施設・事業所における改善努力が望まれるところであり、そのことがひいては調査精度の向上につながることもなると思料される（なお、今後は、介護予防・日常生活支援総合事業のような介護・予防給付外のサービスの収益が発生する介護サービス施設・事業所も増えることが見込まれる）。

しかしながら、既に述べたとおり、現状としては、通知上の原則どおり、介護・予防給付サービス単位の会計区分を実施している調査客体と、そうでなく、複数の介護・予防給付サ

一サービス分の合計値で会計処理を実施している調査客体が存在することから、介護事業経営実態調査においては、従前より、この両者への対応が必要となっている。具体的には、介護・予防給付サービス単位の会計区分を実施していることを「単独会計」、複数の介護・予防給付サービス分の合計値で会計処理を実施していることを「一体会計」と呼称し、調査票上で調査客体の会計の実態がどちらに該当するかを明示的に回答させている。

図表 3 会計区分の説明図



また、図表 2 の各調査項目についても、上記の「単独会計」および「一体会計」の区分に基づき、記入することとなっている。(たとえば、調査客体が介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護という、複数の介護・予防給付サービスの合計値で会計処理を実施している場合は、各サービスの提供状況や、職員配置等についても、3 サービスの合計値で記入することになる。(図表 3))

一方、介護報酬については、介護保険法において「当該指定居宅サービスに要した費用(中略)について、居宅介護サービス費を支給する。」(法第四十一条第 1 項)等とされていることを踏まえ、介護・予防給付サービス毎に規定がなされているため、介護事業経営実態調査の主要な目的である「介護報酬の改定のための基礎資料を得る」ためには、介護事業経営実態調査で得られる調査結果も、最終的には介護・予防給付サービス単位で示していく必要がある。上記の「一体会計」の調査客体の回答内容は、複数の介護・予防給付サービス分の状況であるため、これらを介護・予防給付サービス単位に按分する対応が求められる。

このように介護サービス施設・事業所の会計の実施単位と、調査結果として示していくべき単位が、必ずしも一致しない現状を踏まえ、「一体会計」の調査客体の回答内容については、介護事業経営実態調査において適用されている手法を用いて、介護・予防給付サービスごとの損益を算出している。

(2) サービスごとの損益の把握方法

(1)で記述した状況を踏まえ、介護事業経営実態調査において適用されている、介護・予防給付サービスごとの損益の算出方法を説明する。

基本的に調査客体が自身の施設・事業所の会計状況を「単独会計」と回答していれば、介護・予防給付サービスごとに収益及び費用を按分するための処理（以下「按分処理」と呼ぶ）は不要、「一体会計」とであると回答していれば、按分処理が必要と判断する。しかし、調査客体の誤解による誤った選択をする場合もあるため、回答内容を審査し、疑義照会等により正しい選択となるよう対策を行っている。

「一体会計」と回答された調査票については、まず調査票の問1～問3の情報をを用いて按分指標の算出を行う。按分指標とは、調査票に記載された複数サービス分の収益又は費用から、調査対象サービスとして指定された1サービス分の収益又は費用を算出するための各種割合である。介護事業経営実態調査には、調査としてあらかじめ定められた按分指標があり、具体的には「人件費比率」、「収益比率」、「延べ利用者数比率」等がある（図表4）。

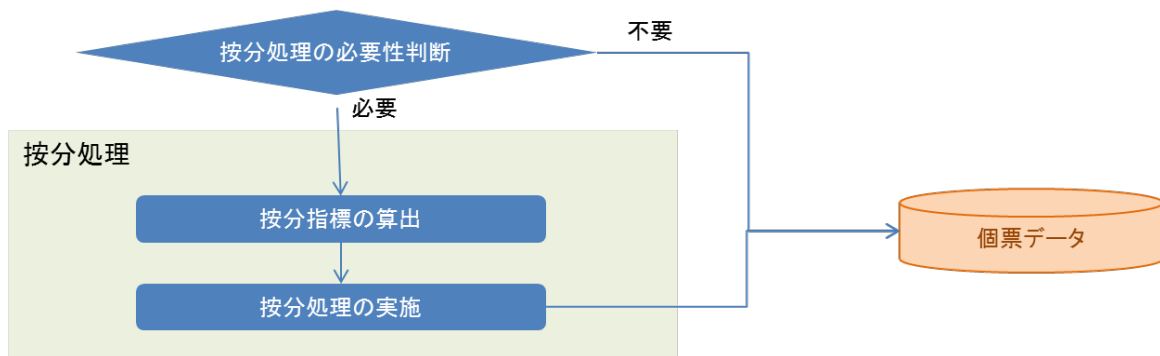
按分指標の作成に関わる調査項目は、調査票上で調査対象サービス分とそれ以外を分けて把握している。たとえば、延べ利用者数比率については、問1(5)および(6)で、介護・予防給付サービスごとに記入をする欄がある。これらの記入内容を利用して、調査対象サービス分の当該項目の値を、「一体会計」に含まれる複数サービスの当該項目の値で除したものが按分指標の値（割合）となる。

図表 4 按分指標

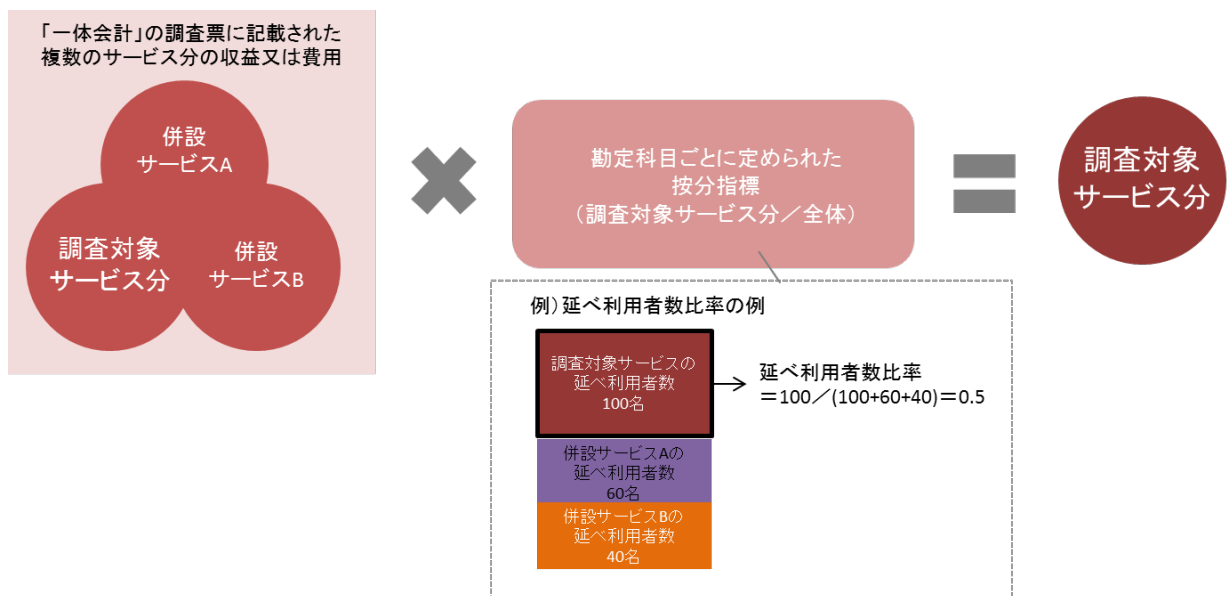
按分指標	概要
人件費比率	「一体会計」に含まれる複数の介護・予防給付サービスの人件費合計のうち、調査対象サービス分の人件費の割合
収益比率	「一体会計」に含まれる複数の介護・予防給付サービスの収益（介護報酬収益＋保険外の利用料＋介護報酬査定減）合計のうち調査対象サービス分の収益の割合
延べ利用者数比率	「一体会計」に含まれる複数の介護・予防給付サービスの延べ利用者数合計のうち、調査対象サービス分の延べ利用者数の割合
建物延べ床面積比率	「一体会計」に含まれる複数の介護・予防給付サービスの延べ床面積合計のうち、調査対象サービス分の延べ床面積の割合
食事提供数比率	「一体会計」に含まれる複数の介護・予防給付サービスの食事提供数合計のうち、調査対象サービス分の食事提供数の割合
送迎利用者数比率	「一体会計」に含まれる複数の介護・予防給付サービスの送迎延べ実施回数合計のうち、調査対象サービス分の送迎延べ実施回数の割合

その後、按分処理の実施がなされる。具体的には、算出した按分指標の値（割合）に、調査票に記載された複数の介護・予防給付サービス分の収益又は費用を乗じることで、調査対象サービスとして指定された1サービス分の収益又は費用を算出する。図表5に按分処理実施までのフロー、図表6に按分処理実施の詳細を図示した。

図表5 按分処理実施までのフロー



図表6 按分処理実施の詳細



調査票上の勘定科目がそれぞれの按分指標により、按分処理されるのかといった対応については、図表 7 のとおりである。原則として「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成 13 年 3 月 28 日老振発第 18 号厚生労働省老健局振興課長通知）上で示された按分方法に基づいて手順が定められている。

図表 7 按分処理を行うための按分指標と按分される収益・費用の対応

按分処理時に利用する按分指標	勘定科目（収益）	勘定科目（費用）
人件費比率	—	人件費、福利厚生費、旅費交通費 等
収入比率	補助金収益	徴収不能額、引当金繰入、借入金利息、役員報酬 等
延べ利用者数比率	居住費収益	介護用品費、消耗器具備品費、車両費、研修費、通信運搬費、設備機械賃借料、保険料、車両船舶減価償却費 等
建物延べ床面積比率	—	光熱水費、保守費、土地・建物賃借料、清掃委託費、建物減価償却費 等
食事提供数比率	食費収益	給食材料費、給食委託費 等
送迎利用者数比率	—	送迎委託費 等

3. 調査に対する指摘事項

今後の介護事業経営実態調査のあり方に関して、これまでの社会保障審議会介護給付費分科会で指摘された点は以下のとおりである。

収支における介護報酬以外のものの取扱いについては、主に介護保険施設等の施設・居住系サービスにおける按分のあり方に関して指摘がなされている。また、有効回答率については、徐々に改善が見られるものの、記入負担とのバランスを勘案しながら、さらに向上を目指すよう指摘がされている。

第124回社会保障審議会介護給付費分科会（平成27年9月18日）資料5（抜粋）

介護給付費分科会等において指摘された課題

- 平成27年度介護報酬改定に関する審議報告（抄）（平成27年1月9日）
 - ・介護事業経営実態調査については、これまでの審議における意見（例えば調査対象期間など）も踏まえ、次期介護報酬改定に向けてより有効に活用されるよう、引き続き調査設計や集計方法を検討する。
- 平成26年度介護事業経営実態調査結果の概要（抄）（平成26年10月15日 第110回介護給付費分科会）
 - ・施設系サービスの収支は本体サービスで基本的に完結している一方、居宅サービスは利用者が複数のサービスを組み合わせて利用し、また、事業者も複数のサービスを一体的に提供していることが多く、これらのサービスに係る費用が適切にサービス毎に按分できない場合がある等の調査上の限界がある。（実際に、居宅系の個々のサービスの値の分布は施設系と比較して相対的にばらつきが大きい傾向がある。）
 - ・創設後間もなく稼働率が低調である等の課題も考えられるサービスや有効回答数が少ないサービスの調査結果については、それ以外のサービスとは同列に扱うべきではない。
 - ・実際の事業は法人単位で実施され、法人としての収支や経営の状況は必ずしもサービス毎の収支差率等とは一致しない。また、本調査による介護サービス毎の収支差率と、法人単位で把握した他産業の収支差率を単純に比較すべきではない。
 - ・母集団が小さく全数調査をしたにもかかわらず有効回答数が少なかったサービスや、依然として記入不備が多くみられた調査項目については、引き続き次回の調査に向けて改善を進めていく。
- 平成27年度予算編成における大臣折衝事項（抄）（平成27年1月11日）
 - ・次回の介護サービス料金改定（介護報酬改定）に向けては、サービス毎の収支差その他経営実態について、財務諸表の活用の在り方等を含め、より客観性・透明性の高い手法により網羅的に把握できるように速やかに所要の改善措置を講じ、平成29年度に実施する「介護事業経営実態調査」において確実に反映させる。

（中略）

論点3 収支における介護報酬以外のものの取り扱い

1. 現状	<ul style="list-style-type: none">施設・居住系サービスについては、介護保険外のサービスも合わせて提供され、費用の按分が困難なことから、介護報酬以外の家賃、管理費等を含んだ事業全体の収支等の状況を調査している。
2. これまでの指摘	<ul style="list-style-type: none">現在の調査では、介護報酬以外の家賃、管理費等を含んだ事業全体の収支を調査している。介護報酬部分で比較をしていく必要がある。
3. 論点	<ul style="list-style-type: none">介護保険部分と介護保険以外の部分が一体的になっている場合に、切り分けて収支を把握することについて、どのように考えるか。介護保険部分のみの収支の切り分けが客観的に可能か。



4. 分科会での意見	<ul style="list-style-type: none">切り分けられるのであれば、切り分ければ良いと思うが、難しいと思う。介護以外の収支を入れることは不適切。介護事業実態調査の趣旨にあっておらず無理があるのではないかと。まずは、研究事業等で行ってみてはどうか。
------------	--



5. 論点整理	<ul style="list-style-type: none">介護報酬以外の収支による部分の取り扱いについて、介護報酬の収支との切り分け手法も含め、どのように考えるか。
6. 経営調査委員会で検討頂きたい事項	<ul style="list-style-type: none">介護事業と不動産等事業など、収支の按分が困難な事項を切り分けることについて、その手法も含めて、どのように考えるか。

(中略)

論点5 集計精度の改善

1. 現状	<ul style="list-style-type: none"> ・回収率の向上に向け、以下を実施 <ul style="list-style-type: none"> ✓小規模の事業者配慮し、回答用紙の簡素化 ✓インターネットによる回答の受理 ✓問い合わせサポート体制の強化 ・有効回答率 (H20 : 33.7% → H23 : 30.9% → H26:48.4%)
2. これまでの指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・母集団が小さく全数調査をしたにもかかわらず有効回答数が少なかったサービスや、依然として記入不備が多くみられた調査項目については、引き続き次回の調査に向けて改善を進めていく。 (平成26年経営実態調査の概要)
3. 論点	<ul style="list-style-type: none"> ・さらに回収率・有効回答率を上げる取り組みとして、どのような方が考えられるか。



4. 分科会での意見	<ul style="list-style-type: none"> ・意見なし
------------	---



5. 論点整理	<ul style="list-style-type: none"> ・さらに回収率・有効回答率を上げる取り組みとして、どのような方が考えられるか。
6. 経営調査委員会で検討頂きたい事項	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象期間等の検討と合わせて、回収率、有効回答率を上げる取組について、さらに検討することとしてはどうか。

3. 収支等における介護報酬以外のものの取扱いについて

論点

- 施設・居住系サービスについては、介護保険外のサービスも合わせて提供され、費用の按分が困難なことから、介護報酬以外の家賃、管理費等を含んだ事業全体の収支等の状況を調査しているが、介護報酬以外の収支による部分の取り扱いについて、介護報酬の収支との切り分け手法も含め、どのように考えるか。



対応案

- 現状、施設・居住系サービスの収支等において、介護報酬と介護報酬以外を適切に切り分けることは困難と考えられる。
- このため、本論点については、将来の検討課題と位置付け、まずは現行の取扱いを継続しつつ、今後、介護事業と他の事業や、当該介護サービスの利用者とそれ以外の利用者など、費用の適切な按分方法について調査研究等を行うことを検討してはどうか。

（中略）

4. その他

論点

- 介護報酬設定の検討の際には、税等の費用を控除する前の収支差率を用いているが、法人税が課税されている法人と非課税の法人があるという現行の税制を前提に、課税・非課税の取扱いと介護報酬との関係について、どのように考えるか。
- 回収率や有効回答率を上げる取組について、どのように考えるか。



対応案

- 課税・非課税の取扱いについては、
 - ・介護事業経営実態調査等は、介護報酬を中心として収入が介護サービスに要する費用をカバーできているかを把握するための調査であり、現行、税引前の収支を用いて、収支差率を表示している。
 - ・一方、介護事業経営実態調査等では、各サービスごとの法人税等の額も把握し、税引後の収支差率も調査している。このため、各サービスごとの収支差率を示す際には、現行の税引前の収支差率に併せて、税引後の収支差率も記載することとしてはどうか。
- 回収率や有効回答率を上げる取組については、調査対象期間等の見直しも踏まえ、前回の実態調査等において、母集団が小さく全数調査をしたにもかかわらず有効回答数が少なかったサービスや記入不備が多くみられた調査項目等を中心に、更なる改善を図ることとしてはどうか。

介護報酬以外のものの取扱い及び有効回答率等に関する社会保障審議会介護給付費分科会等における主な意見は以下のとおりである。(各回の議事録より原文ママ)

介護報酬以外のものの取扱いについて

『『収支等における介護報酬以外のものの取扱いについて』に対する質問です。

まず、そもそもこの介護保険制度というのは、現物給付として個々の対象サービスごとに提供したサービスに対する対価が支払われているものであります。介護報酬以外のものの取扱いは外して考えるのが、判断の材料としては本来の姿であると思っております。

ですが、9ページの対応案などでも指摘されておりますが、介護報酬と介護報酬以外を適切に切り分けるためには案分方法などの提示が必要ですが、調査のときにこれを介護事業者任せであっては調査結果がぶれてしまうので、今後統一したルールを示す必要があるのだと考えております。

そして、介護保険が始まって15年たっておりますけれども、その間、介護サービスも多様化しておりますし、供給の主体もかなり多岐にわたっている、会計基準も異なる中でありますので、その制度の報酬の改定のたびにマイナーチェンジを行っておりますが、ここで今後は大きくしっかりとした調査設計のあり方の検討をしていただきたいというところが要望であります。その中で質問なのですけれども、経営実態調査の中で、算出される収支差率というものは、介護報酬と介護報酬以外を切り離して算出される収支差率となっておりますでしょうか。これが質問です。」(第125回社会保障審議会介護給付費分科会 議事録より)

有効回答率について

「私たち介護事業者の中では、毎回この経営実態調査の集計が発表された後、よそはこんなに数字がいいのと割と顔を見合わせたりする機会があります。必ずしも疑っているということがあるわけではないにしても、より信用できる集計結果として認められるために、回収・集計の後、ちょっと常識から外れたような収支差率が出る、そういった事業所もきっとあるのだと思います。ここに「有効回答数」という言葉がよく使われますけれども、どのレベルからが無効回答になるのか、ちょっと分かりませんが、ある程度非常識な数字のものについては、少し手間ではありますが、事業者にはヒアリングなどをして、どういった原因でそういうふうになったのかを確認し、全集計に影響を与えるものはしっかりと修正してもらい、また、次回の経営実態調査には改善点として生かしていただけるように、本当に手間だと思いますけれども、お願いしたいと思います。」(第124回社会保障審議会介護給付費分科会 議事録より)

「この分科会におきまして経営実調というものが意味するものは非常に大きなものがあると思っております。その上で、調査をより精緻にするということは極めて大事な視点でありますから、工夫をしていくということが重要なことだろうと考えます。

一方で、これまで長い間、有効回答率というものが非常に低くて、ようやくこれが前回の調査で 48%。これまでからすると非常に高くなってきたということは、事業者の皆さんの御努力だと思っております、敬意を表するとともに、また、これが実態の信憑性を増したという意味でも評価できることだろうと思っております。

しかし、さらに個別に見ますと、居宅系のサービスにおきましては、御承知のとおり、数が少ないということとあわせて、事業所間の収支差のばらつきが非常に大きいということがかねてから課題として出ているわけでありまして、これが例えば調査の精緻を求めるとの影響において、有効回答率が逆に下がっていくということになると、これは一つ一つは非常に精緻なもので、評価できるものにしても、全体の状況がよく見えないということになると、この分科会としては大きな判断基準を失うことになるということではないかなと思っております。

今日の経営実調の最後のページに、いろんな調査の比較をされておりました、特に医療系との比較もされておられるわけでありまして、調査客体が非常に差がございます。しかも、介護のほうは小規模なところも多うございまして、これに対応できるという事業者側の対応が難しい点もあるのではないかと推測をしておりました、精緻と回収率といいますか、事業所の御協力が得られる、この辺のバランスというものを考えていきませんか、理念だけ先行して、私どもが必要なものが十分得られないという結果になっては本末転倒だなと思っております、この辺のバランスというものを御考慮いただきますようお願いしたいと思います。」(第 124 回社会保障審議会介護給付費分科会議事録より)

その他

「会計基準ごとに決算上の表示が、本部費、あるいは本部への繰入金など異なっていますので、こうした本部費の取扱いについても明確に示していただければと思います。」
(第 126 回社会保障審議会介護給付費分科会 議事録より)

上記を踏まえ、介護事業経営実態調査等の見直しについては、平成 27 年 12 月 14 日の第 126 回社会保障審議会介護給付費分科会において、その方針が示されているところである。

このうち、損益等における介護報酬以外のものの取扱い、集計精度の改善(回収率や有効回答率の向上)に関する指摘は以下のとおりである。

- 施設・居住系サービスの損益等における介護報酬以外のものの取扱いについては、現行の取扱いを継続しつつ、今後、費用の適切な按分方法について調査研究等を行うことを検討する。
- 介護事業経営実態調査等の回収率や有効回答率を上げる取組として、前回の調査において、母集団が小さく全数調査をしたにもかかわらず有効回答数が少なかった介護サービスや記入不備が多く見られた調査項目等を中心に更なる改善を図る。

4. 本調査研究における検討について

(1) 検討の方針

上記2及び3で述べた調査の集計方法や調査に対する指摘事項を踏まえ本調査研究にて検討していく調査事項を以下のように整理した。

- ① 費用の按分について
- (ア) 介護・予防給付の費用と介護・予防給付外の費用の按分
- 特定施設内の介護・予防給付外サービス分（自費サービス分等）の費用の按分
 - 介護予防・日常生活支援総合事業分の費用の按分
 - ・ 介護・予防給付分の費用と、介護・予防給付外のサービスや自費サービスの費用の按分をどのように行うべきか
 - ・ 按分を行う場合、取得すべき情報は何か
- (イ) 介護・予防給付サービス間の費用の按分
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所や看護小規模多機能型居宅介護事業所等の他の併設サービス（訪問介護や訪問看護）と一体的に運営が行われ、職員の勤務実態を把握しづらいことが多いと想定されるサービス
 - ・ サービス提供実績、職員の勤務時間について、どのように管理、記録をしているのか
 - ・ それらを本調査へ回答するために調査対象サービス単位で集計するには、どの程度の手間がかかるのか
 - ・ 取得が困難な場合、費用を調査対象サービスとそれ以外に按分することが可能な情報はるか
- ② 調査票に記載された収益や費用の金額および勘定科目について
- ・ 調査票上の個々の勘定科目が、実際に事業所で管理している決算書類とどの程度対応しているのか
 - ・ 対応していない場合、調査票にどのような記載が行われているか

介護事業経営実態調査で調査対象サービス分の費用を正しく把握するためには、大きく分けて、「按分処理を行うための按分指標」と「調査票上に記載された収益や費用の金額および勘定科目」の2点について、その信頼性（計上すべき費用が、だれがいつ行っても調査票に正しく計上されていること）、妥当性（事業所の記録や会計等の情報が、調査票に正しく反映されていること）を担保することが必要となる。

特に、過去の調査への回答結果から、問3の職員配置の記入負担の高さ、信頼性の欠如等が指摘されているところであり、ヒアリングの結果を踏まえ、重視して検討すべきと考えら

れる。なお、本調査研究における検討は、「サービス別費用区分手法等の数理技術的な観点（例：どの費目をどのようなルールで按分するのか等）」および「調査項目及び記入要領の改善等の調査技術的な観点（例：調査票にどのような工夫をすれば、調査客体の誤記を防げるか等）」に基づいたものとし、現行の介護事業経営実態調査の調査項目の追加・削除等については対象外とすることとした。

(2)実施事項

(1)の①、②の検討のため、関連団体および介護サービス施設・事業所へのヒアリングを実施した。具体的な調査事項とヒアリング対象については以下のとおりである。

具体的な調査事項	ヒアリング対象
① 費用の按分について (ア)介護・予防給付の費用と介護・予防給付外の費用の按分	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般社団法人全国特定施設事業者協議会 ● 介護予防・日常生活支援総合事業の実施事業所
(イ)介護・予防給付サービス間の費用の按分	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ● 看護小規模多機能型居宅介護事業所
② 調査票に記載された収益や費用の金額および勘定科目について	<ul style="list-style-type: none"> ● 営利法人 ● 社会福祉法人 ● 医療法人

なお、ヒアリングは以下の日程で実施した。

No	ヒアリング協力団体・事業所	実施日時
1	一般社団法人 全国特定施設事業者協議会	平成 28 年 11 月 14 日(月)
2	A 事業所・B 事業所 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護・社会福祉法人)	平成 28 年 12 月 26 日(月)
3	C 事業所 (看護小規模多機能型居宅介護・社会福祉法人)	平成 28 年 12 月 26 日(月)
4	D 事業所 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護・営利法人)	平成 29 年 1 月 18 日(水)
5	E 事業所 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護・営利法人)	平成 29 年 1 月 18 日(水)
6	F 事業所 (介護予防・日常生活支援総合事業・その他)	平成 29 年 2 月 3 日(金)
7	G 事業所 (医療法人)	平成 29 年 2 月 7 日(木)
8	H グループ (定期巡回・随時対応型訪問介護看護・営利法人)	平成 29 年 2 月 8 日(水)
9	I 事業所 (介護予防・日常生活支援総合事業・社会福祉法人)	平成 29 年 2 月 10 日(金)
10	J 事業所 (介護予防・日常生活支援総合事業・営利法人)	平成 29 年 2 月 10 日(金)

※次ページ以降の「Ⅲ. ヒアリングの実施結果と論点整理」内の要旨においては以下の属性を指す省略形で記載する。

- ・ No.1 : 特定協
- ・ No.2 : 定期巡回・社福
- ・ No.3 : 看多機・社福
- ・ No.4、5、8 : 定期巡回・営利法人
- ・ No.6 : 総合事業・その他
- ・ No.7 : 医療法人
- ・ No.9 : 総合事業・社福
- ・ No.10 : 総合事業・営利法人

III. ヒアリングの実施結果と論点整理

1. ヒアリングより把握された事項

(1) 費用の按分について

(ア) 介護保険内の費用と介護保険外の費用の按分

● 特定施設内の介護・予防給付サービス分（自費サービス分等）の費用の按分

具体的な調査事項	要旨
介護・予防給付分の費用と、介護・予防給付外のサービスや自費サービスの費用の按分をどのように行うべきか	<ul style="list-style-type: none">● 介護・予防給付サービス利用者と自費サービスの利用者分の費用の按分とともに、介護・予防給付サービス利用者については、純粋な介護保険事業分の損益を把握するべき。(No.1:特定協)● その場合、施設内で提供する各サービス（行為）についても、介護保険とそれ以外の範囲を明確にする必要が出てくる。(No.1:特定協)● 特定施設入居者生活介護分を除く有料老人ホームの仕事に従事している時間と、特定施設入居者生活介護に従事している時間を区別して把握することは困難であるため、人件費について、従事時間で按分をした上で記載するのは、実際には難しいと認識している。(No.1:特定協)● 特定協が行った「平成25年特定施設経営概況等調査」では、「介護事業収支」と「不動産事業等（※）収支」という名目で按分を実施した。その際、介護職員や看護職員等の人件費については、「直接処遇職員給与等」として、「介護事業収支」に100%計上している。これは、介護職員や看護職員等は、原則として特定施設内の要支援以上の利用者に対するサービスに従事しているので、介護保険事業に該当する費用として取り扱っているということである。(No.1:特定協) ※不動産事業等…特定施設内で行われるサービスのうち、建物の賃貸、食事サービス等の介護保険外のサービスをさす。

<p>按分を行う場合、取得すべき情報は何か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 純粋な介護保険事業分の費用を按分するため、職員配置や施設面積についての按分指標値を算出する必要がある。現状それに資する情報は事業所で把握していない。介護事業経営実態調査の調査票の変更について厚生労働省と合意したうえでであれば、各サービス施設・事業所での会計処理に関して、按分指標値を記入することができるよう、事業者へ必要な指示をしていくことはできると認識している。(No.1：特定協)
---------------------------	--

●介護予防・日常生活支援総合事業分の費用の按分

<p>具体的な調査事項</p>	<p>要旨</p>
<p>介護・予防給付分の費用と、介護・予防給付外のサービスや自費サービスの費用の按分をどのように行うべきか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市の緩和型の訪問サービス（訪問型サービスA）は、有資格者（介護職員初任者研修等修了者）が提供するサービスと、研修修了者（F市認定ヘルパー）によるサービスがある。前者は、介護給付サービスの訪問介護の職員が兼務している。しかし、現状として、緩和型サービスの総収益は介護給付サービスの訪問介護の1/20以下の金額であるため、費用も按分して会計をしていない。(No.6：総合事業・その他) ● 本市の緩和型の通所サービス（通所型サービスA）は、看護職員や機能訓練指導員の配置が必要ないという規定になっているが、当事業所では、職員は介護給付サービスの通所介護と兼務しているため、看護職員や機能訓練指導員も対応にあたっている。介護予防・日常生活支援総合事業と介護給付サービスの通所介護の各利用者数は把握しているものの、職員の従事時間は分けて把握していない。サービスの提供場所も送迎車も同じものを用いているため、減価償却費や車輛費等を按分することも難しい。(No.6：総合事業・その他) ● 会計書類は、そもそも当事業所と同法人の別事業所の2事業所分を合わせて作成しており、介護予防・日常生活支援総合事業の緩和型の通所

	<p>サービス（通所型サービス A）の分の費用を按分してはいない。（No. 10:総合事業・営利法人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緩和型の通所サービス（通所型サービス A）の利用者は、元々要支援者として当事業所を利用していた経緯もあるため、職員やサービス提供を介護給付サービスと区別するという対応は現実的ではない。そのような状態では緩和型の通所サービス分の費用を按分することも困難なため、実施していない。（No. 9:総合事業・社福）
<p>按分を行う場合、取得すべき情報は何か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス提供の実態は、介護給付サービスとほぼ同様のため、利用者数による按分をするのが良いのではないかと思う。ただし、単純な利用者数による按分では、ターミナルの利用者や、食事・排せつに個別対応が必要な利用者の介助が比較的負担が大きい点が、按分後の費用に反映しきれないと言えるかもしれない。（No. 9:総合事業・社福）

（イ） 介護・予防給付サービス間の費用の按分

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所や看護小規模多機能型居宅介護事業所等の併設サービスと一体的に運営が行われ、職員の勤務実態を把握しづらいことが多いことが想定されるサービス

具体的な調査事項	要旨
<p>サービス提供実績、職員の勤務時間について、どのように管理、記録をしているのか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問介護のそれぞれの訪問回数（サービスの提供実績）は、報酬請求に連動した形で、ケア記録として電子的に記録されている。（No. 2：定期巡回・社福） ● 当日の各職員の予定を紙媒体に記載して保存はしているが、電子媒体での記録はしていない。当事業所は訪問看護事業所を併設しているが、看護小規模多機能型居宅介護併設の訪問看護については、看護小規模多機能型居宅介護の人員配置を満たせば問題ない基準となっているので、訪問看護と人員配置を区分し兼務実績を明確にする理由がない。（No. 3：看多機・社福）

具体的な調査事項	要旨
	<ul style="list-style-type: none"> ● 人員配置のエビデンスにするため、個人別・日次で各サービスへの従事状況を電子媒体で記録している。(No. 2: 定期巡回・社福) ● 利用者宅への訪問記録をスマートフォンのアプリを用いて記録している。利用者に紐付いたデータ形式で保存がなされているため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と訪問介護のそれぞれの訪問回数を集計することも容易である。(No. 4: 定期巡回・営利法人) ● 職員（個人）別のスケジュールはあるが、それを調査票に合わせて、介護職員、看護職員等の職種別に足し合わせて集計する仕組みはない。現在の社内の人件費の考え方として、兼務がある場合、当該職員の主務であるサービスに、人件費の全額を計上している。(No. 5: 定期巡回・営利法人) ● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護分の費用を、実態に則して按分することは重要と考えるが、現状では、それを実施するためのシステム基盤やリソースがない。(No. 8: 定期巡回・営利法人)
<p>それらを本調査へ回答するために調査対象サービス単位で集計するには、どの程度の手間がかかるのか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 併設サービスも含めた訪問回数や、延べ利用者数（サービスの提供実績）は、ソフト上で、サービス別の値を簡単に集計することが可能。(No. 2: 定期巡回・社福, No. 3: 看多機・社福, No. 4: 定期巡回・営利法人) ● 職員別のスケジュールを、電子媒体かつ数値データで管理しているため、職員の従事時間を個人別に集計することは容易に可能だが、職種の情報や介護福祉士の資格取得有無が付記されていないため、職員数が多い場合、それを職種ごとにまとめ、調査票へ記載するのに時間がかかる。(No. 2: 定期巡回・社福, No. 4: 定期巡回・営利法人) ● 職員の日次のスケジュールの記録があるだけなので、それをサービス別に足し上げて、従事時間を手計算で出すのは困難。(No. 3: 看多機・社福, No. 5: 定期巡回・営利法人) ● 兼務職員については主務のサービスに、人件費の全

具体的な調査事項	要旨
	<p>額を計上している。このような場合、他の訪問系サービスと分けて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみの勤務実態を把握し、記入することは難しいのではないか。(No. 5:定期巡回・営利法人)</p>
<p>困難な場合、費用を調査対象サービスとそれ以外に按分することが可能な情報はあるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状把握が可能で、かつ按分に利用できそうなデータとしては、強いて言えば、サービス提供実績（訪問回数等）であるが、利用者や日によってかなり差があるので、それらで押しなべてサービス別に切り分けた結果が実態に即しているか不明。(No. 3:看多機・社福) ● 仮に調査票のように職種別に従事時間を把握したとしても、訪問介護と夜間対応型訪問介護では同職種のなかで、時間単価が違う場合がある(※)ので、そこまで勘案した費用区分がなされない。(No. 8:定期巡回・営利法人) <p>※介護事業経営実態調査においては、個々の職員の時給等を把握したうえでの費用按分をしていないため、その点は反映されてない。</p>

(2) 調査票に記載された収益や費用の金額および勘定科目

具体的な調査事項	要旨
<p>調査票上の個々の勘定科目が、実際に事業所で管理している決算書類とどの程度対応しているのか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 費用のうち、保守費等、調査票上に計上できていない費目がある可能性がある。(No. 1:特定協) ● 収益の調査項目について、「その他の収益」という主旨の項目が多く、何の収益をどの項目に記入すべきか分からず混乱する。(No. 1:特定協) ● 自法人で採用している会計基準よりも細かい費目（「賃借料」内の「土地」「建物及び建物付属設備」等、「委託費」内の「送迎委託費」「清掃委託費」等）については、決算書類に当該費目の金額の記載がないため、調査に回答するために算出するのは困難である。(No. 2:定期巡回・社福, No. 8:定期巡回・営利法人) ● 法人本部にかかる費用は、一つの独立した部門の

具体的な調査事項	要旨
	<p>費用として扱って、各事業所別に費用を配賦していない。そのため、事業所側は当該調査項目の金額は不明である。(No. 4: 定期巡回・営利法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当事業所では介護職員の自己所有の車両を借り上げて利用し、走行距離に応じて職員に支払い、車両費として計上していない。(No. 4: 定期巡回・営利法人) ● 管理会計の実施に際しては、まず建物(拠点)ごとの損益を明確にし、それを介護・予防給付サービスごとに配賦している。ただし、法人本部内の管理部門の費用は、各事業所に配賦していない。また、減価償却費についても、法人本部の費用とみなし、事業所に配賦していない。(No. 7: 医療法人) ● 管理会計の費目自体は、調査項目と大幅に異なるというわけではない。(No. 8: 定期巡回・営利法人) ● 調査票上の「本部経費配賦額」については、「経営指導料」「経営管理料」の名目で、各拠点(事業所)に配賦している。当該費用は、いわゆる販管費を意図するのだろうが、介護サービス事業所の現場の管理者が、販管費という名称では理解できないと思う。「その他経費」や「本部・本社経費」のほうが、「本部経費配賦額」よりわかりやすいと思う。(No. 8: 定期巡回・営利法人) ● 「広告宣伝費」「人材募集費」については、「その他の経費」に含めるべきとされているが、当社の場合は、複数の拠点(事業所)で一括にかかる金額で、介護・予防給付サービスに配賦していないため、介護・予防給付サービス単位の金額を把握していない。(No. 8: 定期巡回・営利法人) ● 社会福祉法人会計基準の費目より細かい費目の金額は把握していないため、そのような調査項目については、個々の伝票を確認しながら再計算し記入した。たとえば、賃借料の内訳の「機械設備」であれば、「設備器械」に該当するような伝票を判断して足しあげたが、非常に長い時間がかかり、

具体的な調査事項	要旨
	負担だった。記入するうえで、事業所の決算書からそのまま書き写せるようであれば、記入者の負担は大幅に減るだろう。(No. 9:総合事業・社福)
対応していない場合、調査票にどのような記載が行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に費用については、決算書類に計上されている金額全てが調査票に記載されているかどうか確認するよう、会員の事業所に対して記入上の注意点の周知を行っている。(No. 1:特定協) ● 決算書類よりも細かい費目については、分けられないため、そのうちの特定の細目1つに、金額をまとめて記載した。(No. 2:定期巡回・社福) ● 決算書類よりも細かい費目については、空欄のまま提出した。(No. 4:定期巡回・営利法人) ● 決算書類よりも細かい費目については、伝票を見ても計上すべき費目を特定できなかった場合、「その他」の費目に計上している。(No. 9:総合事業・社福) ● 各事業所に配賦していない費用については、調査票上のどの費目にも含めないまま提出している。(No. 8:定期巡回・営利法人) ● 名称や費目の説明を見て、内容が一致しそうと思ったものは記載するが、調査票の費目の数が少なく、どこにも含まれないと思しき費用が発生する。その場合は「4 その他の売上原価」にまとめて記載している。(No. 8:定期巡回・営利法人)

2. ヒアリング結果を踏まえた論点整理

(1)費用の按分について

(ア) 介護・予防給付の費用と介護・予防給付外の費用の按分

●特定施設内の介護・予防給付外サービス分（自費サービス分等）の費用の按分

- ・ 介護・予防給付分の費用と、介護・予防給付外のサービスや自費サービスの費用の按分について、ヒアリングによって把握された現状を踏まえ、どのような対応が考えられるか。
- ・ 按分に必要な按分指標値の情報の把握に伴う記入者負担の増加について、どのよう

に考えるか。

●介護予防・日常生活支援総合事業分の費用の按分

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の利用者については、現時点では、事業所全体の利用者に対して低い割合を占めるに留まっているが、今後見込まれる利用者の増加に備え、どのような対応が考えられるか。
- ・ 按分に必要な按分指標値の情報の把握に伴う記入者負担の増加について、どのように考えるか。

(イ) 介護・予防給付サービス間の費用の按分

- ・ サービスの提供実績については、報酬請求やサービス提供のエビデンスとして、管理・記録されているケースが多いとみられる。
- ・ 職員の勤務時間の把握については、勤怠管理の一環として実施されている一方、調査対象サービス分の従事時間は把握していない場合もあるとみられるが、どのような対応が考えられるか。
- ・ 人員配置基準上、サービス別の常勤換算人員を把握する必要がない場合は、サービス別の個人の従事時間を記録する必要性がない。この場合、人件費の按分をするには、本調査のためにサービス別の従事時間を算出しなくてはならないが、記入者負担も鑑みたくて、どのような方策が考えうるか。

(2) 調査票に記載された収益や費用の金額および勘定科目

- ・ 法人種別を問わず、会計基準より細かい調査項目（費目）については、調査票上の費目別の金額が把握されていない場合もあるため、調査客体が金額の記入を正しくできていない可能性がある。その場合の記入について、どのような対応が考えられるか。
- ・ 一方、営利法人においては、逆に調査票の方が法人の決算書類よりも費目が少ないため調査票上に計上できていない費用（保守費等）が生じている可能性があるが、どのような対応が考えられるか。
- ・ 本部経費については、配賦していないケースも見られた一方、現状の「本部経費配賦額」の名称では、具体的にどのような経費が含まれるのか分かりにくいとの指摘もあるが、どのような対応が考えられるか。

IV. 各論点についての検討

1. 費用の按分について

(1) 介護・予防給付の費用と介護・予防給付外の費用の按分

(ア) 特定施設内の介護・予防給付外サービス分（自費サービス分等）の費用の按分

① ヒアリング結果による課題

ヒアリング結果によると、人件費について、従業時間按分をした上での記載は実際には難しく、有料老人ホームの仕事に従事している時間と、特定施設入居者生活介護に従事している時間を区別して把握することは困難であるとのことであり、このような現状を踏まえると、現行の各介護サービス施設・事業所の管理会計をもとに、介護・予防給付分とそれ以外の自費サービス等の費用を切り分けるのは不可能であるということであった。

② 今後の検討課題

介護事業経営実態調査はあくまで、各介護サービス施設・事業所の管理会計に基づいた収益及び費用の内容を把握することが実施上の前提であり、それ以外の方法（本調査のために別途、元々の管理会計と異なったルールで会計書類を作成する等）については、記入者負担の増加が懸念される。また、新たに作成させる会計書類の作成ルールについても確立されたものはなく、研究途上という状態である。

この点について、有料老人ホーム等の高齢者施設における先行研究としては、「平成 27 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）『高齢者向け住まいにおける経営実態の把握のあり方に関する調査研究事業』（実施者：野村総合研究所）等があり、そのなかでは下記のような事業別損益を把握するための按分方法が示されている。

- 上記調査研究においては、介護・予防給付サービスと介護・予防給付外のサービスを一体的に提供している、特定施設入居者生活介護事業者の損益を【介護保険内・外】×【サービス事業・住まい運営事業】の 3 つの事業に按分することをゴールとして、按分ルールを定めるとともに（図表 8）、この按分ルールに基づく試行を行うために、特定施設入居者生活介護を運営する事業者へのアンケート調査を実施している。

※ 当該調査研究は、厚労省通知（平成 13 年 3 月 28 日老振発第 18 号厚生労働省老健局振興課長通知）にて按分規定を示していない範囲について、按分ルールを検討するものとされている。

- 費用科目には、複数事業に関係する人件費等の勘定科目について、図表 9 のルールが示

されている。このうち、人件費等については、前述した3つの事業ごとに費用を按分するためのルールとして、「職種別給与」を「職種別事業別従事時間」に基づき算出した給与比率によって、3つの事業ごとに按分するとしている。この按分処理を行うために、職種別・事業別従事時間割合の項目が調査票（問4）に設けられている（図表10）。なお、各職種の割合の記載については「職員自身の認識や、管理者・回答者の推測する割合など」によるものとされている。

- ただし、問4の回答結果によると、回収した調査票のうち、有効票とみなされる「業務時間の内訳合計が10割になっている施設」は看護・介護職員で7割程度、その他の職員で4割程度であったとの結果が示されている。

図表 8 特定施設入居者生活介護事業者が提供しているサービスの分類

	介護保険内	介護保険外
サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特定施設入居者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上乗せ介護サービス ✓ 個別的な選択による介護サービス ✓ 特定施設非適用者（自立入居者）へのサービス
住まい運営事業		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 居住 ✓ 食事提供

出所；平成27年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）「高齢者向け住まいにおける経営実態の把握のあり方に関する調査研究事業」（野村総合研究所）より三菱総合研究所作成

図表 9 支出（費用）科目別按分ルール

科目	按分が必要な理由	按分ルール
人件費・派遣委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・住まい運営事業、介護保険内サービス事業、介護保険外サービス事業が混在している。 ・職種により従事している業務が異なり、例えば介護職員であっても介護保険外サービスも行っていると考えられる 	<p><B. 従業時間按分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・問 6 で調査した職種別給与を、問 4 職種別事業別従事時間に基づき按分した給与比率で、住まい運営事業、介護保険内サービス事業、介護保険外サービス事業に按分
福利厚生 職員採用経費 研修費	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 ・福利厚生費、職員採用経費、研修費は給与に比例すると推定される 	<p><B. 従業時間按分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・単価の概念が反映させるため、給与割合に基づき、住まい運営事業、介護保険内サービス事業、介護保険外サービス事業に按分
保守・修繕費 賃借料 建物及び建物付属設備減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 ・保守・修繕費や賃借料、建物及び建物付属設備減価償却費は、建物面積に比例すると推定される 	<p><C. 建物面積按分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・問 2 (4) で調査した建物面積を、住まい運営事業・保険内サービス事業に区分し、面積割合に基づき按分
旅費交通費 広報費・入居者募集経費 通信運搬費、事務費、保険料、租税公課、車両費 車両船舶設備減価償却費 送迎委託費、その他の委託費 その他の経費 その他の減価償却費 本部経費配賦額 営業外費用、特別損失 法人税、住民税、及び事業税	<ul style="list-style-type: none"> ・住まい運営事業、介護保険内サービス事業、介護保険外サービス事業に関する費用が混在している 	<p><A. 売上按分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住まい運営事業、介護保険内サービス事業、介護保険外サービス事業に売上按分

※最も細かい粒度の科目で按分集計を行う

ただし、内訳科目の按分ルールが全て同じ場合、小計科目で按分集計を行う

出所；平成 27 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）「高齢者向け住まいにおける経営実態の把握のあり方に関する調査研究事業」（野村総合研究所）より三菱総合研究所作成

図表 10 調査票 問4：業務時間の割合

問4 特定施設入居者生活介護等の職員が従事する業務時間の割合をお伺いします。

- 割合は、職員自身の認識や、管理者・回答者の推測する割合など、概ねで構いません。
- 兼務者の場合は主務の職種について記入してください。
- 事務職員とは、事業所の総務、労務、経理、庶務などに従事する方を指します。

職種	介護保険サービス (保険内の介護サービス、給付申請業務等含む)		介護保険外サービス			左記合計 ※合計値 が10割 になるよう に左記を ご記入くだ さい。
	特定施設入居者 生活介護	その他の介護保 険サービス(通 所、短期入所等)	介護保険でカバーさ れない介護サービス (通院介助、追加 の入浴介助等)	施設・住宅の保守 点検などの不動産 管理業務	その他の業務	
管理者	割	割	割	割	割	10割
看護・介護職員	割	割	割	割	割	10割
生活指導員 計画作成担当者 機能訓練指導員	割	割	割	割	割	10割
事務職員	割	割	割	割	割	10割
その他職員	割	割	割	割	割	10割

出所；平成27年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）「高齢者向け住まいにおける経営実態の把握のあり方に関する調査研究事業」（野村総合研究所）より抜粋

- 上述した按分の規定を検討しつつも、以下のような課題も最終的に記載されている。
 - 「介護保険分を切り出して把握できる仕組み作り（介護保険内外の会計区分）が必要だが、現場のサービスは介護保険内外が混在しており、切り分けは極めて困難である。」
 - 「3事業に区分する際の按分手法は、社会福祉法人会計基準等を参考に、本調査研究である程度の手法を設定できた。しかし、試算結果については、回答数が充分ではないことや、按分計算のもととなる回答の信頼性が必ずしも高くないこと等から、算出結果は参考値とせざるを得なかった。」

上記研究からも、介護・予防給付対象外の利用者が入居する特定施設の会計の現状が、介護給付対象と対象外の費用を区分して把握可能な状況ではなく、また根拠や信頼性がある結果が得られにくいことを示唆されている。

本調査研究においても事業者へのヒアリングを実施したところであるが、現状としては、上記同様、現行の各介護サービス施設・事業所の管理会計をもとに、費用について、介護報酬とそれ以外の自費サービス等の費用に按分するのは困難であるということが、ヒアリング等から把握されたところであり、また、本調査研究のヒアリングにおいて、上記の介護保険内外の費用の把握、算出について、様々な意見を取得したが、現状の介護事業経営実態調査の形態で調査を実施することを前提とした場合、信頼性と妥当性の高い費用按分は極めて困難であることが明らかになったところである。

(イ) 介護予防・日常生活支援総合事業分の費用の按分

① ヒアリング結果による課題

介護予防・日常生活支援総合事業のうち、緩和型サービスの現在のサービス提供実態については、訪問サービスと通所サービスで以下のような状況が把握された。

訪問サービスについては、同一事業所内で行われている介護・予防給付サービスと同様の有資格者が訪問する場合と、研修修了者が訪問する場合の2種類が実施されていた。しかしながら、介護予防・日常生活支援総合事業分の収益が、全体の収益に占める割合が低いため、介護給付サービスと損益を分けて管理されていなかったところである。一方で、有資格者による訪問にかかる費用については、介護・予防給付サービスの利用者に対する訪問1回あたり労働投入量のほうが、介護予防・日常生活支援総合事業と比べて大きいことが想定されるため、訪問回数等で費用を一律に按分することは適当でないと思われる。

通所サービスについては、同一事業所内で行われている介護給付サービスと一体的に提供されており、提供場所や職員の配置等の状況も同一であるということが伺われたところである。このような状況では、実際に投入した費用を区分することは困難であり、一方で、訪問サービスと同様、介護・予防給付サービスの利用者に対する1人あたり労働投入量のほうが、介護予防・日常生活支援総合事業と比べて大きいことが想定されるため、延べ利用者数等で費用を一律に按分することは適当でないと思われる。

② 今後の検討課題

現在は制度の過渡期であることを踏まえ、今後もその普及実態およびサービス提供実態を把握し、費用按分の可能性を検討したうえで、必要に応じて本調査の調査票に反映をしていくことが考えられるところである。

(2) 介護・予防給付サービス間の費用の按分

① ヒアリング結果による課題

ヒアリング結果によると、調査対象施設・事業所では、訪問回数等のサービス提供実績については、報酬請求やサービス提供のエビデンスとして、管理・記録されているケースが多いが、一方、職員の勤務時間自体については、勤怠管理の一環として実施されているものの、サービス単位での勤務時間は把握していない場合もあるとみられる。このため、兼務がある職員も主に従事しているサービスに一括して人件費を計上している例が見られた。

ただし、訪問系サービス等では、訪問記録等を電子化する等、ICTを導入する事業所も増えており、サービス別のデータを保持・集計する機能が活用できれば、サービス別の個人の従事時間も容易に算出可能とみられるところである。

なお、人員配置基準上、サービス別の常勤換算人員を把握する必要性が特段ない場合は、サービス別の個人の従事時間を記録する必要性がないため、本調査のために作成をしなくてはならず、記入者において苦慮しているという点も鑑みる必要があるものの、現状においては、本調査の意義を周知するとともに、このような調査項目が何故必要なのかということを示すことにより、調査対象施設・事業所の理解を得るということを検討していくべきものと考えられる。

② 今後の検討課題

介護・予防給付サービス間の費用の按分を行うために必要な「按分処理を行うための按分指標値」（図表4）については、収益比率を除き、いずれも調査票の問1～問3の回答内容に基づいて算出されることから、特に「一体会計」の場合は、介護サービス施設・事業所の収益及び費用を記入する問4以外の問についても正しく回答していただくことが必要となるものであり、そのことがひいては有効回答率の向上に寄与するものと考えられるところである。

一方、今回のヒアリング結果からは、調査対象施設・事業所において、必ずしも職員の指定施設・サービス単位での勤務時間を把握しているわけではないことが把握されたところである。

しかしながら、これらの情報は、指定施設・サービス単位の損益を算出するうえで必要な情報となることから、調査客体である介護サービス施設・事業所へのさらなる周知や、調査票・記入要領等の工夫を行ったうえで、協力を依頼することが重要と考えられる。

なお、職員配置の記録については、介護サービス施設・事業所ごとの把握状況や記録媒体等に大きな差異があることが、今回のヒアリング結果から浮き彫りになったが、現状の限界も踏まえつつ、アプリケーションやシステム等のICT活用の有無により、どの程度職員配置の記入の正確性に違いがあるのかを今後把握をしていくことも考えられるところである。

図表 11 記入要領の改善点（案）その1

No	問番号	記入要領の改善点（案）
1	問1、問2、問3	<ul style="list-style-type: none"> ● 収益及び費用（問4）以外の項目として、サービス提供実績や面積、職員配置等の記入がなぜ必要なのか、どんな費目の按分に利用されるのかを明示し、これらの調査項目へ回答することの重要性をご理解いただく。

また、記入要領の改善点については、第1回検討委員会において、過去調査で問合せが多かった、有給休暇や研修に費やした時間についても、調査対象サービスにかかる従事時間として算定する旨を追記する等が指摘された。これに限らず、調査客体がより正しい理解をもって記入できるよう、工夫をすることが必要である。

図表 12 記入要領の改善点（案）その2

No	問番号	記入要領の改善点（案）
1	問3	<ul style="list-style-type: none"> ● 有給休暇や研修の受講時間等、サービス提供を実施していないが、給与が発生している時間について、考え方をQAに明示しておく。

2. 調査票に記載された収益及び費用の金額および勘定科目

(1)ヒアリング結果による課題

今回のヒアリング結果によると、調査対象施設・事業所が採用している会計基準の勘定科目と本調査の調査票における勘定科目が合致しない費目が少なからず存在し、そのような勘定科目に係る収益額及び費用額の記載については、記入者において苦慮しているという状況が認められたところである。

このうち、特に営利法人については、現状としては、統一的な会計基準がないため、項目の定義の統一は困難とみられる。このため、まずは発生しているコストの計上を漏れなく行っていただくことを優先すべきであると考えられ、こうした観点から調査票や記入要領への工夫をすべきである。

また、こうした課題への対応については、回収率や有効回答率の向上を図ることに繋がるものであることから、できる限り速やかに取り組むべきものと考えられるところである。

(2) 今後の検討課題

以上の点を踏まえて、今回のヒアリングにおいて課題とされた事項については、記入要領等における説明内容を充実するなど、速やかな対応が望まれるところである。

なお、調査項目（費目）の名称については、基本的には各会計基準上の表記に則るものであるが、企業会計（営利法人）向けの介護事業経営実態調査の調査項目は、項目の粒度が粗く、記入者の属する法人が採用している勘定科目と完全に一致する項目がない場合も想定されるため、今後、記入者にわかりやすい名称を検討することも考えられる。

図表 13 記入要領の改善点（案）その3

No	問番号	記入要領の改善点（案）
1	問4（1）	<ul style="list-style-type: none">● 特定施設入居者生活介護等における保険外の利用料の取得の仕方や名称が、介護サービス事業所ごとに異なることを想定し、「その他の収入」欄を幾つか設定しているが、わかりづらいとの指摘もあるため、具体的な収入例を記入例等に記載し、記入しやすくする。
2	問4（3）企業会計	<ul style="list-style-type: none">● 広告宣伝費、職員採用経費等、介護サービス施設・事業所での費用発生が想定されるが、調査票上に調査項目（費目）がない費用については、「その他の経費」に含めるよう、記入例等で周知を行う。
3	問4（3）	<ul style="list-style-type: none">● 賃借料や委託費等、既存の会計基準よりも細かい費目が設定されている点については、誤記を招かないよう注意喚起を行う。● 本部経費について、記入要領における説明等をわかりやすいものに見直す。

参考資料 1

ヒアリング議事概要

(No. 1) 一般社団法人 全国特定施設事業者協議会ヒアリング議事概要	
日時・場所	平成 28 年 11 月 14 日 (月) 14:00 - 15:30 一般社団法人 全国特定施設事業者協議会
出席者	一般社団法人 全国特定施設事業者協議会 1 名 厚生労働省老健局老人保健課 1 名 株式会社三菱総合研究所 3 名

○ヒアリング事項

1. 有料老人ホームにおける特定施設入居者生活介護分のみの費用の区分・記入可否について
2. 介護事業経営概況調査の調査票における収支の費目（問 4 (1) ・ (3) ）のなかで、回答時に明瞭ではないと思われる点について
3. その他調査についてのご意見

○ヒアリング概要

1. 有料老人ホームにおける介護・予防給付分の費用の按分および調査票の記入可否について
 - ・ 全国特定施設事業者協議会がまとめた資料「介護事業経営実態調査結果と介護報酬改定について（意見書）」においても「3. 介護保険に関する収入・支出のみを抜き出した分析が必要」という論点を指摘している。具体的に、全国特定施設事業者協議会の独自調査に基づいて介護事業とその他事業の損益を区別した試算（資料「特定施設の介護事業単体の収支差率の分析」平成 25 年特定施設経営概況等調査報告書より）によると、「介護事業収支差」が 4.3%、「不動産事業等収支差」が 12.6%という結果であった。これらの試算は、以下のような設定で実施している。
 - 「介護事業（特定施設入居者生活介護）」と「不動産事業等（建物の賃貸、食事サービス等）」という事業区分の設定
 - 「介護事業支出」のうち、施設管理費については、事務室・機能訓練室など介護事業に関わる共用部分が 10%を占めると仮定して、関係する土地建物賃借料、減価償却費を按分
 - 直接処遇職員以外（事務職員等）の給与および本部費用については、全体の収入のうち、「介護事業収入」：「不動産事業等収入」=45：55 の比であることを参考に、その比で按分
 - ・ 上記の手法をより精緻なものにするため、平成 27 年度老人保健健康増進等事業「高齢者住まいにおける経営実態の把握のあり方に関する調査研究事業」（以降平成 27 年度老人保健健康増進等事業という）において、より正確な損益が把握出来るような調査の在り方を検討した。
 - ・ 上記の取り組みを踏まえ、今回のヒアリングに関する点としては、介護・予防給付のみの損益を按分するうえで、主に費用の按分のルールに関する課題意識を有している。（全国特定施設事業者協議会）
- ・ 平成 27 年度老人保健健康増進等事業では、人件費については、「介護保険内」と「介護保険外の介護サービス事業」、「介護保険外の住まい運営事業」の従事時間の割合による按分を試みてい

るが、介護事業経営実態調査でも同様の手法で従事時間による職員配置の状況を記入可能であると考えているか。(三菱総合研究所)

➤ 有料老人ホーム内の特定施設入居者生活介護に従事している時間と、それ以外の業務に従事している時間を区別して従事時間を把握することになるため、実際には、従事時間を取得して、介護・予防給付分の費用を按分することは難しいと認識している。(全国特定施設事業者協議会)

・ 日によって実施する業務も異なると想定されるが、1か月の単位で、介護・予防給付と介護・予防給付外のそれぞれについて分けて、従事時間の管理、記入を行うことが、一般の事業所で可能なのか。(三菱総合研究所)

➤ 現状、基本的に従事時間の管理はしていない。介護職員については、原則として要支援・要介護者に対する介護に従事しているので、介護・予防給付分に該当する費用として認識している。少数だが自立の利用者がいる有料老人ホームもあるので、そこは勘案すべきかもしれないが、全国特定施設事業者協議会の試算においても、「直接処遇職員」の給与は全額「介護事業支出」の人件費に含めている。(全国特定施設事業者協議会)

➤ 介護職員として有料老人ホームで雇用されている職員は、自立の利用者に対する見守り等には関与することはないという理解で良いか。(三菱総合研究所)

➤ ゼロではないと思うが、自立の利用者に対する従事時間はかなり少ない割合であるため、そこまで分けて把握する必要があるか、というところだと思う。例えば介護職員が行う体操の場に自立の利用者がいる場合、その利用者への対応にかかる従事時間をどう取り扱うかといった点である。(全国特定施設事業者協議会)

・ 要支援者のなかでも比較的軽度な場合、介護保険の特定施設入居者生活介護を利用していないケースもあるかと思う。そのような場合も含めて、介護・予防給付分のみに従事した時間を記入できるのか。(三菱総合研究所)

➤ 介護保険の特定施設入居者生活介護を利用していない軽度の利用者は、ほぼ自立と同等と見なして良いと思う。介護職員が、自立や介護保険の特定施設入居者生活介護を利用していない利用者に、状況に応じて関わることは考えられるが、介護職員の1か月の人件費のうち、ごくわずかな割合と認識している。また、簡単な対応やタクシー手配等のフロント業務は、事務職員やフロントスタッフ等が対応するケースが多い。そういった費用は、当会の試算では「その他の職員給与等」として計上しており、一定の割合で「介護事業支出」と「不動産事業等支出」に按分して計上している。自立型の有料老人ホームの数も減ってきているため、そうした有料老人ホームの全体への影響は、捨象できる範囲と認識している。(全国特定施設事業者協議会)

・ 雇用する職員のうち、介護・予防給付と介護・予防給付外の費用に按分しなくてはならない職員は、限られているという認識か。(三菱総合研究所)

➤ 管理者や看護職員の給与は、介護・予防給付と介護・予防給付外の両方にかかる費用となり

- 得る。例えば、看護職員でも、自立の利用者に対する健康相談への対応は行っている。(全国特定施設事業者協議会)
- 調理員や栄養士についても、一般職員と同様に「介護事業収入」:「不動産事業等収入」=45:55の比で按分できると認識しているか。(三菱総合研究所)
 - 自立の利用者も同様に食事をするため、按分が必要と認識している。食事については外部委託をしている有料老人ホームも多い。その場合には調査票の厨房委託費に計上している。(全国特定施設事業者協議会)
- ・ 一般職員の方の従事時間を、介護・予防給付と介護・予防給付外に分けて、調査票に記載することは現実的に可能なのか。(三菱総合研究所)
 - 仮に、一般職員が要支援・要介護者に該当するかどうか関係なく、利用者へのフロント業務を実施しているとすれば、介護・予防給付と介護・予防給付の利用者数の比で按分した値を回答すること等、回答者の方で按分した値を書いてくることはできると思う。(全国特定施設事業者協議会)
 - ・ 賃借料や減価償却費を按分する面積比については、介護事業経営実態調査で把握する場合、介護事業に関わる面積について、各事業所に回答してもらうことになるが、現実的に可能なのか。(三菱総合研究所)
 - 介護・予防給付の対象となるものが明確になれば、面積を回答することは可能だと認識している。(全国特定施設事業者協議会)
 - ・ 平成 27 年度老人保健健康増進等事業時の調査票の記入の具合は、どの程度だったのか。(三菱総合研究所)
 - すべての問が有効だった票は、全部で数十と少なかった。(全国特定施設事業者協議会)
 - 過去の介護事業経営実態調査も、それほど有効回答率が高いわけではないので、記入負担とのバランスが重要になってくるのではないか。(三菱総合研究所)
 - ・ 特定施設入居者生活介護に限らず、介護老人福祉施設等においても、居住費や食費等の介護・予防給付と介護・予防給付外を按分した結果を示していくべきだという課題意識はある。(全国特定施設事業者協議会)
 - 介護老人福祉施設については補給給付の取り扱い等も検討する必要があるが、居住費・食費等の介護・予防給付外の損益を、介護・予防給付の損益と分けて評価するべきなのか否かという点については、共通の課題といえる。(三菱総合研究所)
 - ・ 介護職員等の「直接処遇職員」が、「介護事業」(特定施設入居者生活介護の利用者)のみに携わっている根拠が得られれば、人件費の按分は一部可能ではないか。(三菱総合研究所)
 - 特定施設入居者生活介護では、要支援・要介護者 3 名に対して 1 名の介護職員の配置が義務付けられているため、各事業所で「直接処遇職員」の配置は管理されているはずである。

- ・ 「施設管理費」に含まれる諸室については、何が介護・予防給付に含まれるのかの定義がまずない。(三菱総合研究所)

 - 居室のみ、介護・予防給付外として扱うという方法もあるかもしれない。例えば、恐らく介護・予防給付外に含まれる食堂を、機能訓練室として兼用している場合、どちらに位置づけるのか等が問題になると認識している。

- ・ 「施設管理費」のうち、「その他の施設費用」はいわゆる経費で、金額も高い。一方で消耗品等の細かい費用も含まれており、何の費用をどこまで介護・予防給付と介護・予防給付外に按分するか判断は難しい。(全国特定施設事業者協議会)

- ・ 利用者数のうちの、要支援・要介護者と自立の人の割合は、どのくらい変動するのか。調査票上はある1か月の利用者の割合しか取得していないため、変動が大きい場合、費用側にその変動を反映できない可能性がある。(三菱総合研究所)

 - 要支援・介護者であっても、その居室にかかる費用は介護・予防給付外である。そのため、居室以外の機能訓練室や健康管理室等の按分の情報把握を出来れば問題ないと考える。ただ、施設面積において居室以外の部分は大きくないため、利用者の変動による影響は少ないのではないかと。現状、自立の人にかかる費用はわずかなので、むしろ、消耗品も含めて何が介護・予防給付の対象となり、何が対象外なのかを明確にすることのほうが重要であると認識している。(全国特定施設事業者協議会)
 - 介護・予防給付の対象になるものの基準を定めたとしても、会計基準より細かい費目で費用を回答するよう依頼することは難しい。
 - 何らかの按分指標値で按分する他ないだろう。(全国特定施設事業者協議会)

- ・ ご要望として、実施している事業のなかの特定施設入居者生活介護の利用者(要支援・要介護者)分と自立の利用者分の損益を区別して算出することを主としているのか、もしくは、介護事業と不動産事業等を区別して算出することを主としているのか。(三菱総合研究所)

 - どちらも区別すべきだと認識している。が、後者を優先して考えている。さらに今後、上乗せ介護費用について、どのように扱うかは検討しないといけない。(全国特定施設入居者生活介護)
 - 居住、食事提供のあるサービスについては、すべて当てはまる視点である。(三菱総合研究所)

- ・ 平成27年度老人保健健康増進等事業の調査対象となった事業所をご紹介いただき、介護事業経営実態調査の調査票の内容より多くの項目を把握することの記入負担について、ヒアリングを行うことは可能か。(三菱総合研究所)

 - 「完全回答」が16という結果なので、記入負担は相当高かったと思われる。(全国特定施設)

設事業者協議会)

- 一口に「書ける」と言っても、「頑張れば書ける」内容と、厚労省からの調査協力のレベルで「書ける」というのは違うだろう。現実的にフィージビリティがあるのかどうかは確認しておきたいところである。(三菱総合研究所)
- 少数の事業所へのヒアリングでは、記入負担の度合いについても代表性を担保出来ないと考えられる。記入負担を把握するのであれば、それをアンケート調査等で広く問うことが適切ではないか。(全国特定施設事業者協議会)

・ 現状の介護事業経営実態調査の内容についても、ご指摘を頂いている。記入に際して、本社（法人本部）に確認していただく点があり得ることや、面積や職員配置についても回答していただく必要がある点については、特に按分の概要を周知することで、より事業所に納得感をもって回答していただくことができるよう、改善をはかりたい。この点は平成 27 年度老人保健健康増進等事業でも指摘されている。(三菱総合研究所)

・ 長期的には、事業所側が介護・予防給付分のみの損益計算書を作成する必要があると思っている。指定基準においてもそのように定められている。当座としては、調査票の費目について、どんな費用が含まれるのかを明らかにしていくことが重要と思っている。(全国特定施設事業者協議会)

- 介護・予防給付分を按分していくことについて、どのような取り組みを考えているか。(三菱総合研究所)
- 将来的にどのように取り組んでいくかについては、厚生労働省と相談していきたい。まずは管理会計の手法を変えていくのではなく、現在の介護事業経営実態調査へ適切に回答できるようなルール作りから始めていきたい。(全国特定施設事業者協議会)
- 社会福祉法人や医療法人のように 1 つに定まった会計基準がないなかで、どのように実施していくか。(三菱総合研究所)
- 例えば給食材料費や給食委託費といった、介護・予防給付外であることが明らかな費目以外で、介護・予防給付分と介護・予防給付外分の費用配賦が必要で、かつ特に金額の大きい費目については、伝票の段階で、介護・予防給付分に該当するかどうかの判断をしていく必要のある費目はどれなのかということを確認していかないといけないと思っている。(全国特定施設事業者協議会)
- 介護事業経営実態調査のために、按分・配賦処理をしていただくことは事業所の負担が大きいため、管理会計上でそのような変更がなされないと実現は困難か。(三菱総合研究所)
- 「有料老人ホームは介護・予防給付以外で大半の収益を得られているのだからいいじゃないか」というような、世間の誤認識を訂正していかねばならないと考えている。将来の介護報酬改定も見据え、介護・予防給付分の費用配賦や按分に事業所が対応できるようにしていく意義を感じている。(全国特定施設事業者協議会)
- 介護事業経営実態調査は一般統計調査であるため、調査票の項目変更においては、厚生労働省だけでなく、総務省とも変更について協議が必要となり、記入の可能性も問われる。やや

時間がかかる可能性は高い。(三菱総合研究所)

- 当会としては、調査票の変更について厚生労働省と合意したうえであれば、事業者に対して、必要な指示や周知等をしていく。(全国特定施設事業者協議会)

2. 介護事業経営概況調査の調査票における収支の費目(問4(1)・(3))のなかで、回答時に明瞭ではないと思われる点について

- ・ 調査票上のどの費目に何を記載するか、判断が難しい部分があるという、ご指摘を受けている。(三菱総合研究所)

- 特に費用部分について、事業所の決算書類に計上している全費目が調査票上に含まれていないのではないか(記入を見落としている費目が発生しているのではないかと)という問題認識があり、全国特定施設事業者協議会では、資料のお知らせを配布する等、記入上の注意点の周知を行っている。(資料『介護事業経営実態調査』回答における、ここがポイント(注意事項)) 注意点の周知においては、事業所に向けて以下のような注意喚起をしている。(全国特定施設事業者協議会)

- ◇ **本部経費配賦額**—本社・本部に必ず相談してください。本社・本部で管理している経費や本社・本部自体の経費を各事業所の売上規模・従業員数などの基準で按分・配賦し、忘れずに計上してください。

- ◇ **減価償却費**—本社・本部に必ず相談してください。基本的にどの事業所にも減価償却費は存在します。「0円はありません!」

- ◇ **入居者募集経費・広告宣伝費**—大きな支出項目ですが、科目欄がありません。「その他経費」欄に忘れずに加えてください。

- ◇ **職員採用経費**—大きな支出項目ですが、科目欄がありません。「その他経費」欄に忘れずに加えてください。

- ◇ **保守費**—「修繕費」欄はありますが、保守費の科目はありません。「その他の経費」欄に忘れずに加えてください。

- ◇ **その他、該当科目がない費用**—消耗品費、雑費等、該当科目がない様々な費用があるはずですが、該当科目がない残りの費用は全て「その他の経費」欄に計上してください。事業所の費用合計と調査票の売上原価等が一致するかご確認ください。

『介護事業経営実態調査』回答における、ここがポイント(注意事項)より抜粋

- ・ 法人本部に調査票の記入内容を相談することなく、事業所の担当者だけで調査票を記入して提出してしまうことはあるのか。(三菱総合研究所)

- そういったケースもあると認識している。事業所に調査票が配布されるが、必ず法人として責任持って回答するよう、周知を行っている。調査票を法人の本社・本部に送っていただくことが望ましいという会員の要望が強い。(全国特定施設事業者協議会)

- ・ 事業所内部の管理会計と、法人が外部に公開している IR 等との違いを意識していただく必要があるか。(三菱総合研究所)
 - 必ずしも全く違うものではないのではないか。個々の事業所の損益と、法人の本社・本部分の損益を足せば、ほぼ同内容ではないか。(全国特定施設事業者協議会)
 - 企業の会計のやり方による。(三菱総合研究所)
 - 株式会社から見れば、介護事業経営実態(概況)調査の調査票で、原価と販売管理費が区別されていない点等、費用について、諸々違和感がある。(全国特定施設事業者協議会)
 - 確かに株式会社の法人にとって、必ずしも記入しやすい内容にはなっていないと思う。(三菱総合研究所)
- ・ 有料老人ホームの入居金は、一時金として利用者から徴収する形式や、月額で利用者から徴収する形式等、様々なパターンがあるので、記入時にどの費目に含めるべきか迷うのではないかと。(三菱総合研究所)
 - 収益の費目については、「その他の収入」という趣旨の欄が多く、類似した名称が多く、何の収益をどの費目へ記入すべきか混乱する。(全国特定施設事業者協議会)
 - 調査票の間4(1)の「5(保険外の利用料)」の(2)の⑤「特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)」、「(5)管理費収入(収益)」の「うち特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)の保険外の利用料に係る収入(収益)」、「(6)その他の利用料収入(収益)」の「うち特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)に係るその他の利用料収入(収益)」が、それぞれ存在しているのは、日常生活品費等の運営基準上に定められる保険外の利用料について、様々な名目で徴収している事業所もあるのではないかと、という過去の議論が背景になっている。もし、事業所の調査票記入に混乱を生じさせている場合、二重計上を防ぐためにも、「5(保険外の利用料)」の(2)の⑤「特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)」のみにして、ひとつにまとめるほうが望ましいか。(三菱総合研究所)
 - 利用者からの費用の徴収形式にかかわらず、年度の総額を記入するため、記入欄が細分化されているほうが、かえって記入に混乱が生じるかもしれない。ただし、介護事業と不動産事業等を区別して会計を行う場合、上乘せ介護分の収益として徴収した分については、「(5)管理費収入(収益)」または「(6)その他の利用料収入(収益)」全体と区別して記入する必要はある。(全国特定施設事業者協議会)
- ・ 入居金は、居住費の徴収形態のひとつであるため、間4(1)「7 その他の収入(収益)」内に費目があることには違和感がある。「5 保険外の利用料による収入(収益)」の下が自然。(全国特定施設事業者協議会)
 - 「居住費収入(収益)」だけ設けておけば、入居金と償還金を記入してくださると考えてよいか。(三菱総合研究所)
 - それは難しいと認識している。上乘せ介護分の収益を入居金として徴収する場合もある。一時金には、居住費を前払いする形態としての「入居一時金」と、上乘せ介護費用を前払いする形態としての「介護一時金」の2つが含まれる。(全国特定施設事業者協議会)

- ・ 入居一時金ではなく、毎月徴収する管理費等のなかに家賃が含まれるケースもあるのか。(三菱総合研究所)
 - 有料老人ホームの場合、通常、管理費に家賃は含めない。(全国特定施設事業者協議会)
 - 平成 27 年度老人保健健康増進等事業の調査票は当会が考えて作成したので、記入しやすい内容になっていると思う。構造として、食費、居住費、管理費、入居金償却売上があり、そのうち家賃前払い分(居住費分)の償却、介護一時分の償却がある。上乘せ介護分は別途設定している。有料老人ホームの場合、この区分であれば迷わずに記入できるはず。(全国特定施設事業者協議会)
 - ・ 平成 27 年度老人保健健康増進等事業の調査票において、費目名を追記して金額を記入できる、「その他」欄を設けているのは、調査票の項目にない費目を記入してもらうためか。(三菱総合研究所)
 - 調査票上に適当な費目がない場合、その分の金額を記入し忘れてしまう場合もあるため設置した。(全国特定施設事業者協議会)
 - 全国特定施設事業者協議会としては、営利法人の会計においてよくある費目と、平成 28 年度介護事業経営概況調査の調査票上の費目の対応表を作成し、会員に配布している。(全国特定施設事業者協議会)
 - 調査票上に書いていない費目がある(計上漏れが発生する)というのは、気付かないものなのか。(三菱総合研究所)
 - 減価償却費のような費目について、法人本社・本部に尋ねないと分からない場合や、定義を確認せずに、自分の事業所の決算書類の「その他」の金額をそのまま記入していて、足した金額の照らし合わせをしていないことが多い。結局、事業所単位で費用を把握していないという状況である。(全国特定施設事業者協議会)
 - やはり法人本社・本部に確認をしてほしい旨を伝えるしかないということになるか。(三菱総合研究所)
 - 当会としては、調査票上の損益が、事業所で認識している損益の水準と一致しているかを確認することを推奨している。(全国特定施設事業者協議会)
 - ・ 問 4 の回答で、調査票の小計部分と合計が一致しない場合や空欄の場合、介護事業経営実態(概況)調査ではどのような処理をしているのか。(全国特定施設事業者協議会)
 - 内訳に記入されている数値を足し合わせた計算結果を、最終的な小計の額として採用している。ただし内訳を足した値より、小計にかかっている金額が大きい又は小さい場合は疑義照会を行い、計上漏れ等がないか確かめている。(三菱総合研究所)
- 3. その他調査についてのご意見**
- ・ 調査の母集団がどの時点のものであるかについて明確にして、結果を公表すべきではないか(全国特定施設事業所協議会)
 - 名簿としては、調査時に取得できる他統計の最新版を利用しているが、介護保険の請求事業

所一覧を利用する等、直近の全国の事業所を母集団にできない。この点については、可能な限り最近の状況を反映した名簿を利用できるよう、改善を行っていきたい。(厚生労働省)

- 最近設立した介護サービス施設・事業所は、調査対象に含まれていないことを明記するべきである。特定施設入居者生活介護は、サービスの特性上、運営開始から数年間赤字で経営し、徐々に経営が安定していく。開設して間もない事業所が調査対象に入らず、設立数年後の安定経営している状態の事業所が、調査対象となっていることがわかるようにしてほしい。(全国特定施設事業者協議会)

- ・ 平成 29 年度介護事業経営実態調査では、平成 28 年度の 1 年度分の損益について調査を行うのか。(全国特定施設事業者協議会)

- その予定である。(三菱総合研究所)

- ・ 調査結果の読み方についてだが、事業開始時の、稼働率が低い期間の損失の回収が必要な施設・居住系サービスの利益率と、そういった傾向が乏しい訪問系サービスの利益率を、同じように取り扱うことに問題があるのではないか。(全国特定施設事業者協議会)

- ・ 今回の老人保健健康増進等事業の結果は、どのように介護事業経営実態調査へ活用されていくのか。介護給付費分科会や経営調査委員会へ結果を諮ることはあるのか。(全国特定施設事業者協議会)

- 老人保健健康増進等事業はあくまで三菱総合研究所が実施主体の調査研究事業であるため、結果を分科会等に諮ることはないが、今後の調査の検討・改善等において基礎資料とするものである。(厚生労働省)

- 記入漏れの多い項目等については、記入要領に注意を記載するというかたちで、平成 29 年度介護事業経営実態調査でも可能な範囲で対応したい。(三菱総合研究所)

以上

(No. 2) A 事業所・B 事業所（定期巡回・社福）ヒアリング議事概要	
日時・場所	平成 28 年 12 月 26 日（月）13:00 - 14:20 当該事業所（新潟県 A 市）
出席者	社会福祉法人 A 3 名 株式会社三菱総合研究所 2 名

○ヒアリング事項

<ol style="list-style-type: none"> 1. 会計書類作成の実態 2. 人員配置の把握状況 3. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護における利用者数の把握状況と課題 4. その他、調査票記入における課題

○事業所の基本情報

事業所名	A 事業所
法人名	社会福祉法人 A
提供サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
開設年月	平成 25 年 3 月 1 日
住所	新潟県 A 市
従業員数	45 人（平成 28 年 9 月 30 日時点）
利用者数	35 人（平成 28 年 9 月 30 日時点）
併設している介護サービス	訪問介護、夜間対応型訪問介護、障害者自立支援サービス（移動支援、行動援護、重度訪問介護）

事業所名	B 事業所
法人名	社会福祉法人 A
提供サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
開設年月	平成 25 年 3 月 1 日
住所	新潟県 A 市
従業員数	22 人（平成 28 年 09 月 25 日時点）
利用者数	26 人（平成 28 年 09 月 25 日時点）
併設している介護サービス	訪問介護

○ヒアリング概要

1. 会計書類作成の実態

- 法人の会計書類はサポートセンターと呼称している拠点単位で作成しており、法人内の決算としてはサービス別の費用按分を正確にはしていない。
- 収入については、新社会福祉法人会計基準へ移行後はサービス別に記録している。
- 費用については、人件費等按分が困難な費目は拠点内の主要サービスひとつに一括で乗せてしまっている。例えば、訪問系サービスが複数併設している拠点では、人件費は主要サービスである訪問介護事業所に一括してとして計上される。
- 福祉医療機構には毎年春頃損益データを提出している。損益はサービスごとに算出することになっており、記入項目の粒度は介護事業経営実態調査よりも粗いものと記憶している。費用部分については、法人本部で延べ利用者数や職員数をもとに按分率を設定して、決算における費用をサービスごとに乱暴にはあるものの按分している。
- 介護事業経営実態調査の記入においても法人内の決算書類を出来る限り用いたいと考えているが、決算の数値は上述のとおり、費用の大半はサービスごとに分けていないため、ほとんど実態に則していないかと思う。そのため一体会計で書かざるを得ない形となる。
- 平成 28 年度介護事業経営概況調査の電子調査票内の簡易計算シートについては活用したが、職種ごとの合計値が自動計算されるため、記入しやすく有効だった。

2. 人員配置の把握状況

- 問 3 の人員配置は、本拠点においては各サービスに何時間従事しているかを実績に基づいて、Excel で日次記録している。指定基準順守のエビデンスとして常勤換算人員が求められるため、法人としても記録をとっている。
- 訪問介護は単位数が時間で定められているため、タブレットを導入し、時間と職務内容を出来る限り正確に記録している。定期巡回・随時対応型訪問介護看護でも同様に記録を行い、実際に職員間の情報共有にも用いられている。
- 調査票は法人本部で担当者一名が一括して記入するが、当法人全体で 10 票を超える調査票が送られてくるため、詳細な人員配置記録をすべての調査票記入に用いることは難しいと認識している。

3. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護における利用者数の把握状況と課題

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は包括支払いのサービスではあるが、タブレットの記録から利用実績を算出している。情報は介護・医療連携推進会議での報告にも活用している。ただし、延べ訪問回数は法人として活用している数値ではないため、調査票記入に際して改めて算出する手間がかかる。
- 実績情報は法人本部とワイズマンのケアシステムを用いて共有している。本部において、共有された情報を閲覧しながら調査票記入でも参照している。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者の実績には月ごとに変動がある。現在は 35 名程度

の利用者がいるが、3年間続けて利用しているのは数名に留まっており、利用が長期にわたる人は少ないという実感がある。

- 要介護度が高い利用者やターミナルの利用者が多いと変動も大きくなる。平均的に、利用期間は半年以内で終わることが多く、要介護が改善して利用をやめる利用者もいるものの、契約終了の理由は入院や施設入所、死亡が多い。
- 豪雪地帯の地域特性として、冬季のみ在宅から施設へ移る場合もあるため、季節変動も小さくない。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用実績として記入する項目として、延べ訪問回数よりも、延べ利用日数の方が実感にはあっている。なお、通所介護等を併用する利用者もいるが、当該日は減算対象になるため、利用者数と延べ利用日数の積算が収入になるわけではない。

4. その他、調査票記入における課題

- 平成28年度介護事業経営概況調査は2ヵ年分の記入があったため、記入負担は大きかった。特に、社会福祉法人については平成27年度から会計基準の変更をする事業所も多かったと思うので、記載の負担も大きかったのではないかと。記入が困難な部分として、減価償却費を「建物及び建物付属設備減価償却費」、「車輛船舶設備減価償却費」、「特殊浴槽減価償却費」のように細かく区分して計上していなかったため、「その他の減価償却費」欄にまとめて記入せざるを得なかった。賃借料についても費目の粒度が異なるという課題があり、記入が困難であった。
- 社会福祉法の改定により、決算の作成期日が6月末までになる。介護事業経営実態調査の調査月と重なるため、時間がなく、記入の負担が大きいかもしれない。
- 問4(2)財務活動等による支出の記入は、資金収支計算書の当該項目に基づいて記入している。ただし、サービス単位まで按分することは難しい。現在は拠点の主たるサービスで各償還金支出を計算しているため、施設・居住系サービス等の大きな投資が発生するサービスのある拠点においては償還金支出を記入しているが、そうでない拠点では0円の記載になっている。
- 当法人へ届いた調査票を全て記入するのに4日ほどかかる。記入に際しては、会計書類の転記にかかる量的な負担よりも、数値を調査票の費目に合わせて記入する等の加工による負担が大きい。

以上

(No. 3) C 事業所（看多機・社福）ヒアリング議事概要	
日時・場所	平成 28 年 12 月 26 日（月） 15:00 - 16:00 当該事業所（新潟県 A 市）
出席者	社会福祉法人 A 2 名 株式会社三菱総合研究所 2 名

○ヒアリング事項

<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所および併設事業所で従事している職員の配置について 2. 看護小規模多機能型居宅介護利用者の状況について 3. 看護小規模多機能型居宅介護の損益について

○事業所の基本情報

事業所名	C 事業所
法人名	社会福祉法人 A
提供サービス	看護小規模多機能型居宅介護
開設年月	平成 25 年 10 月 1 日
住所	新潟県 A 市
従業員数	17 人（平成 28 年 9 月 19 日時点）
利用者数	登録定員 25 人（平成 28 年 9 月 19 日時点）
併設している介護サービス	訪問看護
設備の状況（個室の数）	6 室（平成 28 年 9 月 19 日時点）

○ヒアリング概要

<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所および併設事業所に従事している職員の配置について <ul style="list-style-type: none"> ➤ 看護師は訪問看護と兼務している。業務時間についても、サービス別に明確に区別した記録があるわけではなく、日次でホワイトボードに予定を書き、利用者の状況に合わせて必要な業務に対応している。 ➤ 制度面からみても、訪問看護は介護職員処遇改善加算の対象外である。また、指定基準の規定上も、訪問看護は、看護小規模多機能型居宅介護の人員配置基準を満たしていることで、指定訪問看護の人員配置基準を満たしているとみなされるため、サービス別に職員配置の実態を把握するエビデンスを残す必要性がない。 ➤ 事業所の決算としては、人件費は看護小規模多機能型居宅介護を主要サービスと見なし、訪問看護分もまとめて計上している。実態に沿った職員体制の把握が難しいため、単位数による按分か、看護小規模多機能型居宅介護は登録人数、訪問看護は訪問回数という違いはあるものの、サービス提供実績による按分が現実的であると認識している。

2. 看護小規模多機能型居宅介護利用者の状況について

- 平成 28 年度は新規利用者が 13 名、利用終了者数が 10 名となっている。医療ニーズが高い利用者やターミナルの利用者も一定数いる。看護小規模多機能型居宅介護への移行以前は小規模多機能型居宅介護の事業所だったため、元々看護の必要度の低い利用者が多かった。
- 訪問サービス、通いサービス、宿泊サービスの割合は、利用者によって変動する。現在は訪問サービスを多く利用する人が多く、1 か月に訪問が 900 件程度、通いは 300 件程度、宿泊サービスは 1 日平均 2 名という状況になっている。また、登録している利用者が単身世帯か高齢世帯かといった利用者の家庭の状況によって、利用サービスは大きく変化する。特に訪問サービスと通いサービスについては、実績が数割程度変動することもある。
- 平成 25 年度の開設時から現在まで、利用者の 1 割は、状態改善による居宅サービスへの移行、入院や死亡による利用終了となっている。特に要介護度の高い利用者（要介護度 3 以上）は利用終了による変動が大きい。
- 新規の利用者のうち半数程度が他の居宅サービス、3 割程度が病院、2 割程度が地域包括支援センターを経由して、看護小規模多機能型居宅介護の利用に至っている。

3. 看護小規模多機能型居宅介護の損益について

- 看護小規模多機能型居宅介護というサービスの平均的な損益を想定することは難しい。利用者と職員の都合を加味して、日々のサービス提供内容、時間、担当職員を組み合わせている。また、当法人としての方針に沿って、当事業所も訪問を重視している。事業所によっては通いや宿泊を中心に行っている場合もあるため、同じ看護小規模多機能型居宅介護でも損益の事情は異なると認識している。
- 損益は利用者の変動によっても、大きく影響される。特に要介護度の高い利用者の利用が終了すると収入が大きく減る一方、職員体制を柔軟に増減させることはできない。サービス付き高齢者向け住宅と併設し、定員を安定的に満たすことができる場合等を除くと、看護小規模多機能型居宅介護を単独で経営することは厳しい。
- 看護小規模多機能型居宅介護は利用者像も多様であるが、典型的なケースとして、日常的に訪問看護が必要になる利用者が通いサービスを組み合わせることで、訪問看護では補えないニーズ（頻繁な見守り等）を補う場合が多いと認識している。当事業所では、訪問看護利用率は 6 割程度となっている。他に、訪問看護を利用していない場合でも、普段は家族による援助をされており、宿泊サービス利用時に看護を受けるといった利用者もいる。
- サービス提供内容としても、利用者像としても、損益を切り離して把握することはサービス特性上困難と認識している。介護老人福祉施設における空床利用の短期入所生活介護のように、看護小規模多機能型居宅介護と併設されている訪問看護は 1 つのサービスとして損益を把握することが実態に近いのではないかと。
- 訪問看護については医療保険等の介護・予防給付外収入もあるため、その分の区分という点でも課題は残る。

以上

(No. 4) D 事業所（定期巡回・営利法人）ヒアリング議事概要	
日時・場所	平成 29 年 1 月 18 日（水） 11:00 - 12:00 当該事業所（滋賀県 D 市）
出席者	株式会社 D 4 名 厚生労働省老健局老人保健課 1 名 株式会社三菱総合研究所 3 名

○ヒアリング事項

<ol style="list-style-type: none"> 1. 会計書類作成の実態 2. 人員配置の把握状況 3. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護における利用者数の把握状況と課題 4. その他、調査票記入における課題

○事業所の基本情報

事業所名	D 事業所
法人名	株式会社 D
提供サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
開設年月	平成 25 年 4 月 1 日
住所	滋賀県 D 市
従業員数	27 人（2015 年 12 月 28 日時点）
利用者数	10 人（2015 年 12 月 28 日時点）
併設している介護サービス	訪問介護、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援事業所

○ヒアリング概要

<ol style="list-style-type: none"> 1. 会計書類に関する調査票記入の実態 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 本部は一つの部門として損益計算書を作成しているため、事務職員の人件費等は他の部門と区別して会計している。本部経費は法人決算の際に把握しているが、各事業所別には配分していない。 ➤ 当社の損益計算書では、賃借料を「地代 家賃」等の勘定科目で計上しているため、「土地」「建物及び建物付属設備」「設備機械」と区分されている調査票項目へ正確に記入することが難しい。実態として、土地と建物を併せて月額で賃借料を支払っているため、経理上も調査票の費目のように区分して管理できていない。 ➤ 減価償却費に関しては、固定資産として計上する対象に関する基準を法人として設けていないため、法人の管理会計上区別することができない。

- 調査票上には「車両費」や「車両船舶設備減価償却費」という費目はあるが、当事業所では介護職員の自己所有の車両を借り上げて活用し、走行距離に応じて旅費交通費として計上しているため、その費用は旅費交通費に含まれている。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者のうち1名だけ、他社の訪問看護との連携型のサービスを提供しているため、業務委託費が発生している。管理会計上は「業務委託料」に計上し、調査票の「その他の委託費」に数値を記入している。
- 他市の定期巡回・随時対応型訪問介護看護では、当該地域に同法人の訪問看護がないため、他社の訪問看護へ業務委託する連携型の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行っている。損益計算書の勘定科目としては、売上原価の業務委託料にマイナス計上している。
- 保険料の費目には、加入している借家人賠償責任保険の金額を「その他の保険料」として計上している。建物内の備品等に対する保険であるため、一体的に会計を行っている介護サービス以外の、同じ建物にある他部門（福祉用具貸与、居宅介護支援、法人の管理部門等）分も計上されている。
- 本部経費の配分については、過去に事業所の売り上げで按分することを試みたことはあったが、実現していない。
- 損益計算書の「内部家賃等」という費目は、管理部門の家賃に相当する費用であり、部門別には計上していない。
- 「デイサービス仕入れ」という費目では、法人本部が同法人内の配食部門向けに一部の材料を仕入れた費用を計上している。

2. 人員配置の把握状況

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と訪問介護、訪問看護に従事する全ての介護職員が、訪問記録等をスマケア（スマートフォンのアプリ）を用いて記録している。訪問時に利用者のタグを読み取るので介護保険サービスの区分もされたデータとなる。
- 介護職員ひとりひとりのサービス提供実績がわかるため、調査票上の職員配置の記入は、集約したデータを活用している。
- 利用者へのサービス提供実績を正確に把握するためには、ICT活用がなければ難しいという実感がある。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は事業所設立に際して地域介護・福祉空間整備推進交付金が出るため、ICT設備の導入を行うことが出来た。

3. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護における利用者数の把握状況と課題

- 平成27年から変動は少なく、7人から8人程度の利用者数で推移している。現在の利用者については状態の維持が出来ており、入院や死亡による利用終了は少ない。
- 要介護度4、5の利用者は少ない。主な依頼としては、見守りや確認などが多い。介護支援専門員の意識としても訪問介護と比較して短時間の頻回訪問ができるという観点が大きいと認識している。

4. その他、調査票記入における課題

- 今後、電子調査票を用いることにより、調査対象サービス別の損益等が計算され、把握することができるとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護単体としての損益状況には関心があるため、電子調査票を活用するインセンティブになるかもしれない。

以上

(No. 5) E 事業所（定期巡回・営利法人）ヒアリング議事概要	
日時・場所	平成 29 年 1 月 18 日（水） 15:00 - 16:00 当該事業所（大阪府 E 市）
出席者	株式会社 E 1 名 厚生労働省老健局老人保健課 1 名 株式会社三菱総合研究所 3 名

○ヒアリング事項

<ol style="list-style-type: none"> 1. 会計書類作成の実態 2. 人員配置の把握状況 3. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護における利用者数の把握状況と課題 4. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の損益の状況 5. その他、調査票記入における課題
--

○事業所の基本情報

事業所名	E 事業所
法人名	株式会社 E
提供サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
開設年月	平成 25 年 12 月 1 日
住所	大阪府 E 市
従業員数	94 人（平成 28 年 10 月 13 日時点）
利用者数	73 人（平成 28 年 10 月 13 日時点）
併設している介護サービス	訪問介護、夜間対応型訪問介護（現在は利用者なし）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

○ヒアリング概要

<ol style="list-style-type: none"> 1. 会計書類作成の実態 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 会計の管理は法人本社の財務課が行っている。事業所別の損益は管理者については月別に閲覧可能であり、年度の決算も把握している。 ➤ 会計は本社が一括して管理している。事業所ごとに購入する物品（自転車等）はあるが、費用を立て替えて本社へ申請し、毎月精算される。
--

2. 人員配置の把握状況

- 介護職員個人が月に何時間働いたかという勤怠状態は把握しているが、勤務内容は利用者にあわせて日次で変わる。日次の業務表（スケジュール）は作成しているが、職種別に月に何時間どのサービスに従事したかは記録していないため、調査票の記入に活用するには、再度集計する必要がある。また、「登録型ヘルパー」（非定型的な働き方のパートタイムヘルパー）も従事しているため、月別の人員配置を実態通り正確に集計することは難しいと認識している。
- 調査票記入時には、各サービスの提供規模の大きな割合を用いて記入をしている。

3. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護における利用者数の把握状況と課題

- 利用者の実績は事業所で把握し、集計しているため、調査票への記入は容易にできる。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者数のほとんどの割合がサービス付き高齢者向け住宅の利用者であるため、利用実績は安定している。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行っているサービス付き高齢者向け住宅は、ほとんどが当事業所と同一法人系列のものである。

4. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の損益の状況

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、利用者宅に訪問する時間帯が重なる等の理由から、一定以上の職員人数を常に確保することが必要になるため、そのための人件費が大きくなる。現在の介護報酬単価で、損益はほぼ釣り合っている状況である。具体的な理由として、サービス付き高齢者向け住宅へのサービス提供では利益が出ている一方、在宅の利用者については職員配置に対する利用者が少なく、赤字になっていることが考えられる。
- 在宅の利用者は介護度3程度の人が多い。要介護度の低い在宅利用者については、介護支援専門員が利用者の区分支給限度基準額を上回る訪問介護のニーズに対応するために、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用をケアプランに組み込むことが多い。

5. その他、調査票記入における課題

- 短期間に様々な種類の調査票が送られてくるため、記入の負担は大きい。
- 調査票は問1～3部分については事業所で記入し、記入に際して不明な情報があれば、本社に依頼して確認する。
- 問4部分については、本社から、調査票の費目に合わせてエクセルデータが送られており、それを調査票へ転記している。
- 調査票で記入されていない費目については、事業所に送られるデータにも含まれていないか、実際に費用が発生していないものと認識している。
- 調査票は管理者が記入、内容確認をした後提出しており、特に本社への内容確認はしていない。

- 本社から提供されたデータを転記している箇所が多いため、損益に関する疑義照会に対して、事業所では回答が難しい。たとえば疑義照会において、訪問1回当たりの収入の多寡等、事業所で把握している情報と本社から提供された情報の両方の確認が必要な場合には、事業所から本社に問い合わせることになるだろう。
- 法人システム上の勤務スケジュールから職員の人員配置の比を出し、調査対象サービスの常勤換算人員を計算できるよう本社から情報提供があれば、記入負担が減るのではないか。

以上

(No.6) F事業所（総合事業・その他）ヒアリング議事概要	
日時・場所	平成29年2月3日（金）15:00 - 16:00 当該事業所（東京都F市）
出席者	F社3名 株式会社三菱総合研究所 3名

○ヒアリング事項

<ol style="list-style-type: none"> 1. 会計書類に関する実態 2. 介護予防・日常生活支援総合事業における人員配置の把握状況 3. 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供の実態 4. 介護予防・日常生活支援総合事業における請求事務等の実態
--

○事業所の基本情報

事業所名	F事業所
法人名	F社
提供サービス	訪問介護、通所介護 ※介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスA、通所型サービスA（緩和型）を提供している
開設年月	平成9年10月1日
住所	東京都F市
従業員数	107人（平成28年1月13日時点）
利用者数	194人（平成28年1月13日時点）
併設している介護サービス	居宅介護支援

○ヒアリング概要

<ol style="list-style-type: none"> 1. 会計書類に関する実態 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 費用の各サービスへの按分は課（管理部門及び各拠点）単位で、所属する職員数に応じて按分する形をとっている。 ➤ 総務課（管理部門）の経費は、各係（居宅支援係、訪問介護係等、事業別）の人員割合に応じて按分し、各事業の費用として計上している。 ➤ 介護予防・日常生活支援総合事業の損益は、介護・予防事業の中に一緒に含まれている。訪問介護が月収800万円程度であることにに対し、介護予防・日常生活支援総合事業の緩和型の訪問サービスは月収20～30万円程度と、規模が小さいため、費用も切り分けていない。

2. 介護予防・日常生活支援総合事業における人員配置の把握状況

- 訪問サービスについて、F市の緩和型の訪問サービス（訪問型サービスA）には、有資格者（介護職員初任者研修等修了者）が提供するサービスと、研修修了者（F市認定ヘルパー）によるサービスがある。有資格者によって提供されるサービスでは、介護・予防給付の訪問介護の職員が兼務している。
- 緩和型の通所サービス（通所型サービスA）については、職員は介護・予防給付と兼務している。また、従事している時間を介護予防・日常生活支援総合事業と介護・予防給付で分けておらず、それぞれの利用者数を把握している。さらに、サービス提供は同じ場所で実施され、送迎車も同じものを用いているため、減価償却費や車両費、人件費等を切り分けることは難しい。
- 訪問サービスについては、訪問先の利用者が要介護認定を受けているかによって、介護予防・日常生活支援総合事業と介護・予防給付のどちらに従事しているかを把握はできる。また、障害サービスの重度訪問介護を兼務している職員もいる。
- 訪問サービスについて、会計上の人件費は、各サービスの訪問時間合計の比で分けている（1か月あたりの全体の訪問時間が約3,500時間、うち訪問介護が約2,300時間、介護予防・日常生活支援総合事業が約70時間）。そのため、個々のヘルパーの訪問時間数による費用の按分は行っていない。
- 現状、介護予防・日常生活支援総合事業と介護・予防給付の配置基準の違いとによって生じる、介護予防・日常生活支援総合事業への過剰な職員配置を問題として認識していないが、実態として同レベルのサービスを提供している。例えば、通所型サービスAでは、たとえば、介護・予防給付のために配置された看護師等の職種が、その場にいるにも関わらず、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に全く関与しないといったことは現実的にはあり得ない。

3. 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供の実態

- 平成27年度より、従来の介護予防訪問介護の利用者20人前後が、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行している。F市として、市単独事業の生活援助（高齢者生活支援ヘルパー派遣）の利用者については、平成28年度中に介護予防・日常生活支援総合事業や自費サービスへ移行することが方針とされている。
- 通所サービスについては、介護予防・日常生活支援総合事業6人（1か月で延べ30人）、全体は75人（1か月で延べ550人）の利用実績である。
- もともと現行相当サービスと訪問型サービスAの両方行っていたが、現在、現行相当サービス利用者はおらず、実質的に、緩和型サービスのみを実施している。
- 訪問型サービスAについて、1回あたりの訪問時間は短い、それに応じて訪問回数を増やしても、移動の時間も増えてしまうため、サービス提供が安価に行えるという実感は薄い。
- 包括支払い制の介護予防訪問介護から出来高制の介護予防・日常生活支援総合事業へ移行したが、有資格者（介護職員初任者研修等修了者）によって提供される訪問型サービスAは、1月あたりの上限額が決まっているため、訪問しただけ収入があるわけではなく、以前より収入が増えたという実感はない。

- 研修修了者（F市認定ヘルパー）による訪問型サービスAの提供には上限額が決まっていないため、メリットはある一方、未だ認定ヘルパーの講習受講者が不足しており、普及は進んでいない。
- F市の訪問型サービスAの単位数（有資格者：250単位/回、研修修了者：200単位/回）は、有資格者の時給と研修修了者の時給の比を踏まえると妥当な水準と認識している一方、飲食業等他産業の賃金水準を考慮すると、十分な水準とは認識していない。一般に利用者の家に入っていつて業務をすることは、研修修了者からするとハードルが高いようだ。
- 介護予防・日常生活支援総合事業のみを単独で実施する事業所は市内にはないという認識である。多くの場合、地域包括支援センターから紹介を受けたF社やシルバー人材センターの研修修了者が対応している。
- 営利法人の事業所は、介護予防支援から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行する利用者がいる場合は介護予防・日常生活支援総合事業に参入するかもしれないが、その程度に限られるのではないか。

4. 介護予防・日常生活支援総合事業における請求事務等の実態

- F市の介護予防・日常生活支援総合事業では、F市から委託を受けている東京都国民健康保険団体連合会へ請求を行い、支払いを受ける。
- 介護予防・日常生活支援総合事業利用者のケアプランについては、地域包括支援センターや委託を受けた居宅介護支援事業所が作成している。請求はF市へ行き、支払いは東京都国民健康保険団体連合会から受ける。
- 当法人では、個人情報取り扱いの観点から、介護予防・日常生活支援総合事業と介護・予防給付の請求は電送形式に移行していない。

以上

(No. 7)G 事業所 (医療法人) 議事概要	
日時・場所	平成 29 年 2 月 7 日 (火) 15:00 - 16:00 当該事業所 (埼玉県 G 市)
出席者	医療法人 G 3 名 株式会社三菱総合研究所 2 名

○ヒアリング事項

<ol style="list-style-type: none"> 1. 会計の実態について 2. 人員配置について 3. 利用実績の実態 について 4. その他
--

○事業所の基本情報

事業所名	G 事業所
法人名	医療法人 G
提供サービス	通所リハビリテーション
開設年月	平成 18 年 7 月 1 日
住所	埼玉県 G 市
従業員数	66 人 (平成 28 年 10 月 14 日時点)
利用者数	定員 : 120 名 登録者 : 303 名 (平成 28 年 10 月 14 日時点)
併設している介護サービス	訪問介護、訪問看護、居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

1. 会計の実態について

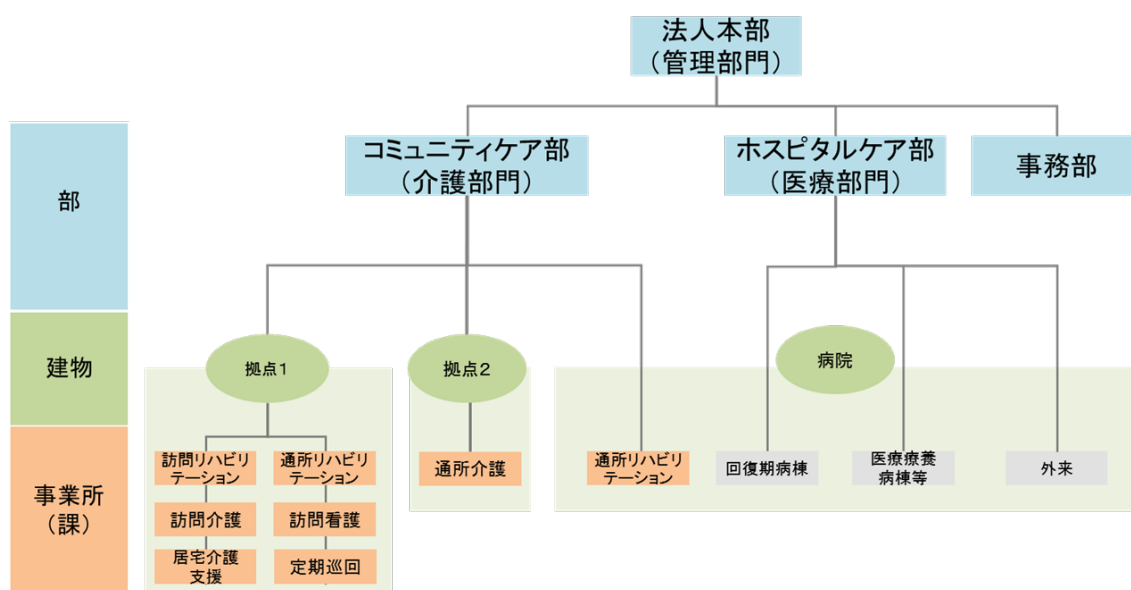


図1 医療法人Gにおける各部門・建物・事業所の構成

- 管理部門は、医療部門と介護部門で区別されておらず、法人本部に置かれている。組織構造としては、法人本部のもとに「ホスピタルケア部」(入院・外来)、「コミュニティケア部」(在宅)、事務部がおかれている。そのもとに、病棟や介護保険事業所が置かれている。
- 各事業所(各課)には事務職員が配置されており、それぞれの事業所の管理業務を行っている。そのため、各事業所の事務職員の費用は、人件費に計上している。
- 法人本部の管理部門の費用は独立して管理しており、各事業所に配分していない。(支出だけが計上される独立した本部会計を作成している。)介護事業所に関わる費用のうち、本部経費に計上されている主な費用としては、通所リハビリテーションや訪問リハビリテーション、訪問診療(訪問看護)に係る医師の人件費であり、介護事業側で負担すべき費用とは認識していない。
- 管理会計はまず建物(拠点)ごとの金額を算出し、それをサービスごとに配賦する。たとえば光熱費等については、同一建物に属する各事業所へ按分している。各建物に配置されている職員一人当たりの費用を算出した後、各事業所の職員数を乗じて計上している。給食材料費のように、特定のサービス(通所系サービス)にのみかかる費用であることが明らかな場合は、該当する事業所だけに配賦している。
- 人件費については、現在サービス間の兼務がそれほどないことから、基本的に配属先の事業所に計上するようにしている。例えば、訪問リハビリテーション業務に通所リハビリテーション所属の職員が従事しても、その業務にかかる人件費を訪問リハビリテーションに計上しない。この場合、訪問リハビリテーションには人件費が計上されないため、見かけ上、訪問リハビリテーションの収支差率が改善するといったことが起きる。

- 土地・建物に関する費用について、例えば減価償却費は法人本部の費用とみなしている。しかしながらサテライトで別拠点にあり、賃借料のかかっている通所介護事業所については、それらを事業所の費用として計上している。
- 毎月、収支差率を課（事業所）ごとに計算し、目標策定に活用している。事業所ごとに損益を把握することには経営的にも関心が高い。
- 病院について、収入は病棟ごとに分かれているので把握しているが、費用については切り分けていない。理由は、病院部門の損益が介護部門に比べて、比較的厳しくないからであると認識している。

2. 人員配置について

- 現在、各サービスの職員は、専従の者が多く兼務が乏しい実態だが、今後は、スタッフがサービス種類を横断して、利用者に一体的に関わる体制を実現しようとしている。例えば、通所リハビリテーションの担当者が、同じ利用者に対して訪問リハビリテーションでもサービスを提供する体制を整備しつつある。複数サービスを運営している法人として、提供するサービスの質の向上に資する取り組みであると認識している。
- 一方、職員の兼務状況が複雑になるため、従来のように人件費を職員の所属に基づいて計上するといった人件費の把握方法を取り続けることは難しく、法人としても課題であると認識している。
- 今後、上述の取り組みにより、職員の兼務が進んでいくことを想定しているが、個々の職員の勤務実態に合わせて事後的に常勤換算人員を算出する発想ではなく、各サービスの人員配置に対して、職員を追加的に従事させているという捉え方で、平均的な当該サービスの職員の給与単価を乗じる等、出来るだけ実態に近い人件費の算出方法を模索している。
- 職員の勤務表（シフト）は月単位で紙媒体を用いて作成している。各職員の従事しているサービス、業務時間に基づいて常勤換算人員を計算することは負担が大きく、難しいと認識している。
- 職種ごとの平均従事時間を算出し、人数に乗ずるという方法であれば、職種ごとの常勤換算人員を概算で算出することは出来るかもしれない。ただしその際、職員間の従事時間の違いは考慮できない。

3. 利用者実績の実態

- 利用実績について、厳密には利用者によるので常に変動しているが、月ごとに大きく変動するわけではない。
- 基本的には、日々の業務スケジュールも大きく変動することはない。

4. その他

- 平成 27 年に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を開設した。G 市で唯一の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所である。

- 訪問看護も法人として行っているため、連携型の定期巡回・随時対応型訪問介護看護にする必要はなかった。法人として医業収益も多分にあるため、他の介護事業所と比較して、参入する条件が整っていたと認識している。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、利用者を担当する介護支援専門員のアセスメントが課題であると感じている。例えば、包括支払いのサービスであることを理由に、従来利用していた訪問介護の代替として利用させてしまうケースもある。それでも1回あたりの訪問時間を短く保てるかどうかはわからないので、結果として従事時間が増えてしまい、サービスとして採算をとるのは厳しい。他法人の介護支援専門員の説明が不足しているのではないか。
- 介護事業経営概況調査の結果について、規模や1回あたりの提供時間数別の結果を見たい。例えば通所リハビリテーションでは、短時間と長時間でサービス提供の実態も損益の状況も大きく異なる実感がある。

以上

(No. 8) Hグループ（定期巡回・営利法人）ヒアリング議事概要	
日時・場所	平成 29 年 2 月 8 日（水） 13:00 - 14:00 当該法人（東京都品川区）
出席者	Hグループ（株式会社） 4 名 株式会社三菱総合研究所 3 名

○ヒアリング事項

<ol style="list-style-type: none"> 1. 会計書類作成の実態 2. 人員配置の把握状況 3. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護における利用者数の把握状況と課題 4. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の損益の状況 5. その他、調査票記入における課題
--

○法人の基本情報

法人名	Hグループ（株式会社）
提供サービス	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等
従業員数	24,876 名（平成 28 年 3 月 31 日現在、合算）

○ヒアリング概要

<ol style="list-style-type: none"> 1. 会計書類作成の実態 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 介護事業経営概況（実態）調査の記入について、N社では、基本的に全項目の記入を法人本社に行っているが、M社ではその子会社ごとに対応が異なっている。M社傘下のJ社については、損益についてのみ法人本社で記載しているようである。 ➤ 管理会計の支出の費目自体は、調査票のそれと大幅に異なるというわけではない。内容が一致しそうなものは対応させて記載しているが、調査票の費目のほうが管理会計よりも粗いので、どの項目にも含まれないと考えられる費用は「4 その他の売上原価」にまとめて記載している。 ➤ M社では、施設系は事業所単位に分離出来ているが在宅の訪問系事業所においては管理会計自体は拠点別に出しており、そこからさらにサービス別にまで分けていない。（同じ拠点に訪問介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護があれば、それらを合わせた形で1つの管理会計を作成している。）ただしN社の運営する事業所については、そのほとんどが有料老人ホーム等の特定施設であるため、拠点単位がサービス単位になっている例が多い。

- 調査票上の「本部経費配賦額」にあたる本社経費については、普段の管理会計においては各拠点（事業所）に配賦していない。そのため平成 26 年度介護事業経営実態調査の際には、支出の回答の計上に本社経費が漏れていて、その結果として調査結果の収支差率も高く出ているのではないかとということで、全国特定施設事業者協議会を中心に、回答の仕方について見直す動きがあった経緯がある。N社においても、当時、社内指示の不徹底により、回答内容に本社経費の一部を計上しておらず、平成 28 年度介護事業経営概況調査時は計上漏れがないよう意識をした。平成 28 年度介護事業経営概況調査の回答については、社内の管理会計上の数値と調査表記入の数値は一致している。なお、M社では、平成 28 年度の調査においては本社経費について、拠点ごとの売上高により配賦して報告を行った。
- 現状の「本部経費配賦額」については、民間企業でいうところのいわゆる販管費を意図するのだろうか、介護サービス事業所の現場の管理者がその単語では、ピンと来ないし理解できないと思う。「その他経費」や「本部・本社経費」という名称のほうがわかりやすいと思う。
- 本社経費については、介護事業だけを実施する株式会社と、介護以外の事業も実施している株式会社（例：ベネッセグループ等）では、経理部門等介護事業以外の複数の部門で横串にまたがるバックオフィスの経費をどう配分しているかは、それぞれ異なるだろう。
- 費目のうち、「広告宣伝費」「人材募集費」については、複数の拠点や事業所で一括にかかる金額であり、それらを拠点（事業所）ごとの配賦をせず、本社費用として計上処理をしている。「売上額で按分してほしい」等、方針を書いてもらえると良いのではないか。
- →（※株式会社三菱総合研究所）基本的に、法人の管理会計上、事業所の費用として認識しているものを書いてもらう整理としているため、管理会計上区分されていない費目の按分手法まで提示することはできないと考えている。
- →逆に「広告宣伝費」「人材募集費」について含めてくれと言われても、大手法人はまだしも、中小の企業は対応が難しいかもしれない。ただし介護事業経営実態調査が報酬に影響し得るものであるということであれば、多少手間がかかるとしても、実態に即した金額を算出して記載するのではないか。
- 混合介護等で話題になっている自費分のサービスの収入については、調査票上ではどこに計上するのか。
- →（※株式会社三菱総合研究所）少額であれば「7 その他の収入（収益）」内に計上としても良いが、それらが介護・予防給付全体の収入を含めた全体のなかでかなりの割合を占めるのであれば、介護・予防給付事業の会計の原則にもとづいて会計自体を分けることが望ましい。介護・予防給付事業と一緒に会計処理をしていると、その区分に入れ込んで収支差率が算出されることになってしまうので、留意が必要。

2. 人員配置の把握状況

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所において、他の訪問系サービスと分けてサービス単体の勤務実態を把握し、記入することは不可能だと思われる。現在の社内の人件費の考え方として、兼務がある場合、当該職員の主務としているサービスにすべて人件費を計上している。

- 職員の個人別のスケジュールはあるが、それをサービス単位で集計する仕組みはない。特に定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合は、時給以外の給与体系のフルタイム職員については、何時から何時まで何のサービスに従事したという記録が必要ないので、取得していない。
- たとえば訪問介護と夜間対応型訪問介護では同職種のなかで、時間単価が違う人がいることがあるが、調査ではそこまで勘案した費用区分がなされていないことになるので、時給の実態を反映した費用按分はできていない。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の費用を実態に則して把握することは重要だが、それを実施するためのシステム基盤やリソースがない。手計算するには膨大な作業時間が必要であり、あまりにもハードルが高い。

3. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護における利用者数の把握状況と課題

- 利用者の実績は法人本部で把握しているため回答可能。定期巡回・随時対応型訪問介護看護の延べ訪問回数や、食事延べ提供数については現場で回答してもらうしかない。ただし、食事延べ提供数については、欠食数を把握すれば全体から差し引くことでカウントできるが、それは手間がかかるので3回×利用日数の値で簡易に積算をしているものと思われる。

4. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の損益の状況

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、サービス付き高齢者向け住宅にいる高齢者と地域の自宅に住んでいる高齢者のどちらを対象にするかで、収支差率に大きな差があると思われる。後者のほうが収支差率は低い実態があると認識している。サービス提供対象で分類した収支差率を出すことで、報酬の議論に役立ててほしい。このままだと、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、どこも一律に収支差率+5%程度の実態であるという結果をもとに議論が進むのではないかという危惧がある。実際の自宅訪問をメインとしている事業者においては経営を保てず事業者が撤退してしまう可能性も考えられるのではないかと。
- 調査への記入負担は極めて高いものであると、調査目的や結果の活用方法を明確化して欲しい。

5. その他、調査票記入における課題

- 調査対象となった事業所の電子調査票ファイルを1つ1つ開いて入力していくのは非常に手間がかかる。同法人内の事業所についてはまとめて回答できるよう、1つのExcelファイル上に表を作って、そこにまとめて記載できるようにしてもらえないか。
- → (※株式会社三菱総合研究所) 事業所を運営する法人情報について、介護事業経営実態調査では事前に取得していないので、同法人内の事業所をリストアップすることは困難。将来的には法人番号等と紐付けられれば変わるかもしれない。ひとまず来年度の調査実施時に、調査事務局宛に要望をいただければ、厚労省と相談のうえ、対応可否を検討する。

以上

(No. 9) I 事業所（総合事業・社福）ヒアリング議事概要	
日時・場所	平成 29 年 2 月 10 日（金） 15:30 - 16:30 当該事業所（東京都 I 市）
出席者	社会福祉法人 I 3 名 株式会社三菱総合研究所 2 名

○ヒアリング事項

<ol style="list-style-type: none"> 1. 会計書類に関する実態 2. 介護予防・日常生活支援総合事業における人員配置の把握状況 3. 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供の実態 4. 調査票記入について
--

○事業所の基本情報

事業所名	I 事業所
法人名	社会福祉法人 I
提供サービス	通所介護
開設年月	平成 4 年 3 月 27 日
住所	東京都 I 市
従業員数	20 人（平成 28 年 8 月 23 日時点）
利用者数（利用定員）	40 人（平成 28 年 8 月 23 日時点）
併設している介護サービス	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、居宅介護支援

○ヒアリング概要

<ol style="list-style-type: none"> 1. 会計書類に関する実態 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 会計書類は拠点ごとおよびサービスごとに分けて作成している。 ➤ 人件費は、兼務の実態は反映せず、当該職員が主に従事しているサービスに一括で計上している。 ➤ サービスごとに勤務表（シフト表）は作成しているものの、実際の勤務時間に基づいて人件費を計算することは大きな負担になるので、していない。 ➤ それ以外の按分可能な費用については、各拠点（施設）で按分を行っている。（例えば光熱費は面積等によって按分） ➤ 本部経費については、法人本部の会計を独立に作成しており、事業所への配賦は行っていない。

2. 介護予防・日常生活支援総合事業における職員配置の把握状況

- 介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス A）と介護・予防給付（通所介護）は、同じ職員体制、かつ同じ場所で提供している。仮に区別して提供する場合、人員確保などの負担が逆に大きくなるだろうと認識している。
- 通所介護の人員配置で規定されている看護職員は介護予防・日常生活支援総合事業利用者でも必要があれば対応している。バイタルチェックも介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対しても行っている。
- 平均要介護度は 2.37 であり、概して高く、なかには 10 年以上当事業所を継続して利用している者もいる。また、介護予防・日常生活支援総合事業利用者の平均年齢も 91.8 歳と高齢であり、職員との人間関係も構築されているため、介護予防・日常生活支援総合事業を利用しているかどうかで職員やサービス提供を区別するという対応は現実的ではない。

3. 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供の実態

- I 市は平成 27 年 10 月から介護予防・日常生活支援総合事業が開始されており、当事業所では同年 12 月頃から数名程度の利用者の受け入れが始まった。
- 平成 28 年 4 月時点の利用者は実人数で 14 人、そのうち、要支援認定を受けている利用者が 10 人（要支援 I が 2 人、要支援 II が 8 人）、要支援認定はされていない事業対象者の利用者が 4 人という状況である。
- 現在の利用者数は実人数で 12 人に減っている。主な理由として、利用者の介護度が要支援から要介護へ重くなったことがある。
- 平成 28 年度の新規の介護予防・日常生活支援総合事業利用者は 2 人のみであり、現在の介護予防・日常生活支援総合事業利用者のほとんどは介護予防通所介護から移行した。I 市の他の事業所でも状況は似ていると認識している。
- 当事業所は、個別機能訓練も提供しているが、手芸、書道、カラオケ等の活動やレクリエーションプログラムが中心である。そのため、介護予防・日常生活支援総合事業利用者も通所介護の利用者同様に長時間（9 時 30 分～15 時 30 分）利用をしている。通所型サービス A の単位数（3 時間以上で 1 回 383 単位）は安価ではあるものの、プログラムの効果をきちんと得るため、長時間のサービスを引き続き提供していく必要があると認識している。
- 事業所における通所介護の登録者が 110 人程度であるうち、1 割強（12 人程度）が介護予防・日常生活支援総合事業利用者で占められている。この割合は、I 市内の中でも高いのではないかと。この実情を踏まえ、要介護度が重く、介護を必要とする利用者を支えるという社会福祉法人に求められる通所サービスのあり方を考え、当事業所としては介護・予防給付の通所介護を重視していきたい方針を共有している。
- 各事業所の規模や性質に応じて、介護予防・日常生活支援総合事業の受け入れ状況は変わってくると認識している。一般論として、事業者と自治体のコミュニケーションが重要ではないかと。

4. 調査票記入について

- 平成 28 年度介護事業経営概況調査では同法人の介護老人福祉施設が調査対象になった。支出（費用）については、社会福祉法人会計基準を採用しているが、会計基準の費目より細かい数字は把握していない。細目のある賃借料等については、伝票まで確認して再計算し記入した。賃借料のうち、「設備器械」に該当しそうなものをひとつひとつ判断して足しあげたが、非常に大きな負担だった。
- 管理会計の科目や伝票から計上すべき費目を特定できなかった費用は、賃借料であれば「その他の賃借料」に計上している。
- 細目について、決算書からそのまま書き写せるようであれば、調査票記入の負担は減るだろう。
- 委託費の「その他の委託費」は、個人の理学療法士への委託料を記入している。社会福祉法人会計基準の「人件費」下の「派遣職員費」については、介護職員の派遣職員に該当するものと捉えている。当事業所では介護職員の直接雇用を目指しているため、派遣職員費自体は大きな金額にならない。
- 問 3 の職員配置については、職員の給与情報を紙の台帳から拾いなおす必要があり、記入の負担が大きい。
- 平成 25 年度介護事業経営概況調査では問 3 の職員配置を年単位で書くことになっていたが、1 年のあいだに入退職があるので、記載が困難だった。現在の月単位の職員配置であっても、4 月中に給与を支払った分ということだと、3 月末の異動や退職が多いため、給与部分と賞与に記載している金額の職員の範囲が一致せず悩ましい。例えば、前年度 3 月末に異動・退社している職員分の給与は賞与には記載されうるが、給与には記載されない。
- 問 1 の介護・予防給付の実績は、すぐに集計できるようにしている。食事の実績は特に負担なく把握できるが、送迎については、厳密には利用実績が把握しづらい。現在は業務日誌で送迎の有無を見て記録しているが、集計に手間はかかっている。

5. その他

- ターミナルの利用者や、食事・排せつに個別対応が必要な利用者の介助は比較的負担が大きいですが、そうしたケアの実態が費用の切り分けで反映されないかもしれない。

以上

(No. 10) J 事業所（総合事業・営利法人）ヒアリング議事概要	
日時・場所	平成 29 年 2 月 10 日（金）14:00 - 15:00 当該事業所（東京都 J 市）
出席者	株式会社 J 1 名 株式会社三菱総合研究所 2 名

○ヒアリング事項

<ol style="list-style-type: none"> 1. 会計書類に関する実態 2. 介護予防・日常生活支援総合事業における人員配置の把握状況 3. 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供の実態 4. 介護予防・日常生活支援総合事業における請求事務等の実態
--

○事業所の基本情報

事業所名	J 事業所
法人名	株式会社 J
提供サービス	通所介護
開設年月	平成 24 年 8 月 1 日
住所	東京都 J 市
従業員数	8 人（2015 年 12 月 10 日時点）
利用者数	10 人（2015 年 12 月 10 日時点）
併設している介護サービス	地域密着型通所介護

○ヒアリング概要

<ol style="list-style-type: none"> 1. 会計書類に関する実態 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当法人では、同法人内にあるもう 1 つの通所介護事業所（K 市）も合算して 2 事業所分の管理会計を作成している。 ➤ 会計等の事務処理は社長自らが行っており、事業所の損益を把握しているのも社長に限られる。そのため、本部経費としての計上はなく、社長の人件費の一部に含まれている状態。 2. 介護予防・日常生活支援総合事業における人員配置の把握状況 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 通所介護と介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス A は、同じ場所で、同じ職員体制でサービスを提供している。
--

- 職員配置について、地域密着通所介護であるため、元々看護師は配置していないが、機能訓練指導員（理学療法士）を配置している。通所型サービス A を提供する際に職員配置を見直すことはなかった。

3. 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供の実態

- 介護予防・日常生活支援総合事業の利用者は平成 29 年 2 月で、実利用者約 20 人程度である。地域密着通所介護の利用者（要介護）は実利用者で約 50 名程度であるため、割合としては 3 割弱である。この割合は、他の事業所と比較して大きいと認識している。
- 基本的には、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者については送迎ありで 1 時間半から 3 時間未満の短時間のサービスを行っているが、サービス提供時間は、利用者本人の要望に応じて決めている。
- 通所型サービス A の単位数設定は、送迎あり・1 時間半から 3 時間で 1 回 364 単位、送迎あり・3 時間以上で 1 回 383 単位ということで、後者の単位数は経営的に厳しい。前者の単位数であれば経営的に参入しうるものと認識している。提供時間 3 時間以上の通所型サービス A では単位数が低く、なかなか提供に踏み切れないのではないかと。
- 提供時間の短いサービスは、主なサービス内容が機能訓練である当該事業所にとって活用しやすい。
- 月曜日と木曜日の午前中は提供時間が 1 時間半の通所型サービス A を 2 回、木曜日の午後は 1 時間半と 3 時間の提供時間のサービスを同時に提供している。1 時間半の利用者は途中で帰るため、同じ通所型サービス A の中でも、異なる単位数のサービスが同じ場所、同じ職員によって提供され、送迎は別々の職員が行うという状況が生じている。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の利用者は既に減少傾向にある。理由としては、既存の利用者は要支援から要介護に悪化する利用者が多いこと、介護予防・日常生活支援総合事業の新規の利用者が増えていないことである。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の提供開始時は、元も介護予防通所介護を利用していた利用者が移行するケースが多かったため、稼働率は安定していたが、新規の介護予防・日常生活支援総合事業の利用者が増えないことで、通所型サービス A を提供している曜日は売り上げが極端に落ちている。
- 介護予防通所介護から通所型サービス A に移行すると、支払いが包括支払から出来高支払に変わるが、そのための収入が大きく変動した実感はない。利用者側からすれば、通所型サービス A の方が利用した日数分だけ払えば良いため、都合がよいと思う。
- K 市の事業所では介護予防・日常生活支援総合事業として現行相当サービスを行っている。

4. 介護予防・日常生活支援総合事業における請求事務等の実態

- 請求ソフト（カイポケ）を利用して、介護・予防給付分の請求と合わせて東京都国民健康保険団体連合会へ伝送している。

以上

参考資料 2

平成 28 年度介護事業経営概況調査 調査票

※平成 28 年度介護事業経営概況調査の調査票は、表紙に記載されている調査対象サービスによって、項目や内容が異なる構成となっている。本編の記載内容等を鑑み、参考資料 2 としては、「居宅サービス・地域密着型サービス事業所票（福祉関係）」「居宅サービス・地域密着型サービス事業所票（医療関係）」の 2 種類を掲載する。



政府統計

平成28年度介護事業実態調査 (介護事業経営概況調査) 平成28年5月調査

統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を
期します。

調査対象サービスは

介護老人福祉施設

です。

右のラベルの住所、施設名、
調査対象サービス、ID、パス
ワードの5つの項目は、必ず
確認してください。
住所、施設名に誤りや訂正が
ございましたら、恐れ入りま
すが先書きで修正をお願い申
し上げます。

※ この調査は、上記のID、パスワードにて、調査専用ホームページ (<https://28kaigo.net/keiei/>)
よりダウンロードしたエクセルファイルにデータを入力し、ファイルをアップロードする
方法でも回答いただけます。

お手数をおかけしますが、下の(1)～(5)に必ずご記入をお願いいたします。

- (1) 電話番号： ()
- (2) FAX番号： ()
- (3) Eメールアドレス： _____@_____
- (4) 回答担当者： 氏名 () (役職：)
- (5) 調査対象サービスの活動状況 (平成28年5月1日時点)
(下の1～3のいずれか1つに○)

1. 活動中	2. 休止	3. 廃止
--------	-------	-------

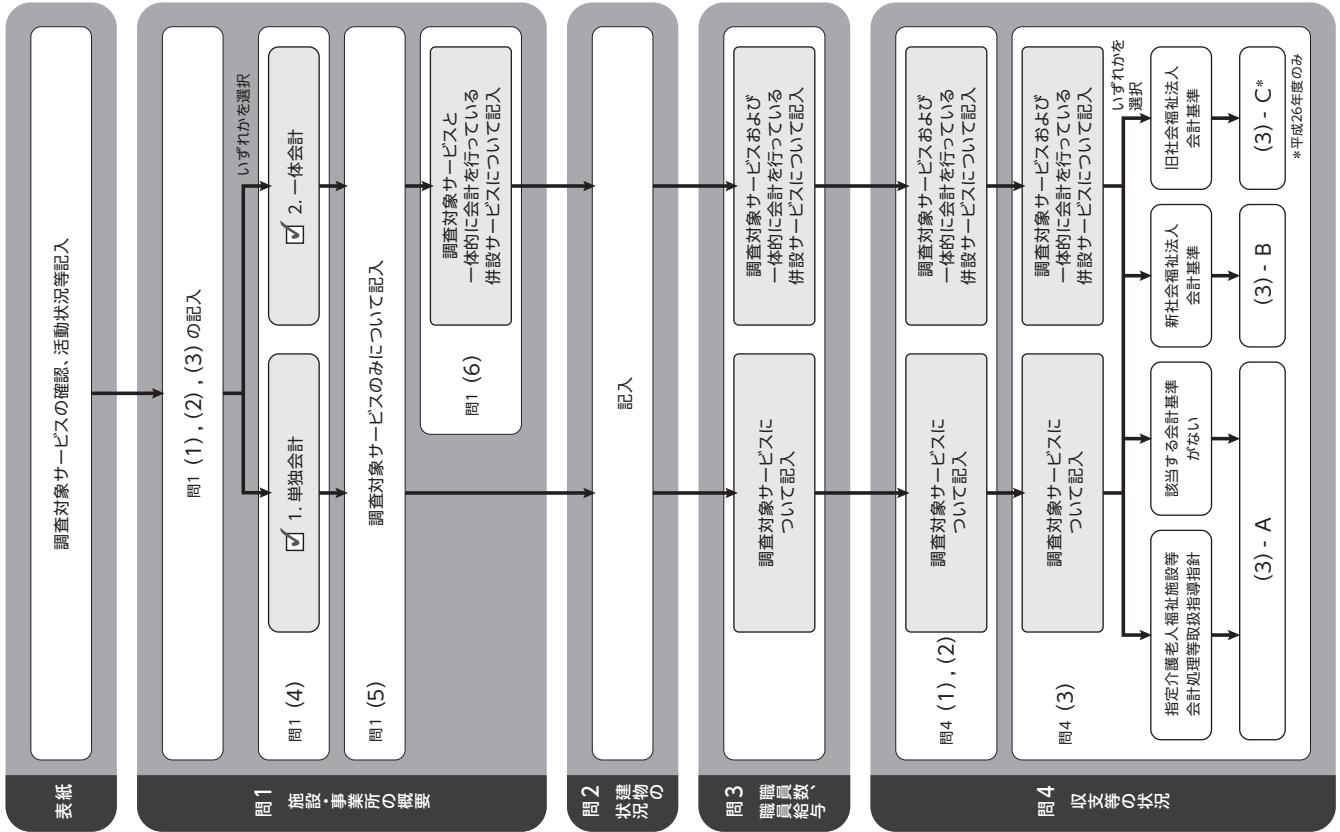
※2、3の場合、今回の調査に記入していただく必要はありませんの
で、このまま調査票を返送してください。

(平成28年6月30日までにご投函をお願いします)



厚生労働省老健局

● 記入の流れ ●



① 特記

問1 施設の概要についておうえかがいします。

(1) 開設年月を西暦で記入してください。

西暦 年 月

(2) 経営主体として該当する番号に○をつけてください。

1. 都道府県	4. 日本赤十字社	7. 社団・財団法人
2. 市区町村	5. 社会福祉協議会	8. 1～7以外
3. 広域連合・一部事務組合	6. 社会福祉法人(社会福祉協議会以外)	

(3) 調査対象サービスにおける会計の期間について、該当する番号に○をつけてください。
3. を選んだ場合は、あわせて期間も記入して下さい。

1. 年単位 (1月1日～12月31日)
2. 年度単位 (4月1日～翌3月31日)
3. その他 (月 日～翌 月 日)

(4) 調査対象サービスにおける平成26、27年度の会計の区分状況について、該当する番号に○をつけてください。

【平成26年度】

1. 単独会計: 調査対象サービスごとに費用が区分できているもの
2. 一体会計: 調査対象サービスに属する費用とそれ以外の併設サービス等に属する費用を区分せず一体で計上しているもの

【平成27年度】

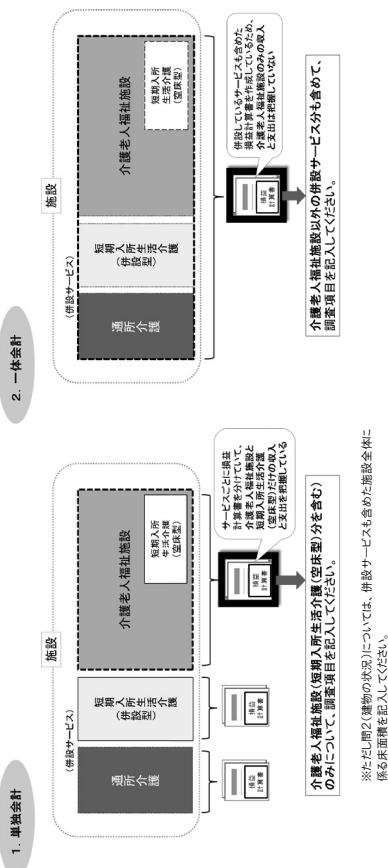
1. 単独会計: 調査対象サービスごとに費用が区分できているもの
2. 一体会計: 調査対象サービスに属する費用とそれ以外の併設サービス等に属する費用を区分せず一体で計上しているもの

※ 収入は調査対象サービス分を把握しているが、支出は他の併設サービスと一体的にしか把握していないなど、部分的に調査対象サービス分の収入・支出を把握している場合も一体会計とさせていただきます。

※ 単独会計の場合、問3(職員数と職員給与)、問4(収入と支出)は、調査対象サービス分についてのみ記入してください。

※ 一体会計の場合、問3(職員数と職員給与)、問4(収入と支出)は、全社を一体的に行っている他の併設サービス分も含めて記入してください。

例: 介護老人福祉施設内で短期入所生活介護(空床型)を提供し、短期入所生活介護(併設型)と通所介護を併設している場合



※ただし問2(雑物の状況)については、併設サービスも含めた施設全体に係る表面積を記入してください。

(5) 調査対象サービスの平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

介護老人福祉施設または地域密着型介護老人福祉施設(介護予防)短期入所生活介護(空床型)を除く)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ在所有者数	人	人	人	人	人	人
延べ入院、外泊者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や、要介護認定申請中の人を計上してください。

食事延べ提供数	食
---------	---

短期入所生活介護(空床型) / 介護予防短期入所生活介護(空床型)

短期入所生活介護(空床型)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防短期入所生活介護(空床型)

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

短期入所生活介護(空床型)と介護予防短期入所生活介護(空床型)をあわせてサービスの提供状況

食事延べ提供数	食
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えてください。
(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

問2 平成28年4月時点の建物の状況についておうかがいします。

※1 「延べ利用者数等」については、下記の表と記入要領を参照のうえ、対応する内容を記入してください。

※2 「食事延べ提供数」、「送迎延べ実施回数」については、記入要領を参照のうえ、対応する内容を記入してください。

調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービス	記入内容	
	延べ訪問回数(4月中)	延べ訪問回数(4月中)
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション(いずれも介護予防を含む)、夜間対応型訪問介護	回	回
居宅介護支援(介護予防を含む)、福祉用具貸与(介護予防を含む)、居宅介護支援(介護予防を含む)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	回	回
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設	延べ在所(在院)者数(4月中)	延べ在所(在院)者数(4月中)
上記以外のサービス	延べ利用者数(4月中)	延べ利用者数(4月中)

サービスの種類	事業所番号		延べ利用者数等※1	食事延べ提供数※2	送迎延べ実施回数※2
	(居宅サービス)				
訪問介護(介護予防を含む)			回		
訪問入浴介護(介護予防を含む)			回		
訪問看護(介護予防を含む)			回		
訪問リハビリテーション(介護予防を含む)			人		
居宅介護支援(介護予防を含む)			人		
通所介護(介護予防を含む)			人		
通所リハビリテーション(介護予防を含む)			人		
短期入所生活介護(空床利用分を除く)			人		
短期入所療養介護(介護予防を含む)			人		
特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)			人		
福祉用具貸与(介護予防を含む)			人		
居宅介護支援(介護予防を含む)			人		

サービスの種類	事業所番号		延べ利用者数等※1	食事延べ提供数※2	送迎延べ実施回数※2
	(地域密着型サービス)				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			人		
夜間対応型訪問介護			回		
認知症対応型通所介護(介護予防を含む)			人		
小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)			人		
認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)			人		
地域密着型特定施設入居者生活介護			人		
地域密着型介護老人福祉施設			人		
看護小規模多機能型居宅介護			人		

サービスの種類	事業所番号		延べ利用者数等※1	食事延べ提供数※2	送迎延べ実施回数※2
	(施設サービス)				
介護老人福祉施設			*****	*****	
介護老人保健施設			人		
介護療養型医療施設			人		

1 建築延べ床面積 m² (小数点以下第1位を四捨五入して整数で記入してください。以下、同じ。)

2 入所部分、通所部分の各施設・設備に係る延べ床面積

施設・設備	入所部分			通所部分	
	介護老人福祉施設 (空床利用の短期入所生活介護(介護予防を含む))	地域密着型 介護老人福祉施設 (空床利用の短期入所生活介護(介護予防を含む))	短期入所生活介護 (併設型) (介護予防を含む)	通所介護(介護予防を含む)	入所・通所共用部分※(再掲)
①5人以上室	室	室	m ²	m ²	
②4人室	室	室	m ²	m ²	
③3人室	室	室	m ²	m ²	
④2人室	室	室	m ²	m ²	
⑤個室	室	室	m ²	m ²	
⑥前室				m ²	m ²
⑦浴室				m ²	m ²
⑧医務室				m ²	m ²
⑨食堂				m ²	m ²
⑩機能訓練室				m ²	m ²

ユニット ケア ※2 以外

当てはまる番号に○をつけてください。
1. 専用室 2. 他の目的室と兼用

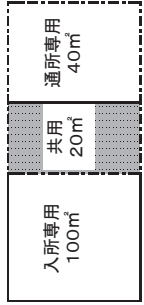
当てはまる番号に○をつけてください。
1. 専用室 2. 他の目的室と兼用

3 2以外の介護保険サービス※4に係る専用延べ床面積

m²

- ※1: 入所部分、通所部分の利用者が共用している諸室の延べ床面積を再掲してください。(詳細は記入要領を参照してください。)
- ※2: ユニットケアとは、居室をいくつかのグループに分け、少数の居室と食堂や談話スペース(居室での居間に相当する)等によって一体的に構成された居室環境(ユニット)によるケアをいいます。
- ※3: ①食堂と⑩機能訓練室が共用の場合、⑨食堂に記入し⑩機能訓練室の欄は記入しないで下さい。
- ※4: 問1(6)で記入をした。調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスのうち、問2 2の入所部分、通所部分以外のサービスに係る専用延べ床面積を記入してください。ただし、当該サービスに特定施設入居者生活介護が含まれる場合は、要支援・要介護者以外の利用者へのサービス分も含みます。

食堂記入例: 160m²の食堂のうち、100m²は入所専用、40m²は通所専用、20m²は入所と通所で共用している。



- 入所部分 → 120m²
- 入所専用(100) + 共用(20)
- 通所部分 → 60m²
- 通所専用(40) + 共用(20)
- 共用部分 → 20m²

問3 平成28年4月時点の職員数と職員給与についておかがいします。

- 平成28年4月時点で給与を支払った職員数と給与・賞与額について、記入ください。
記入する内容は、必ず記入要件を確認してください。
 - 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、常勤・非常勤ともに「調査対象サービス分の換算人員」に記入してください。
「調査対象サービス分の換算人員」に対応する「給料」(給与・賞与等)を記入してください。
 - 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービスも含めた常勤・非常勤の「実人員」・非常勤の「換算人員」欄は記入不要です。
「実人員」に対応する「給料」(給与・賞与等)を記入してください。
 - 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービスも含めた常勤・非常勤の「実人員」・非常勤の「換算人員」欄は記入してください。
- ※1 複数の職種に就任している場合は、番号の若い方を優先して記入してください。
- ※2 介護支援専門員・計画作成担当者として従事している者は、1～23のいずれかから分類して記入してください。主として従事している職種を決めたい場合は、番号の若い方を優先して記入してください。
- ※3 派遣社員で対応している職種がある場合は、その職員数及び給料は含めないでください。

職 種	常 勤		非 常 勤		給 料
	実人員	調査対象サービス分の換算人員	換算人員	調査対象サービス分の換算人員	
1 介護老人福祉施設の管理者					
2 地域密着型介護老人福祉施設の管理者					
3 その他の介護施設(介護事業)の管理者 (上記1、2以外)					
4 医師					
5 歯科医師					
6 薬剤師					
7 看護師					
8 准看護師					
9 介護福祉士					
10 介護福祉士 [うち介護福祉士]					
11 理学療法士					
12 作業療法士					
13 言語聴覚士					
14 衛生保健士					
15 生涯学習支援員・あん摩マッサージ指圧師					
16 生活相談員・支援員					
17 うち社会福祉士					
18 福祉用具専門相談員					
19 栄養士					
20 うち管理栄養士					
21 調理員					
22 事務職員					
23 その他					
24 1～23のうち介護支援専門員・計画作成担当者以外の介護職員(介護サービス提供責任者(包括))					
25 運動担当(専任)					
26 運動担当(兼任)					
27 賞与または賞与引当金繰入(平成27年度実績の1/12の金額)					
28 賞与または賞与引当金繰入(平成27年度実績の1/12の金額)					
29 退職金引当金繰入(平成27年度実績の1/12の金額)					
30 退職金引当金繰入(平成27年度実績の1/12の金額)					
31 退職金引当金繰入(平成27年度実績の1/12の金額)					
32 退職金引当金繰入(平成27年度実績の1/12の金額)					
33 退職金引当金繰入(平成27年度実績の1/12の金額)					
34 退職金引当金繰入(平成27年度実績の1/12の金額)					
35 退職金引当金繰入(平成27年度実績の1/12の金額)					
36 退職金引当金繰入(平成27年度実績の1/12の金額)					
37 退職金引当金繰入(平成27年度実績の1/12の金額)					
38 退職金引当金繰入(平成27年度実績の1/12の金額)					
39 退職金引当金繰入(平成27年度実績の1/12の金額)					
40 退職金引当金繰入(平成27年度実績の1/12の金額)					
41 退職金引当金繰入(平成27年度実績の1/12の金額)					
42 退職金引当金繰入(平成27年度実績の1/12の金額)					
43 退職金引当金繰入(平成27年度実績の1/12の金額)					
44 退職金引当金繰入(平成27年度実績の1/12の金額)					
45 退職金引当金繰入(平成27年度実績の1/12の金額)					

※1 月に数回の勤務である場合は、 $\frac{\text{職員1か月の勤務時間}}{\text{職員が定めている1週間の勤務時間} \times 4}$ (注)

※2 職員1か月の勤務時間

※3 職員が定めている1週間の勤務時間

※4 職員が定めている1週間の勤務時間

※5 職員が定めている1週間の勤務時間

※6 職員が定めている1週間の勤務時間

※7 職員が定めている1週間の勤務時間

※8 職員が定めている1週間の勤務時間

※9 職員が定めている1週間の勤務時間

※10 職員が定めている1週間の勤務時間

※11 職員が定めている1週間の勤務時間

※12 職員が定めている1週間の勤務時間

※13 職員が定めている1週間の勤務時間

※14 職員が定めている1週間の勤務時間

※15 職員が定めている1週間の勤務時間

※16 職員が定めている1週間の勤務時間

※17 職員が定めている1週間の勤務時間

※18 職員が定めている1週間の勤務時間

※19 職員が定めている1週間の勤務時間

※20 職員が定めている1週間の勤務時間

※21 職員が定めている1週間の勤務時間

※22 職員が定めている1週間の勤務時間

※23 職員が定めている1週間の勤務時間

※24 職員が定めている1週間の勤務時間

※25 職員が定めている1週間の勤務時間

※26 職員が定めている1週間の勤務時間

※27 職員が定めている1週間の勤務時間

※28 職員が定めている1週間の勤務時間

※29 職員が定めている1週間の勤務時間

※30 職員が定めている1週間の勤務時間

※31 職員が定めている1週間の勤務時間

※32 職員が定めている1週間の勤務時間

※33 職員が定めている1週間の勤務時間

※34 職員が定めている1週間の勤務時間

※35 職員が定めている1週間の勤務時間

※36 職員が定めている1週間の勤務時間

※37 職員が定めている1週間の勤務時間

※38 職員が定めている1週間の勤務時間

※39 職員が定めている1週間の勤務時間

※40 職員が定めている1週間の勤務時間

※41 職員が定めている1週間の勤務時間

※42 職員が定めている1週間の勤務時間

※43 職員が定めている1週間の勤務時間

※44 職員が定めている1週間の勤務時間

※45 職員が定めている1週間の勤務時間

問4 (1) 平成26年度、平成27年度の事業収入(収益)等についておかがいします。

- 平成26年度、平成27年度の決算期数値における収入(収益)について記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入して下さい。なお、記入に関しては、問4(1)で記入した収入(収益)に別記した支出(費用)を問4(5)に記入して下さい。
- 国庫補助金等特別独立算取額は、問4(3)事業支出(費用)として記入して下さい。

科 目	平成27年度決算期数値					平成26年度決算期数値				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
1 介護福祉施設介護料収入(収益)(1)の利用者負担分を含む)										
(1)介護老人福祉施設										
(2)地域密着型介護老人福祉施設										
2 居宅介護料収入(収益)(1)の利用者負担分を含む)										
(1)訪問介護(介護予防を含む)										
(2)訪問入浴介護(介護予防を含む)										
(3)通所介護(介護予防を含む)										
(4)短期入所生活介護(介護予防を含む)										
うち空床利用分(介護老人福祉施設)										
うち空床利用分(地域密着型介護老人福祉施設)										
(5)特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)										
(6)福祉用具貸与(介護予防を含む)										
(7)定期巡回・随時対応型訪問介護看護										
(8)夜間対応型訪問介護										
(9)認知症対応型通所介護(介護予防を含む)										
(10)小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)										
(11)認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)										
(12)地域密着型特定施設入居者生活介護										
(13)看護小規模多機能型居宅介護(※平成26年度は介護サービス)										
(14)その他の居宅介護サービス(1)～(13)に該当しないもの										
3 居宅介護支援介護料収入(収益)										
(1)居宅介護支援介護料収入(収益)										
(2)介護予防支援介護料収入(収益)										
4 介護予防・日常生活支援総合事業収入(収益)										
5 保険外の利用料による収入(収益)										
(1)介護福祉施設利用料収入(収益)										
① 介護老人福祉施設										
② 地域密着型介護老人福祉施設										
(2)居宅介護サービス利用料収入(収益)										
① 訪問介護(介護予防を含む)										
② 訪問入浴介護(介護予防を含む)										
③ 通所介護(介護予防を含む)										
④ 短期入所生活介護(介護予防を含む)										
うち空床利用分(介護老人福祉施設)										
うち空床利用分(地域密着型介護老人福祉施設)										
⑤ 特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)										
⑥ 福祉用具貸与(介護予防を含む)										
⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護										
⑧ 夜間対応型訪問介護										
⑨ 認知症対応型通所介護(介護予防を含む)										
⑩ 小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)										
⑪ 認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)										
⑫ 地域密着型特定施設入居者生活介護										
⑬ 看護小規模多機能型居宅介護(※平成26年度は介護サービス)										
⑭ その他の居宅介護サービス										

科 目	平成27年度決算期数値				平成26年度決算期数値			
	18	19	20	21	18	19	20	21
(3) 食費収入(収益)				46				46
(4) 居住費収入(収益)				47				47
(5) 管理費収入(収益)				48				48
うち特定収入者生活介護(介護予防含む)の提供料の提供料に係る収入(収益)				48				48
(6) その他の利用料収入(収益)				50				50
うち認知症対応型共同生活介護に係るその他の利用料収入(収益)				51				51
うち特定収入者生活介護(介護予防含む)に係るその他の利用料収入(収益)				52				52
6 その他の事業収入(収益)				53				53
(1) 補助金収入(収益)				54				54
(2) 市町村特別事業収入(収益)				55				55
(3) 委託収入(収益)				56				56
(4) その他				57				57
7 その他の収入(収益)				58				58
(1) 入居者収入(収益)				59				59
うち特定収入者生活介護(介護予防含む)の提供料の提供料に係る収入(収益)				60				60
(2) 介護予防支援事業者からの委託に係る収入(収益)				61				61
(3) ホームヘルプサービスの収入(収益)(障害者等)				62				62
(4) その他				63				63
8 介護報酬査定減				64				64
事業活動収入(サービス活動収益)計				65				65

問4 (2) 平成26年度、平成27年度の財務活動等による支出についてお答えください。

○ 下記の支出がある場合、資金収支計算書又はキャッシュフロー計算書が、
 ① 介護サービスの提供ごとに区分されている場合、
 ② 介護サービスの提供ごとに区分されてなく、他の介護サービス等とをわけている場合、
 のいずれかを選択してチェックボックスにチェックをつけてください。
 いずれか一つのチェックボックスにチェックしてください。

科 目	平成27年度決算期数値				平成26年度決算期数値			
	18	19	20	21	18	19	20	21
① 介護サービスの提供ごとに区分されている								
② 介護サービスの提供ごとに区分されてなく、他の介護サービス等とをわけている								
設備資金借入金元金償還金支出				66				66
長期運営資金借入金元金償還金支出				67				67

問4 (3) 平成26年度、平成27年度の事業支出(費用)についてお答えください。

○ 事業支出(費用)について、使用している会計基準、指針に該当するページに記入してください。

指定介護老人福祉施設等会計処理等取捨指針	→(3)-A(本ページ)
該当する会計基準がない	
新社会福祉法人会計基準	→(3)-B(12ページ)
旧社会福祉法人会計基準(平成26年度のみ)	→(3)-C(14ページ)

※旧社会福祉法人会計基準は平成27年3月31日をもって廃止されましたため、平成27年度は(3)-Aまたは(3)-Bのいずれかのページに記入して下さい。

○ (3)-A 指定介護老人福祉施設等会計処理等取捨指針
 ○ 平成26年度、平成27年度の決算期数値における支出額について記入して下さい。
 ○ 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入して下さい。
 ○ 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体で行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入して下さい。
 なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収入(収益)に対応した支出(費用)を問4(3)に記入して下さい。

※ 事業開始から1年未満でない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出して下さい。
 ※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、税込方式(各費目に消費税を算入した値)で記入して下さい。

科 目	平成27年度決算期数値				平成26年度決算期数値			
	1	2	3	4	1	2	3	4
1 人件費								
2 経費								
(1) 直接介護支出								
① 給食材料費								
② 介護用品費								
③ 保潔衛生費								
④ 消耗器具備品費								
⑤ 車両費								
⑥ 光熱水費								
⑦ 燃料費								
⑧ その他の直接介護支出(①～⑦)に該当しないもの								
小計								
(2) 一般管理支出								
① 福利厚生費								
② 旅費交通費								
③ 研修費								
④ 通信運搬費								
⑤ 事務消耗品費								
⑥ 印刷製本費								
⑦ 広報費								
⑧ 修繕費								
⑨ 保守料								
⑩ 賃借料								
ア 土地								
イ 建物及び建物付属設備								
ウ 設備器械								
エ その他(賃借料(ア～ウ)に該当しないもの)								
小計								
⑪ 保険料								
ア 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)								
イ その他の保険料(アに該当しないもの)								
⑫ 租税公課								
⑬ 委託費								
ア 派遣委託費								
イ 給食委託費								
ウ 送迎委託費								
エ 清掃委託費								
オ その他の委託費(ア～エに該当しないもの)								
⑭ 雑費								
⑮ その他の一般管理支出(①～⑭)に該当しないもの								

事業活動支出

科 目	平成27年度決算期				平成26年度決算期			
	1	2	3	4	1	2	3	4
3 減価償却費								
(1)建物及び建物付属設備減価償却費								
(2)車両船舶減価償却費								
(3)特殊溶槽減価償却費								
(4)その他の減価償却費(1)～(3)に該当しないもの								
4 国庫補助金等特別積立金取崩額								
5 徴収不能額								
6 引当金繰入								
(1)繰引不能引当金繰入								
(2)修繕引当金繰入								
(3)退職給付引当金繰入								
(4)賞与引当金繰入								
(5)その他引当金繰入(1)～(4)に該当しないもの								
7 その他(1～6)に該当しないもの								
事業活動支出計(1～7の合計)								
うち消費税課税対象支出計								
III 事業活動外収入								
うち借入金利息補助金収入								
事業活動外支出								
うち借入金利息								
V 特別収入								
特別支出								
うち委託区分外繰入金支出								
うち法人本部に帰属する経費(役員報酬等)								
うち消費税課税対象支出計								
うち法人税等								

(3) B 新社会福祉法人会計基準

○ 平成26年度、平成27年度決算期取組における費用額について記入して下さい。

○ 前(4)において「単独会計」に回答した場合は、明細対象サービス分のみについて記入して下さい。

○ 前(4)において「一括会計」に回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入して下さい。なお、配分(17)で記入した収入(収益)に追加した支出(費用)を前(5)に記入して下さい。

※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出して下さい。

※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、税込方式(各費目に消費税額を算入した値)で記入して下さい。

科 目	平成27年度決算期				平成26年度決算期			
	1	2	3	4	1	2	3	4
1 人件費								
うち派遣労働費								
2 事務費(1)～(18)の合計								
(1)福利厚生費								
(2)旅費交通費								
(3)研修研究費								
(4)事務消耗品費								
(5)印刷製本費								
(6)水道光熱費								
(7)燃料費								
(8)修繕費								
(9)通信運搬費								
(10)広告費								
(11)業務委託費								
①給食委託費								
②送迎委託費								
③清掃委託費								
④その他の委託費(①～③に該当しないもの)								
(12)保険料								
①自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)								
②その他の保険料(①に該当しないもの)								
(13)賃借料								
①設備寄附								
②その他の賃借料(①に該当しないもの)								
(14)土地・建物賃借料								
①土地								
②建物及び建物付属設備								
(15)租税公課								
(16)保守料								
(17)雑費								
(18)その他経費(1)～(17)に該当しないもの								
3 事業費								
(1)給食費								
(2)介護用品費								
(3)保健衛生費								
(4)水道光熱費								
(5)燃料費								
(6)消耗器具備品費								
(7)保険料								
(8)賃借料								
①設備寄附								
②その他の賃借料(①に該当しないもの)								
(9)車輦費								
(10)雑費								
(11)その他経費(1)～(10)に該当しないもの								

科 目	平成27年度決算期				平成26年度決算期			
	4月	5月	6月	計	4月	5月	6月	計
4 減価償却費				計				計
(1)建物及び建物付属設備減価償却費	46			47	46			47
(2)車両船舶減価償却費	48			48	48			48
(3)特殊溶接機減価償却費	49			49	49			49
(4)その他の減価償却費(1)～(3)に該当しないもの	50			50	50			50
5 国庫補助金等特別積立金取崩額	51			51	51			51
6 徴収不能額	52			52	52			52
7 徴収不能引当金繰入	53			53	53			53
8 その他(1～7)に該当しないもの	54			54	54			54
うち消費税課税対象費用計(1～8の合計)	55			55	55			55
うち消費税課税対象費用計	56			56	56			56
III サービス活動外収益	57			57	57			57
うち借入金利息補助金収益	58			58	58			58
IV サービス活動外費用	59			59	59			59
うち支払利息	60			60	60			60
V 特別収益	61			61	61			61
VI 特別費用	62			62	62			62
うち拠点区分間繰入金費用	63			63	63			63
うち法人本部に帰属する経費・役員報酬等	64			64	64			64
うち消費税課税対象費用計	65			65	65			65

(3) C 旧社会福祉法人会計基準

○ 平成26年度の決算期数値における支出額について記入して下さい。

○ 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入して下さい。

○ 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の外履関係サービスも含めた額を記入して下さい。なお、記入に関しては、問4(1)で記入した収入(収益)に対応した支出(費用)を問4(3)に記入してください。

※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出して下さい。

※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、税込み方式(各費目に消費税額を算した値)で記入して下さい。

科 目	平成26年度決算期数値			
	1月	2月	3月	計
1 人件費支出				
2 事務費支出(1)～(17)の合計				
(1)福利厚生費				
(2)旅費交通費				
(3)研修費				
(4)消耗品費				
(5)器具什器費				
(6)印刷製本費				
(7)水道光熱費				
(8)燃料費				
(9)修繕費				
(10)通信運搬費				
(11)広報費				
(12)業務委託費				
小計				
① 派遣委託費				
② 給食委託費				
③ 送迎委託費				
④ 清掃委託費				
⑤ その他の委託費(①～④に該当しないもの)				
(13)損害保険料				
小計				
① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)				
② その他の保険料(①に該当しないもの)				
(14)賃借料				
小計				
① 土地				
② 建物及び建物付属設備				
③ 設備器械				
④ その他(①～③に該当しないもの)				
(15)租税公課				
(16)雑費				
(17)その他経費(1)～(16)に該当しないもの				

II 事業活動支出

(3) — C		科 目		平成26年度決算期数値				
				十 萬	千	百	円	
II	事業活動支出(続き)	3	事業費支出					
		計	31					
			(1)給食費	32				
			(2)保健衛生費	33				
			(3)水道光熱費	34				
			(4)燃料費	35				
			① 車輦分	36				
			② その他	37				
			(5)消耗品費	38				
			(6)器具什器費	39				
			(7)賃借料	40				
			小計					
			① 土地	41				
			② 建物及び建物付属設備	42				
			③ 設備器械	43				
			④ その他の賃借料(①～③に該当しないもの)	44				
			(8)雑費	45				
			(9)その他経費(①～(8)に該当しないもの)	46				
			4 減価償却費	47				
			計	48				
			(1)建物及び建物付属設備減価償却費	49				
	(2)車両船舶設備減価償却費	50						
	(3)特殊浴槽減価償却費	51						
	(4)その他の減価償却費(①～(3)に該当しないもの)	52						
5	国庫補助金等特別積立金取崩額	53						
6	徴収不能額	54						
7	引当金繰入	55						
	計	56						
	(1)徴収不能引当金繰入	57						
	(2)修繕引当金繰入	58						
	(3)退職給与引当金繰入	59						
	(4)賞与引当金繰入	60						
	(5)その他引当金繰入(①～(4)に該当しないもの)	61						
	事業活動支出計(1～7の合計)	62						
	うち消費税課税対象支出計	63						
III	事業活動外収入	64						
	うち借入金利息補助金収入	65						
IV	事業活動外支出	66						
	うち借入金利息	67						
	うち経理区分間繰入金支出	68						
	うち法人本部に帰属する経費:役員報酬等	69						
	うち消費税課税対象支出計	70						
V	特別収入							
VI	特別支出							



平成28年度介護事業実態調査 (介護事業経営概況調査) 平成28年5月調査

政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を
期します。

調査対象サービスは

介護老人保健施設

です。

右のラベルの住所、施設名、
調査対象サービス、ID、パス
ワードの5つの項目は、必ず
確認してください。
住所、施設名に誤りや訂正が
ございましたら、恐れ入りま
すが先書きで修正をお願い申
し上げます。

※ この調査は、上記のID、パスワードにて、調査専用ホームページ (<https://28kaigo.net/keiei/>)
よりダウンロードしたエクセルファイルにデータを入力し、ファイルをアップロードする
方法でも回答いただけます。

お手数をおかけしますが、下の(1)～(5)に必ずご記入をお願いいたします。

- (1) 電話番号： ()
- (2) FAX番号： ()
- (3) Eメールアドレス： _____@_____
- (4) 回答担当者： 氏名 () (役職：)
- (5) 調査対象サービスの活動状況 (平成28年5月1日時点)
(下の1～3のいずれか1つに○)

1. 活動中	2. 休止	3. 廃止
--------	-------	-------

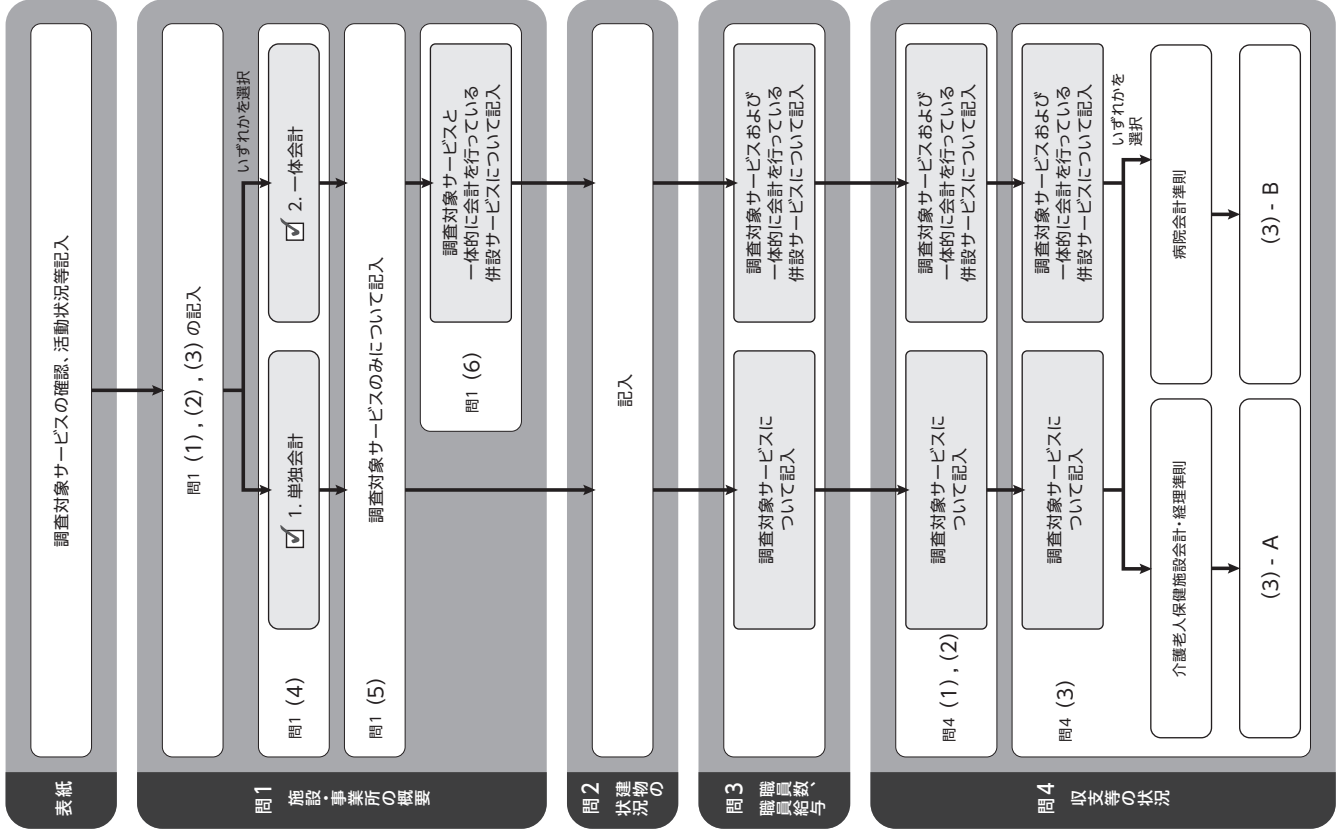
※2、3の場合、今回の調査に記入していただく必要はありませんの
で、このまま調査票を返送してください。

(平成28年6月30日までにご投函をお願いします)



厚生労働省 老健局

● 記入の流れ ●



問1 施設の概要についておうえかがいします。

(1) 開設年月を西暦で記入してください。

西暦 年 月

(2) 経営主体として該当する番号に○をつけてください。

- | | | |
|--------------------|----------------------|------------|
| 1. 都道府県 | 5. 医療法人 | 8. 社団・財団法人 |
| 2. 市区町村 | 6. 社会福祉協議会 | 9. その他の法人 |
| 3. 広域連合・一部事務組合 | 7. 社会福祉法人(社会福祉協議会以外) | 10. 1～9以外 |
| 4. 日本赤十字社・社会保険関係団体 | | |

(3) 調査対象サービスにおける会計の期間について、該当する番号に○をつけてください。
3. を選んだ場合は、あわせて期間も記入して下さい。

1. 年単位 (1月1日～12月31日)
2. 年度単位 (4月1日～翌3月31日)
3. その他 (月 日～翌 月 日)

(4) 調査対象サービスにおける平成26、27年度の会計の区分状況について、該当する番号に○をつけてください。

【平成26年度】

1. 単独会計: 調査対象サービスごとに費用が区分できているもの
2. 一体会計: 調査対象サービスに属する費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せず一併で計上しているもの

【平成27年度】

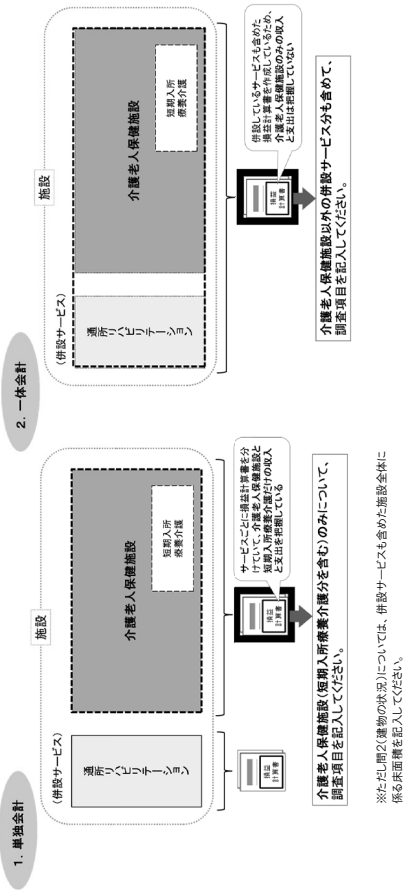
1. 単独会計: 調査対象サービスごとに費用が区分できているもの
2. 一体会計: 調査対象サービスに属する費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せず一併で計上しているもの

※ 収入は調査対象サービス分を把握しているが、支出は他の併設サービスと一体的にしか把握していないなど、部分的に調査対象サービス分の収入・支出を把握している場合も一体会計としてください。

※ 単独会計の場合、問3(職員数と職員給与)、問4(収入と支出)は、調査対象サービス分についてのみ記入してください。

※ 一体会計の場合、問3(職員数と職員給与)、問4(収入と支出)は、全社を一体的に行っている他の併設サービス分も含めて記入してください。

例: 介護老人保健施設内で短期入所療養介護を提供し、通所リハビリテーションを併設している場合



※ただし問2(建物の状況)については、併設サービスも含めた施設全体に係る床面積を記入してください。

介護老人保健施設

(5) 調査対象サービスの平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1	特定利用※2
実利用者数	人	人	人	人	人	人	人
延べ在者数	人	人	人	人	人	人	人
延べ外泊者数	人	人	人	人	人	人	人
実利用者数	人	人	人	人	人	人	人
認知症専門棟	人	人	人	人	人	人	人
延べ外泊者数	人	人	人	人	人	人	人

※1 その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や、要介護認定申請中の人を計上してください。

※2 特定利用には、特定老人保健施設入所者(平成12年3月以前から入所している要介護者でない入所者)を計上してください。

食事延べ提供数 食

短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防短期入所療養介護

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

短期入所療養介護と介護予防短期入所療養介護を合わせたサービスの実績状況

食事延べ提供数	食
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えてください。
(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

問2 平成28年4月時点の建物の状況についておうかがいします。

※1 「延べ利用者数等」については、下記の表と一体的に会計を記入してください。
 ※2 「食事延べ提供数」、「送迎延べ実施回数」については、記入要領を参照のうえ、対応する内容を記入してください。

調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービス 1か月の延べ利用者数等、食事延べ提供数、送迎延べ実施回数を記入してください。	記入内容			
	延べ訪問回数(4月中)	延べ利用者数(4月中)		
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション(いずれも介護予防を含む)、夜間対応型訪問介護	回	人		
居宅介護支援(介護予防を含む)、福祉用具貸与(介護予防を含む)、居宅介護支援(介護予防を含む)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	回	人		
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設	回	人		
上記以外のサービス	回	人		
サービスの種類	事業所番号	延べ利用者数等※1	食事延べ提供数※2	送迎延べ実施回数※2
(居宅サービス)				
訪問介護(介護予防を含む)		回		
訪問入浴介護(介護予防を含む)		回		
訪問看護(介護予防を含む)		回		
訪問リハビリテーション(介護予防を含む)		回		
居宅介護支援(介護予防を含む)		人		
通所介護(介護予防を含む)		人		
通所リハビリテーション(介護予防を含む)		人		
短期入所療養介護(介護予防を含む)		人		
特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)		人		
福祉用具貸与(介護予防を含む)		人		
居宅介護支援(介護予防を含む)		人		
サービスの種類	事業所番号	延べ利用者数等※1	食事延べ提供数※2	送迎延べ実施回数※2
(地域密着型サービス)				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		人		
夜間対応型訪問介護		回		
認知症対応型通所介護(介護予防を含む)		人		
小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)		人		
認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)		人		
地域密着型特定施設入居者生活介護		人		
地域密着型介護老人福祉施設		人		
看護小規模多機能型居宅介護		人		
サービスの種類	事業所番号	延べ利用者数等※1	食事延べ提供数※2	送迎延べ実施回数※2
(施設サービス)				
介護老人福祉施設		人		
介護老人保健施設		人		
介護療養型医療施設		人		

1 建築延べ床面積 m² (小数点以下第1位を四捨五入して整数で記入してください。以下、同じ。)

2 入所部分、通所部分の各施設・設備に係る延べ床面積

	入所部分		通所部分	
	一般棟	認知症専門棟	通所リハビリテーション(介護予防を含む)	認知症対応型通所介護(介護予防を含む)
①4人室	室	m ²	m ²	m ²
②3人室	室	m ²	m ²	m ²
③2人室	室	m ²	m ²	m ²
④個室	室	m ²	m ²	m ²
⑤診察室	室	m ²	m ²	m ²
⑥機能訓練室	1. 専用室 2. 他の目的室と兼用	m ²	m ²	m ²
⑦食堂	1. 専用室 2. 他の目的室と兼用	m ²	m ²	m ²
⑧談話室	1. 専用室 2. 他の目的室と兼用	m ²	m ²	m ²
⑨デイ・ルーーム	1. 専用室 2. 他の目的室と兼用	m ²	m ²	m ²
⑩レクリエーションルーム	1. 専用室 2. 他の目的室と兼用	m ²	m ²	m ²
⑪浴室	m ²	m ²	m ²	m ²
⑫家族介護教室	m ²	m ²	m ²	m ²
⑬その他ユニットケア用部分	m ²	m ²	m ²	m ²

3 2以外の介護保険サービス(※3)に係る専用延べ床面積 m²

※1 入所部分、通所部分の利用者が共用している諸室の延べ床面積を再掲してください。(詳細は記入要領を参照してください。)

※2 ユニットケアとは、療養費をいっかつのグループに分け、少数の居室と食堂や談話スペース(居室での居間に相当する)等によって一体的に構成された居室環境(ユニット)によるケアをいいます。

※3 問1(6)で記入をした、調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスのうち、問2.2の入所部分、通所部分以外のサービスに係る専用延べ床面積を記入してください。ただし、当該サービスに特定施設入居者生活介護が含まれる場合は、要支援・要介護者以外の利用者へのサービス分も含みます。

食室記入例：160m²の食堂のうち、100m²は老健(一般棟)専用、40m²は通所リハ(介護予防を含む)専用、20m²は老健(一般棟)と通所リハ(介護予防を含む)で共用している。

老健専用	100m ²
共用	20m ²
通所リハ(介護予防を含む)専用	40m ²

- 一般棟→120m²
- ＝老健専用(100)+共用(20)
- 通所部分→60m²
- ＝通所リハ(介護予防を含む)専用(40)+共用(20)
- 入所・通所共用部分→20m²

問3 平成28年4月時点の職員数と職員給与についておうかがいします。

- 平成28年4月中に給与を支払った職員数と給与・費与額について、記入ください。
記入する内容に関しては、必ず記入要領を確認してください。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、常勤・非常勤ともに「調査対象サービス分の換算人員、非常勤の「実人員」、**「調査対象サービス分の換算人員」に対応する「給料」**（給与・費与等）を記入してください。
常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」欄は記入不要です。
- 問1(4)において「単体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた「実人員」に**「実人員」**に**「給料」**（給与・費与等）を記入してください。
常勤・非常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」、常勤・非常勤の「調査対象サービス分の換算人員」、**「実人員」**に**「給料」**（給与・費与等）を記入してください。
※1 複数の職種に就いている場合は、主として従事している職種のいずれかが1つに分類して記入してください。
※2 介護支援専門員・計画作成担当者として従事している者は、1～22のいずれかに分類して記入してください。
主として従事している職種を決めたい場合は、番号の若い方を優先して記入してください。
※3 派遣社員で対応している職種がある場合は、その職員数及び給料は含まないでください。

職 種	常勤		非常勤		給 料	給 料
	実人員	調査対象サービス分の換算人員	実人員	調査対象サービス分の換算人員		
1 介護老人保健施設の管理者						
2 その他介護保険事業の管理者						
3 医師						
4 歯科医師						
5 薬剤師						
6 看護師						
7 准看護師						
8 介護職員						
9 介護福祉士						
10 理学療法士						
11 作業療法士						
12 言語聴覚士						
13 歯科衛生士						
14 柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師						
15 生活相談員・支援相談員						
16 福祉用車中相談員						
17 福祉用車中相談員						
18 栄養士						
19 介護福祉士						
20 調理員						
21 事務職員						
22 その他						
23 1～22のうち介護支援専門員・計画作成担当者(直接)のみの介護サービスの提供						
24 責任(専任)						
25 通勤手当(再掲)(平成28年4月分)						
26 賞与または賞与引当金繰入(平成27年度実績の1/12の金額)						
27 退職給付引当	(1) 社会福祉施設退職手当等職員共済に加入 退職金に附する		(2) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入 共済等への加入 入簿額(回寄可)		(3) 中小企業退職金共済制度に加入 一掛け金額(平成27年度実績の1/12の金額)	
	(4) その他共済制度に加入		(5) 退職給付(除付引当金)の金額 ※(1)～(4)以外		(6) 退職金として支出 ※(1)～(5)に計上される分を除く	
28 法定福利費(事業主負担:平成27年度実績の1/12の金額)						

＜換算人員の計算方法＞
下記計算式によって得られた数値を、小数点以下第2位を四捨五入して、小数第1位まで計上してください。得られた数値が0.1に満たない場合は、「0.1」を記入してください。
※1か月に数回の勤務である場合は、職員1か月の勤務時間
職員が定めている1週間の勤務時間 × 4(週)
職員が定めている1週間の勤務時間
施設が定めている1週間の勤務時間 × 4(週)

問4 (1) 平成26年度、平成27年度の事業収益等についておうかがいします。

- 平成26年度、平成27年度の決算期数値における収益に関する記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分について記入して下さい。
- 問1(4)において「単体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っているほかの介護保険サービス分も含めた額を記入して下さい。
なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収益に別添付した費用を問4(3)に記入してください。

科 目	平成27年度決算期数値		平成26年度決算期数値	
	金額	円	金額	円
1 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
2 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
3 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
4 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
5 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
6 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
7 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
8 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
9 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
10 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
11 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
12 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
13 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
14 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
15 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
16 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
17 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
18 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
19 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
20 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
21 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
22 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
23 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
24 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
25 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
26 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
27 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
28 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
29 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
30 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
31 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				
32 施設介護料収益(1割の利用者負担分を含む)				
小計				

		平成27年度決算期数値				平成26年度決算期数値			
		10	11	12	合計	10	11	12	合計
小計					33				34
(2)居宅介護サービス利用料収益					34				35
① 訪問介護(介護予防を含む)					35				36
② 訪問入浴介護(介護予防を含む)					36				37
③ 訪問看護(介護予防を含む)					37				38
④ 訪問リハビリテーション(介護予防を含む)					38				39
⑤ 通所介護(介護予防を含む)					39				40
⑥ 通所介護(介護予防を含む)					40				41
⑦ 短期入所療養介護(介護予防を含む)					41				42
⑧ 特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)					42				43
⑨ 福祉用具貸与(介護予防を含む)					43				44
⑩ 居宅介護支援(介護予防を含む)					44				45
⑪ 定時巡回・随時対応型訪問介護看護					45				46
⑫ 夜間対応型訪問介護					46				47
⑬ 認知症対応型通所介護(介護予防を含む)					47				48
⑭ 小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)					48				49
⑮ 認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)					49				50
⑯ 地域密着型特定施設入居者生活介護					50				51
⑰ 看護小規模多機能型居宅介護(※平成26年度は複合型サービス)					51				52
⑱ その他の居宅介護サービス(①～⑰)に該当しないもの)					52				53
(3)食費収益					53				54
(4)居住費収益					54				55
(5)その他の利用料収益					55				56
うち認知症対応型共同生活介護に係るもの利用料収益					56				57
うち特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)に係るもの利用料収益					57				58
6 その他の事業収益					58				59
(1)ホームヘルプサービスの収益(障害者等)					59				60
(2)介護予防事業者からの委託に係る収益					60				61
(3)特定老人保健施設運営費					61				62
(4)入居会収益					62				63
うち特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)の収益に係る収益					63				64
(5)管理費収益					64				65
うち特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)の収益に係る収益					65				66
(6)介護報酬決定減					66				67
(7)その他					67				68

問4 (2) 平成26年度、平成27年度の財務活動等による支出についておうかがいします。

○ 下記の支出がある場合、資金収支計算書又はキャッシュフロー計算書が、
 ①介護サービスの増減ごとに区分されている場合、
 ②介護サービスの増減ごとに区分されておらず、他の介護サービスと一体となっている場合、
 ③介護サービスの増減ごとに区分されておらず、他の介護サービスと一体となっている場合、
 のいずれかを選択してチェックボックスにチェックしてください。

①介護サービスの増減ごとに区分されている

②介護サービスの増減ごとに区分されておらず、他の介護サービスと一体となっている

③介護サービスの増減ごとに区分されておらず、他の介護サービスと一体となっている

		平成27年度決算期数値				平成26年度決算期数値			
		10	11	12	合計	10	11	12	合計
設備資金借入金返済による支出					68				69
長期運営資金借入金の返済による支出					69				70

問4 (3) 平成26年度、平成27年度の事業費用についておうかがいします。

○ 事業費用について、使用している会計基準、指針に該当するページに記入してください。
 介護老人保健施設会計・経理準則 一(3)-A(本ページ)
 病院会計準則 一(3)-B(12ページ)

(3) 一 A 介護老人保健施設会計・経理準則

○ 平成26年度、平成27年度の決算期数値における費用額について記入して下さい。
 ○ 問1(4)において単独会計と回覧した場合は、調査対象サービス分のみについて記入して下さい。
 ○ 問1(4)において一括会計と回覧した場合は、会計を一体的に行っている他の介護サービス分も含めた額を記入して下さい。
 なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収益に対応した費用を問4(3)に記入して下さい。
 問4(1)において、医療サービスによる収益を含めて記入した場合は、問4(3)に医療サービスに係る費用を含めて記入して下さい。

※ 各科目において、平成27年度から1年未満の場合、事業開始からの経過月数に就いて1年分を算出して下さい。
 ※ 各科目において、平成26年度から1年未満の場合、税込み方式(各科目に消費税を算入した値)で記入して下さい。

		平成27年度決算期数値				平成26年度決算期数値			
		10	11	12	合計	10	11	12	合計
I 施設運営事業収益(繰越)					33				34
1 給与費					1				1
2 医薬品費					2				2
3 給食用材料費					3				3
4 施設備置材料費・施設備置消耗器具備品費					4				4
5 その他の材料費					5				5
6 経費					6				6
(1)福利厚生費					7				7
(2)消耗品費					8				8
(3)消耗器具備品費					9				9
(4)車両費					10				10
(5)光熱水費					11				11
(6)修繕費					12				12
(7)通信費					13				13
(8)賃借料					14				14
小計					15				15
② 建物及び建物附属設備					16				16
③ 設備器具					17				17
④ その他の賃借料(①～③に該当しないもの)					18				18
(9)保険料					19				19
小計					20				20
① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料を含む)					21				21
② その他の保険料(①に該当しないもの)					22				22
(10)租税公課					23				23
(11)徴収不能損失					24				24
(12)その他の経費(①～⑪に該当しないもの)					25				25
II 施設運営事業費用					26				26

(3) -A		平成27年度決算数値					平成26年度決算数値								
		14年	15年	16年	17年	18年	14年	15年	16年	17年	18年				
7	雑費	計25				25									
	(1)派遣委託費	26				26									
	(2)患者用給食委託費	27				27									
	(3)送迎委託費	28				28									
	(4)寝具類洗濯・洗濯委託費(備衣除く)	29				29									
	(5)清掃委託費	30				30									
	(6)各種機器保守委託費	31				31									
	(7)その他の委託費(1)~(6)に該当しないもの	32				32									
	B 研修費	33				33									
	C 減価償却費	計34				34									
	(1)建物及び建物付属設備償却費	35				35									
	(2)医療用器械設備償却費	36				36									
	(3)車両船舶設備償却費	37				37									
	(4)特殊治療設備償却費	38				38									
	(5)その他の減価償却費(1)~(4)に該当しないもの	39				39									
	10 本部費	40				40									
	11 その他(1~10)に該当しないもの	41				41									
	施設運営事業等費用計(1~11の合計)	計42				42									
	うち消費税控除対象費用計	43				43									
	施設運営事業外収益	計44				44									
	1 受取利息・配当金	45				45									
	2 その他の施設運営事業外収益(1に該当しないもの)	46				46									
	施設運営事業外費用	計47				47									
	うち支払利息	48				48									
	特別損益	49				49									
	1 特別利益	50				50									
	2 特別損失	51				51									
	うち法人税等	計52				52									

(3) -B		平成27年度決算数値					平成26年度決算数値								
		14年	15年	16年	17年	18年	14年	15年	16年	17年	18年				
1	給与費														
2	医薬品費														
3	給食用材料費														
4	診療材料費・医療消耗器具備品費														
5	経費														
	(1)福利厚生費														
	(2)通信費														
	(3)消耗品費														
	(4)消耗器具備品費														
	(5)車庫費														
	(6)光熱水費														
	(7)修繕費														
	(8)賃借料														
	小計														
	① 土地														
	② 建物及び建物附属設備														
	③ 設備器具														
	④ その他の賃借料(1)~(3)に該当しないもの														
	(9)保険料														
	小計														
	① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料を含む)														
	② その他の保険料(①に該当しないもの)														
	(10)租税公課														
	(11)雑収不能損失														
	(12)その他の雑費(1)~(11)に該当しないもの														

(3) 日	科 目	平成27年度決算増減					平成26年度決算増減							
		一	二	三	四	五	一	二	三	四	五			
	6 委託費													
	(1)派遣委託費													
	(2)患者用給食委託費													
	(3)送迎委託費													
	(4)聴覚朝洗濯・買置委託費(備品除く)													
	(5)清掃委託費													
	(6)各種設備保守委託費													
	(7)その他の委託費(1)～(6)に該当しないもの													
	7 研究研修費													
	8 減価償却費													
	(1)建物及び設備付属品減価償却費													
	(2)医療用器具設備減価償却費													
	(3)車両船舶減価償却費													
	(4)特殊浴槽減価償却費													
	(5)その他の減価償却費(1)～(4)に該当しないもの													
	9 本部費													
	10 その他(1～9に該当しないもの)													
	医療・介護費用計(1～10の合計)													
	うち消費税課税対象費用計													
	III 医療・介護外収益													
	1 受取利息・配当金													
	2 その他の医療・介護外収益(1に該当しないもの)													
	IV 医療・介護外費用													
	うち支払利息													
	V 特別損益													
	1 特別利益													
	2 特別損失													
	VI 税金													



平成28年度介護事業実態調査 (介護事業経営概況調査) 平成28年5月調査

政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を
期します。

調査対象サービスは

介護療養型医療施設

です。

右のラベルの住所、施設名、
調査対象サービス、ID、パス
ワードの5つの項目は、必ず
確認してください。
住所、施設名に誤りや訂正が
ございましたら、恐れ入りま
すが先書きで修正をお願い申
し上げます。

※ この調査は、上記のID、パスワードにて、調査専用ホームページ (<https://28kaigo.net/keiei/>)
よりダウンロードしたエクセルファイルにデータを入力し、ファイルをアップロードする
方法でも回答いただけます。

お手数をおかけしますが、下の(1)～(5)に必ずご記入をお願いいたします。

- (1) 電話番号： ()
- (2) FAX番号： ()
- (3) Eメールアドレス： _____@_____
- (4) 回答担当者： 氏名 (役職：)
- (5) 調査対象サービスの活動状況 (平成28年5月1日時点)
(下の1～3のいずれか1つに○)

1. 活動中	2. 休止	3. 廃止
--------	-------	-------

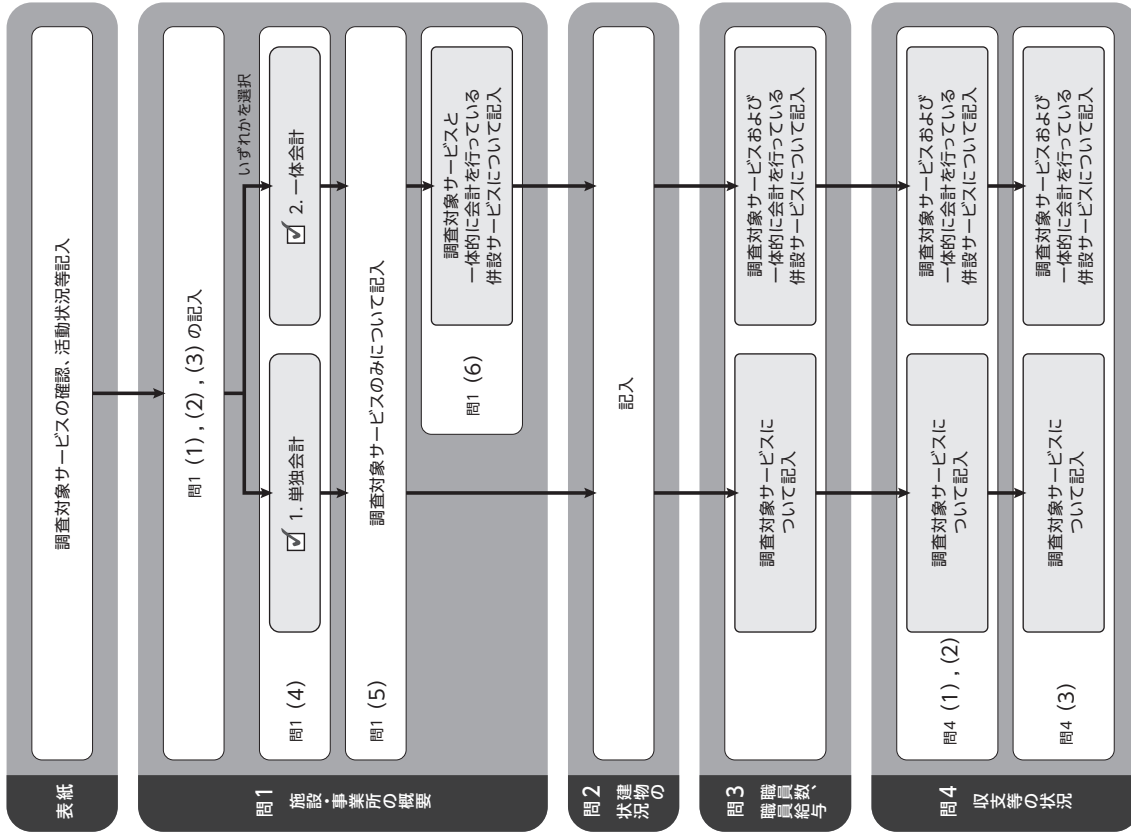
※2、3の場合、今回の調査に記入していただく必要はありませんの
で、このまま調査票を返送してください。

(平成28年6月30日までにご投函をお願いします)



厚生労働省 老健局

● 記入の流れ ●



問1 施設の概要についてお答えをお願いします。

(1) 開設年月を西暦で記入してください。

西暦 年 月

(2) 経営主体として該当する番号に○をつけてください。

1. 都道府県	5. 医療法人	8. 社団・財団法人
2. 市区町村	6. 社会福祉協議会	9. その他の法人
3. 広域連合・一部事務組合	7. 社会福祉法人(社会福祉協議会以外)	10. 1～9以外
4. 日本赤十字社・社会保険関係団体		

(3) 調査対象サービスにおける会計の期間について、該当する番号に○をつけてください。

3. を選んだ場合は、あわせて期間も記入して下さい。

1. 年単位 (1月1日～12月31日)
2. 年度単位 (4月1日～翌3月31日)
3. その他 (月 日～翌 月 日)

(4) 調査対象サービスにおける平成26、27年度の会計の区分状況について、該当する番号に○をつけてください。

【平成26年度】

1. 単独会計: 調査対象サービスごとに費用が区分できているもの
2. 一体会計: 調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せず一体で計上しているもの

【平成27年度】

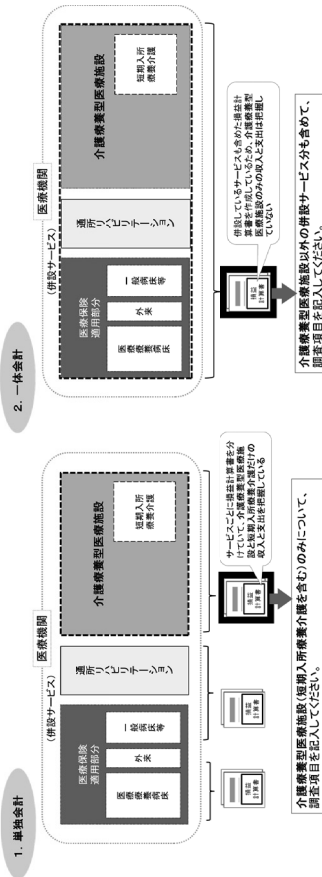
1. 単独会計: 調査対象サービスごとに費用が区分できているもの
2. 一体会計: 調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せず一体で計上しているもの

※ 収入は調査対象サービス分を把握しているが、支出は他の併設サービスと一体的にしか把握していないなど、部分的に調査対象サービス分の収入・支出を把握している場合も一体会計としてください。

※ 単独会計の場合、問3(職員数と職員給与)、問4(収入と支出)は、調査対象サービス分についてのみ記入してください。

※ 一体会計の場合、問3(職員数と職員給与)、問4(収入と支出)は、全社を一体的に行っている他の併設サービス分も含めて記入してください。

例: 介護療養型医療施設(短期入所療養介護)を提供し、かつ医療療養病床を設けている、一般病床・外来と通所リハビリテーションを併設している場合



※ただし問2(建物の状況)については、併設サービスも含めた施設全体に係る床面積を記入してください。

医療機関全体

医療保険適用部分と介護保険適用部分を合わせた医療機関全体の実績を記入してください。

病床数	延べ在院者数	食事延べ提供数
床	人	食

医療保険適用部分

医療保険適用部分の実績を記入してください。

病床数	延べ在院者数	食事延べ提供数
療養病床	床	人
	外来	食

介護保険適用部分

介護保険適用部分の実績を記入してください。

介護療養型医療施設

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ在院者数	人	人	人	人	人	人
延べ外来者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であった自費でサービスを利用している人や、要介護認定申請中の人を計上してください。

食事延べ提供数

食

短期入所療養介護

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であった自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防短期入所療養介護

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人

※ その他には、非該当であった自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護を合わせたサービスの提供状況

食事延べ提供数	食
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えてください。

(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

(5) 調査対象サービスの平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

問2 平成28年4月時点の建物の状況についておうかがいします。

問2 平成28年4月時点の建物の状況についておうかがいします。

※1 「延べ利用者数等」については、下記の表と一体的に合計を行って、対応する内容を記入してください。

※2 「食事延べ提供数」、「送迎延べ実施回数」については、記入要領を参照のうえ、対応する内容を記入してください。

調査対象サービスと一体的に合計を行っている併設サービス 1. かつ分の延べ利用者数等、食事延べ提供数、送迎延べ実施回数を記入してください。	記入内容			
	調査対象サービスと一体的に合計を行っている併設サービス	延べ訪問回数(4月中)		
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション(いずれも介護予防を含む)、夜間対応型訪問介護	延べ訪問回数(4月中)			
居宅介護支援(介護予防を含む)、福祉用具貸与(介護予防を含む)、居宅介護支援(介護予防を含む)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	実利用者数(4月中)			
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設	延べ在所(在院)者数(4月中)			
上記以外のサービス	延べ利用者数(4月中)			
サービスの種類	事業所番号	延べ利用者数等※1	食事延べ提供数※2	送迎延べ実施回数※2
(居宅サービス)				
訪問介護(介護予防を含む)		回		
訪問入浴介護(介護予防を含む)		回		
訪問看護(介護予防を含む)		回		
訪問リハビリテーション(介護予防を含む)		回		
居宅介護支援(介護予防を含む)		人		
通所介護(介護予防を含む)		人		
通所リハビリテーション(介護予防を含む)		人		
短期入所生活介護(重症利用を除く)(介護予防を含む)		人		
短期入所療養介護(介護予防を含む)		人		
特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)		人		
福祉用具貸与(介護予防を含む)		人		
居宅介護支援(介護予防を含む)		人		
サービスの種類	事業所番号	延べ利用者数等※1	食事延べ提供数※2	送迎延べ実施回数※2
(地域密着型サービス)				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		人		
夜間対応型訪問介護		回		
認知症対応型通所介護(介護予防を含む)		人		
小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)		人		
認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)		人		
地域密着型特定施設入居者生活介護		人		
地域密着型介護老人福祉施設		人		
看護小規模多機能型居宅介護		人		
サービスの種類	事業所番号	延べ利用者数等※1	食事延べ提供数※2	送迎延べ実施回数※2
(施設サービス)				
介護老人福祉施設		人		
介護老人保健施設		人		
介護療養型医療施設		*****		

1 建築延べ床面積 m² (小数点以下第1位を四捨五入して整数で記入してください。以下、同じ。)

2 介護療養型医療施設に係る延べ床面積等 ※ 該当する設備がない場合は、「0」を記入してください。

A 病棟部門(入院患者と通所・外来患者で共有している諸室等を含めて記入してください。)	介護保険適用		医療保険適用	
	室数	延べ床面積	室数	延べ床面積
① 5人室以上	室	m ²	室	m ²
② 4人室	室	m ²	室	m ²
③ 3人室	室	m ²	室	m ²
④ 2人室	室	m ²	室	m ²
⑤ 個室	室	m ²	室	m ²
⑥ 機能訓練室	当てはまる番号に○をつけてください。 1. 専用室 2. 他の目的室と兼用			
⑦ 談話室	当てはまる番号に○をつけてください。 1. 専用室 2. 他の目的室と兼用			
⑧ 食堂	当てはまる番号に○をつけてください。 1. 専用室 2. 他の目的室と兼用			
⑨ 浴室	m ²			
⑩ シャワールーム	m ²			
⑪ その他	m ²			
病棟部門合計	m ²			
B 通所・外来部門(通所・外来患者だけで利用している諸室等を記入してください。)	介護保険適用		医療保険適用	
① 通所専用面積 ※1	通所リハビリテーション(介護予防含む)	m ²		
	通所介護(介護予防含む)	m ²		
	認知症対応型通所介護(介護予防含む)	m ²		
② 一般外来部・待合ホール	m ²			
③ その他	m ²			
通所・外来部門合計	m ²			
C 管理部門等	延べ床面積			
① 給食部	m ²			
② その他	m ²			
管理部門等合計	m ²			
3 2以外の介護保険サービス(※2)に係る専用延べ床面積	<input type="text"/> m ²			

※1 介護保険適用面積については、通所リハビリ(介護予防含む)、通所介護(介護予防含む)、認知症対応型通所介護(介護予防含む)の専用面積について記入し、医療保険適用面積については、重症認知症療養ユニット、リハビリテーション、精神科作業療法、精神科デイケア(ナイト・ケア、デイ・ケアを含む)の専用面積について記入してください。

※2 問1(6)で記入をした、調査対象サービスと一体的に合計を行っている併設サービスのうち、問2-2の病棟部門、通所・外来部門、管理部門等以外のサービスに係る専用延べ床面積を記入してください。ただし、当該サービスに特定施設入居者生活介護が含まれる場合は、要支援・要介護者以外の利用者へのサービスも含まれます。

問3 平成28年4月時点の職員数と職員給与についておうかがいします。

- 平成28年4月中に給与を支払った職員数と給与・賞与額について、記入ください。
記入する内容に關しては、必ず記入要領を確認してください。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、常勤・非常勤とも「調査対象サービス分の換算人員」に「給料」(給与・賞与額)を記入してください。
常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」欄は記入不要です。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた「調査対象サービス分の換算人員」に「給料」(給与・賞与額)を記入してください。
常勤・非常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」欄は記入してください。
常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」欄は記入不要です。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた「調査対象サービス分の換算人員」に「給料」(給与・賞与額)を記入してください。
常勤・非常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」欄は記入してください。
常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」欄は記入不要です。

平成28年4月分

職 種	常勤		非常勤		給料
	実人員	調査対象サービス分の換算人員	換算人員	調査対象サービス分の換算人員	
1 病棟・診療所の管理者					
2 その他介護保険事業の管理者					
3 医師					
4 歯科医師					
5 薬剤師					
6 看護師					
7 准看護師					
8 介護職員					
9 35歳未満福祉士					
10 理学療法士					
11 作業療法士					
12 言語聴覚士					
13 歯科衛生士					
14 柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師					
15 生活相談員・支援相談員					
16 55歳未満福祉士					
17 福祉用具専門相談員					
18 探検士					
19 55歳未満福祉士					
20 調理員					
21 事務職員					
22 その他					
23 1~22のうち介護支援専門員・看護作成担当者(専任)					
24 1~22のうち訪問介護のサービス提供責任者(専任)					

25 通勤手当(専任)	平成28年4月分	26	27	28
25 通勤手当(専任)				
26 賞与または賞与引当金繰入(平成27年度実績の1/12の金額)				
27 退職給付引当金の取崩し				
(1) 社会福祉施設退職手当等職員共済に加入				
(2) 全国社会福祉団体職員退職手当基金に加入				
(3) 中小企業退職金共済制度に加入				
(4) その他共済制度に加入				
(5) 退職給付(給付月)当金繰入の表題 ※(1)~(4)以外				
(6) 退職金として支出 ※(1)~(5)に計上される分を除く				
28 法定福利費(事業主負担)平成27年度実績の1/12の金額				

＜換算人員の計算方法＞
 換算人員は、1位から順に、小教員第1位まで計上してください。得られた総数は、「0.1」を記入してください。
 ※1か月に数回の勤務時間がある場合は、職員1か月の勤務時間
 職員が定めている週間の勤務時間×4(週)
 職員が定めている週間の勤務時間
 施設が定めている週間の勤務時間×4(週)

問4 (1) 平成26年度、平成27年度の事業収益等についておうかがいします。

- 平成26年度、平成27年度の決算期数における収益について記入して下さい。
問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っているほかの介護保険サービス分も含めた額を記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っているほかの介護保険サービス分も含めた額を記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っているほかの介護保険サービス分も含めた額を記入して下さい。

科 目	平成27年度決算期数		平成26年度決算期数	
	1-18 百万円	1-18 千円	1-18 百万円	1-18 千円
1 施設介護料収益(1)前期の利用者負担分を含む				
2 介護老人保健施設				
(1)介護老人保健施設				
(2)介護療養型医療施設				
3 居宅介護料収益(1)前期の利用者負担分を含む				
(1)訪問介護(介護予防を含む)				
(2)訪問入浴介護(介護予防を含む)				
(3)訪問看護(介護予防を含む)				
(4)訪問リハビリテーション(介護予防を含む)				
(5)通所介護(介護予防を含む)				
(6)通所リハビリテーション(介護予防を含む)				
(7)短期入所療養介護(介護予防を含む)				
(8)特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)				
(9)福祉用具貸与(介護予防を含む)				
(10)居宅介護支援(介護予防を含む)				
(11)定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
(12)夜間対応型訪問介護				
(13)認知症対応型通所介護(介護予防を含む)				
(14)小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)				
(15)認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)				
(16)地域密着型特定施設入居者生活介護				
(17)看護小規模多機能型居宅介護(※平成26年度は認定済サービス)				
(18)その他の居宅介護サービス(1)~(17)に該当しないもの				
小計				
3 居宅介護支援介護料収益				
(1)居宅介護支援介護料収益				
(2)介護予防支援介護料収益(介護予防型介護事業から50の委託料は含まない)				
4 介護予防・日常生活支援総合事業収益				
5 施設外の利用料による収益				
(1)施設利用料収益				
① 介護老人保健施設				
② 介護療養型医療施設				
小計				
22				

1 医療・介護収益

問4 (3) 平成26年度、平成27年度の事業費用についておうかがいします。

- 平成26年度、平成27年度の決算期途中における費用額について記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入してください。
- 問1(4)において「一括会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入して下さい。
- なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収支に対応した費用を問4(3)に記入してください。
- 問4(1)において、医療サービスによる収益を含めて記入した場合は、問4(3)に医療サービスに係る費用を含めて記入してください。
- ※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出して下さい。
- ※ 各科目において消費税が別添付上されている場合でも、税込み方式(各科目に消費税額を算入した値)で記入して下さい。

科 目	平成27年度決算期取組				平成26年度決算期取組			
	1+	2+	3+	4+	1+	2+	3+	4+
1 総支払								
2 医薬品費								
3 給食材料費								
4 診療材料費・医療消耗器具備品費								
5 雑費								
(1) 福利厚生費								
(2) 運搬費								
(3) 消耗品費								
(4) 消耗器具備品費								
(5) 車両費								
(6) 光熱水費								
(7) 修繕費								
(8) 賃借料								
① 土地								
② 建物及び建物附属設備								
③ 設備器械								
④ その他の賃借料(①～③に該当しないもの)								
小計								
(9) 保険料								
① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)								
② その他の保険料(①に該当しないもの)								
小計								
(10) 雑費公課								
(11) 徴収不能損失								
(12) その他の経費((1)～(11)に該当しないもの)								
II 医薬介護費用								

科 目	平成27年度決算期取組				平成26年度決算期取組			
	1+	2+	3+	4+	1+	2+	3+	4+
(2) 居宅介護サービス利用料収益								
小計	33							
① 訪問介護(介護予防を含む)	34							
② 訪問入浴介護(介護予防を含む)	35							
③ 訪問看護(介護予防を含む)	36							
④ 訪問リハビリテーション(介護予防を含む)	37							
⑤ 通所介護(介護予防を含む)	38							
⑥ 通所リハビリテーション(介護予防を含む)	39							
⑦ 短期入所療養介護(介護予防を含む)	40							
⑧ 特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)	41							
⑨ 福祉用具貸与(介護予防を含む)	42							
⑩ 居宅介護支援(介護予防を含む)	43							
⑪ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	44							
⑫ 夜間対応型訪問介護	45							
⑬ 認知症対応型通所介護(介護予防を含む)	46							
⑭ 認知症対応型居宅介護(介護予防を含む)	47							
⑮ 認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)	48							
⑯ 地域密着型特定施設入居者生活介護	49							
⑰ 看護小規模多機能型居宅介護(※平成26年度以降の新設サービス)	50							
⑱ その他の居宅介護サービス(①～⑰に該当しないもの)	51							
(3) 食費収益	52							
(4) 居住収益	53							
(5) その他の利用料収益	54							
① 認知症対応型共同生活介護に係るその他の利用料収益	55							
② 特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)に係るその他の利用料収益	56							
③ その他の事業収益	57							
小計	57							
6 その他の事業収益	58							
(1) ホームヘルプサービスの収益(障害者等)	59							
(2) 介護予防事業者からの委託に係る収益	60							
(3) 特定老人保健施設敷設費	61							
(4) 入居収益	62							
① 特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)の利用料に係る収益	63							
② 管理費収益	64							
③ 特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)の利用料に係る収益	65							
(5) 介護報酬控除戻金	66							
(7) その他	67							
収益計(医薬収益+介護報酬収益)								

問4 (2) 平成26年度、平成27年度の財務活動等による支出についておうかがいします。

- 下記の支出がある場合、資金収支計算書又はキャッシュフロー計算書が、
 ① 介護サービスの種別ごとに区分されている場合、
 ② 介護サービスの種別ごとに区分されてなく、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 のいずれかを選択してキャッシュフロー計算書にチェックをつけてください。

11月31日までのキャッシュフローにチェックして下さい。

<input type="checkbox"/>	① 介護サービスの種別ごとに区分されている	→そのままで調査対象サービス分の支出を記入して下さい。
<input type="checkbox"/>	② 介護サービスの種別ごとに区分されてなく、他の介護サービス等と一体となっている	→記入要領を参照し、適切な体で行ったうえで、調査対象サービス分の支出を記入して下さい。

科 目	平成27年度決算期取組				平成26年度決算期取組			
	1+	2+	3+	4+	1+	2+	3+	4+
設備資金借入金の返済による支出								
長期運営資金借入金の返済による支出	68							
	69							

科 目	平成27年度決算増減					平成26年度決算増減				
	41	42	43	44	45	41	42	43	44	45
6 委託費	24					24				
(1)派遣委託費	25					25				
(2)患者用給食委託費	26					26				
(3)送迎委託費	27					27				
(4)器具刷洗・消毒委託費(備除除く)	28					28				
(5)清掃委託費	29					29				
(6)各種器械保守委託費	30					30				
(7)その他の委託費(1)～(6)に該当しないもの	31					31				
7 研究研修費	32					32				
8 減価償却費	33					33				
(1)建物及び建物付属設備減価償却費	34					34				
(2)医療用器械設備減価償却費	35					35				
(3)車両船舶設備減価償却費	36					36				
(4)特殊浴槽減価償却費	37					37				
(5)その他の減価償却費(1)～(4)に該当しないもの	38					38				
9 本部費	39					39				
10 その他(1～9)に該当しないもの	40					40				
医療・介護費用計(1～10の合計)	41					41				
うち消費税課税対象費用計	42					42				
III 医療・介護外収益	43					43				
1 受取利息・配当金	44					44				
2 その他の医療・介護外収益(1)に該当しないもの	45					45				
IV 医療・介護外費用	46					46				
うち支払利息	47					47				
V 特別損益	48					48				
1 特別利益	49					49				
2 特別損失	50					50				
VI 税金	51					51				

平成28年度介護事業実態調査 (介護事業経営概況調査) 平成28年5月調査



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報機密の保護の観点に万全を期します。

居宅サービス・地域密着型サービス事業所票（福祉関係）

調査対象サービスは

訪問介護/介護予防訪問介護

です。

右のラベルの住所、施設名、調査対象サービス、ID、パスワードの5つの項目は、必ず確認してください。
住所、施設名に誤りや訂正がございましたら、恐れ入りますが先書まで修正をお願い申し上げます。

※ この調査は、上記のID、パスワードにて、調査専用ホームページ（<https://28kaigo.net/keiei/>）よりダウンロードしたエクセルファイルにデータを入力し、ファイルをアップロードする方法でも回答いただけます。

お手数をおかけしますが、下の(1)～(5)に必ずご記入をお願いします。

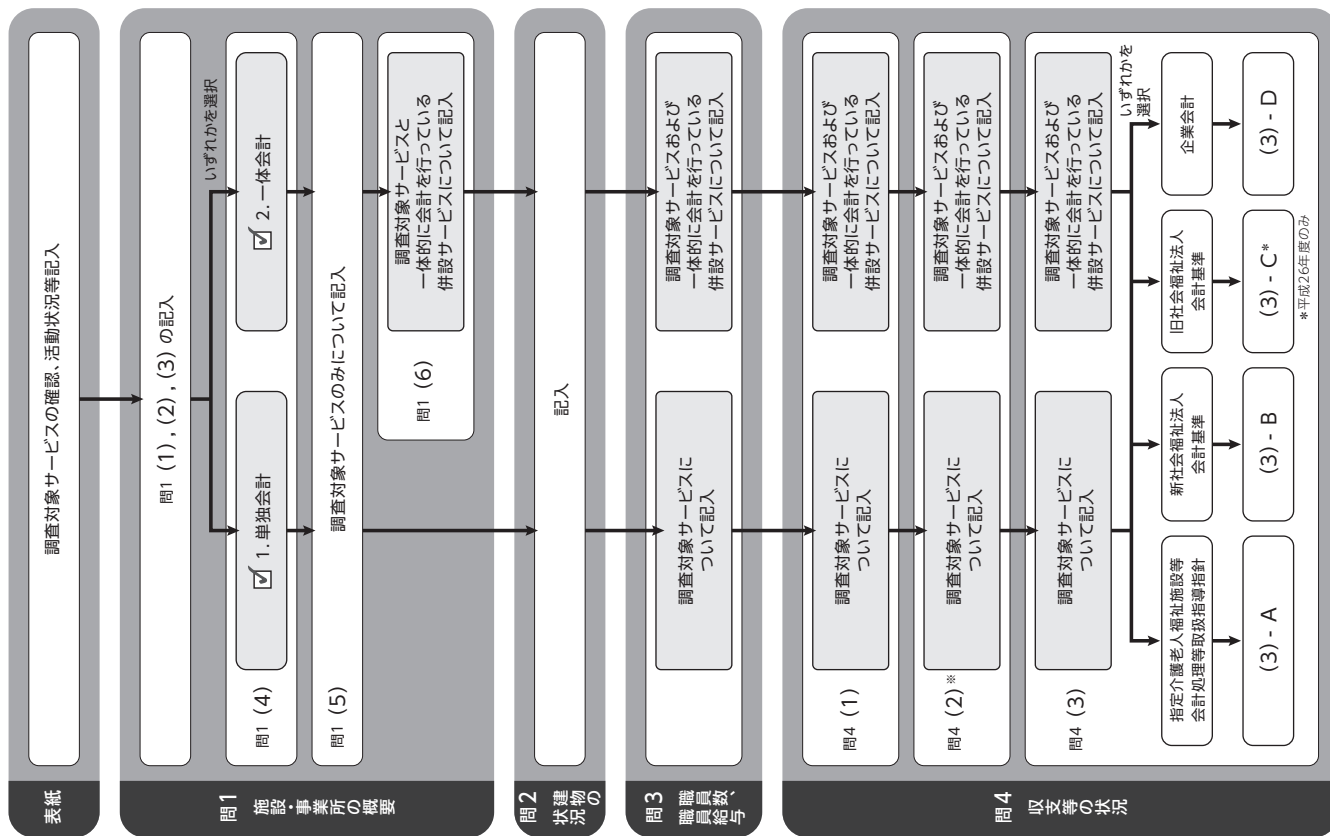
- (1) 電話番号：() ()
- (2) FAX番号：() ()
- (3) Eメールアドレス：()^④
- (4) 回答担当者：ご氏名 (役職：)
- (5) 調査対象サービスの活動状況（平成28年5月1日時点）
(下の1～3のいずれか1つに○)

- 1. 活動中
- 2. 休止
- 3. 廃止

※2, 3の場合、今回の調査に記入していただく必要はありませんので、そのまま調査票を送してください。

厚生労働省 健康局
(平成28年6月30日までにご投函をお願いします)

● 記入の流れ ●



※ 問4(2) は次のサービスが調査対象サービスの場合のみ記入：短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

問1 施設の概要についておうかがいします。

(1) 開設年月を西暦で記入してください。

西暦 年 月

(2) 経営主体として該当する番号に○をつけてください。

- | | | |
|----------------------|------------------|--------------------|
| 1. 都道府県 | 6. 医療法人 | 10. 営利法人 |
| 2. 市区町村 | 7. 社団・財団法人 | 11. 特定非営利活動法人(NPO) |
| 3. 広域連合・一部事務組合 | 8. 農業協同組合及び連合会 | 12. その他の法人 |
| 4. 社会福祉協議会 | 9. 消費生活協同組合及び連合会 | 13. 1～12以外 |
| 5. 社会福祉法人(社会福祉協議会以外) | | |

(3) 調査対象サービスにおける会計の期間について、該当する番号に○をつけてください。
3. を選んだ場合は、あわせて期間も記入して下さい。

1. 年単位 (1月1日～12月31日)
2. 年度単位 (4月1日～翌3月31日)
3. その他 (月 日～翌 月 日)

(4) 調査対象サービスにおける平成26、27年度の会計の区分状況について、該当する番号に○をつけてください。

【平成26年度】

1. 単独会計: 調査対象サービスごとに費用が区分できているもの
2. 一体会計: 調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せず一体で計上しているもの

【平成27年度】

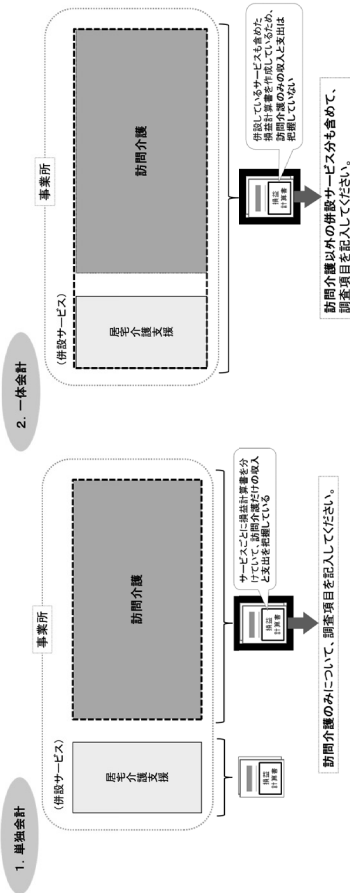
1. 単独会計: 調査対象サービスごとに費用が区分できているもの
2. 一体会計: 調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せず一体で計上しているもの

※ 収入は調査対象サービスを把握しているが、支出は他の併設サービスと一体的にしか把握していないなど、部分的に調査対象サービスの収入・支出を把握している場合も一体会計としてください。

※ 単独会計の場合、問3(職員数と職員給与)、問4(収入と支出)は、調査対象サービス分についてのみ記入してください。

※ 一体会計の場合、問3(職員数と職員給与)、問4(収入と支出)は、会計を一体的に行っている他の併設サービス分も含めて記入してください。

例: 訪問介護を提供し、居宅介護支援を併設している場合



※ただし問2(建物の状況)については、併設サービスも含めた施設全体に係る床面積を記入してください。

調査対象サービスに対応した項目を印刷

①訪問介護/介護予防訪問介護

訪問介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

・介護保険利用者へのサービス提供状況について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

	身体介護	身体生活	生活援助	通院等乗降介助	合計
類型別延べ訪問回数	回	回	回	回	回
類型別延べ訪問時間数	時間	時間	時間	時間	時間

・介護保険以外の利用者(障害者等)へのサービス提供状況について記入してください。

延べ訪問回数	回
訪問時間合計	時間

介護予防訪問介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

サービス提供延べ時間数	時間
-------------	----

②訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防訪問入浴介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

③通所介護/介護予防通所介護

通所介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防通所介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

通所介護と介護予防通所介護をあわせてサービスの提供状況

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

食事延べ提供数	食
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合は1回と数えてください。
(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

④短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

※ 空床利用している利用者数は含めず記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防短期入所生活介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

※ 空床利用している利用者数は含めず記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護をあわせてサービスの提供状況

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

※ 空床利用している利用者分は含めず記入してください。

食事延べ提供数	食
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合は1回と数えてください。
(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

⑤特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護/地域密着型特定施設入居者生活介護

経費老人ホーム/養護老人ホーム/有料老人ホーム/サービス付き高齢者向け住宅全体

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

実利用者数	人
延べ利用者数	人
食事延べ提供数	食

特定施設入居者生活介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防特定施設入居者生活介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

特定施設入居者生活介護と介護予防特定施設入居者生活介護を合わせたサービスの提供状況

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

食事延べ提供数	食
---------	---

地域密着型特定施設入居者生活介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

食事延べ提供数	食
---------	---

⑥福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

実利用者数	人
-------	---

介護予防福祉用具貸与

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

実利用者数	人
-------	---

⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護

○サービスの形態について、該当する番号に○をつけてください。

1. 一休型	○
2. 連携型	○

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

※ 訪問看護については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者に対し、「一休型」の事業所が行った場合のみ記入してください。「連携型」の事業所が行った訪問看護の提供状況は記入しないでください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1
実利用者数	人	人	人	人	人	人
訪問介護	人	人	人	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回
訪問看護	人	人	人	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回

※1 その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

※2 介護保険法による訪問看護利用者のうち、月の途中で健康保険法等による訪問看護を利用した者について記入してください。

※3 介護保険法による訪問看護利用者のうち、月の途中で健康保険法等による訪問看護を利用した者について、健康保険法等により訪問回数を記入してください。

・介護保険以外(健康保険法等のみ、自費等)の利用者へのサービスについて記入してください。

実利用者数	人
延べ訪問回数	回

⑧夜間対応型訪問介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
類型別延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回
うち定期巡回	回	回	回	回	回	回
うち随時訪問	回	回	回	回	回	回

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

⑨認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防認知症対応型通所介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護を合わせたサービスの提供状況

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	食
食事延べ提供数	回
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えてください。
(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

⑩小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人
宿泊	実利用者数	人	人	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人	人	人
通い	実利用者数	人	人	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人	人	人
訪問	実利用者数	人	人	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。
※重複する場合は、それぞれに計上して下さい。

介護予防小規模多機能型居宅介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人
宿泊	実利用者数	人	人
	延べ利用者数	人	人
通い	実利用者数	人	人
	延べ利用者数	人	人
訪問	実利用者数	人	人
	延べ利用者数	人	人

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。
※重複する場合は、それぞれに計上して下さい。

小規模多機能型居宅介護と介護予防小規模多機能型居宅介護を合わせたサービスの提供状況

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	食
食事延べ提供数	回
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えてください。
(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

①認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防認知症対応型共同生活介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援2	その他※
実利用者数	人	人
延べ利用者数	人	人

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護を合わせたサービスの提供状況

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

食事延べ提供数	食
---------	---

②看護小規模多機能型居宅介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人
宿泊						
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人
通い						
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人
訪問介護						
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人
訪問看護						
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人
うち健康保険法等との併給者数※2						
うち健康保険法等との併給者数※2						

※1 その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。
 ※2 看護小規模多機能型居宅介護の利用者のうち、健康保険法等による訪問看護を利用した者について記入してください。

食事延べ提供数	食
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えてください。
 (1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

⑬ 居宅介護支援/介護予防支援

居宅介護支援

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
うち4月中の新規の実利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、申請中およびケアプランの依頼を受けたが給付管理に至らなかった利用者の人数を記入してください。

介護予防支援

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
うち4月中の新規の実利用者数	人	人	人

※ その他には、申請中およびケアプランの依頼を受けたが給付管理に至らなかった利用者の人数を記入してください。

(6) 調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスの事業所番号、平成28年4月の1か月分の延べ利用者数等、食事延べ提供数、送迎延べ実施回数を記入してください。

※1 「延べ利用者数等」については、下記の表と記入要領を参照のうえ、対応する内容を記入してください。
 ※2 「食事延べ提供数」、「送迎延べ実施回数」については、記入要領を参照のうえ、対応する内容を記入してください。

調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービス	記入内容	
	延べ訪問回数(4月中)	食事延べ提供数※2
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション(いずれも介護予防を含む)、夜間対応型訪問介護	延べ訪問回数(4月中)	食事延べ提供数※2
居宅介護支援(介護予防を含む)、福祉用具貸与(介護予防を含む)、居宅介護支援(介護予防を含む)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	実利用者数(4月中)	
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設	延べ在院(在所)者数(4月中)	
上記以外のサービス	延べ利用者数(4月中)	

サービスの種類 (居宅サービス)	事業所番号										延べ利用者数等※1	食事延べ提供数※2	送迎延べ実施回数※2
	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****			
訪問介護(介護予防を含む)											回		
訪問入浴介護(介護予防を含む)											回		
訪問看護(介護予防を含む)											回		
訪問リハビリテーション(介護予防を含む)											人		
居宅介護支援(介護予防を含む)											人		
通所介護(介護予防を含む)											人		
通所リハビリテーション(介護予防を含む)											人		
短期入所介護(空床利用分を除く)(介護予防を含む)											人		
短期入所療養介護(介護予防を含む)											人		
特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)											人		
福祉用具貸与(介護予防を含む)											人		
居宅介護支援(介護予防を含む)											人		

サービスの種類 (地域密着型サービス)	事業所番号										延べ利用者数等※1	食事延べ提供数※2	送迎延べ実施回数※2
	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護											人		
夜間対応型訪問介護											回		
認知症対応型通所介護(介護予防を含む)											人		
小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)											人		
認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)											人		
地域密着型特定施設入居者生活介護											人		
地域密着型介護老人福祉施設											人		
看護小規模多機能型居宅介護											人		

問2 平成28年4月時点の建物の状況についておうかがいします。

建物床面積	介護保険事業		介護保険以外の事業	合計
	専用	共用		
全体	m ²	m ²	m ²	m ²
専有	m ²		m ²	m ²
共用		m ²	m ²	m ²

※ 小数点以下第1位を四捨五入して整数で記入してください。

※ 複数のサービスで使用する面接室等については、使用するサービスがすべて介護保険事業である場合には「介護保険事業-全体」の「共用」欄に、「共用」欄に記入してください。

科 目	平成27年度決算期数値			平成26年度決算期数値		
	10月	11月	計	10月	11月	計
(3) 飲食収入(収益)			46			46
(4) 居住費収入(収益)			47			47
(5) 管理費収入(収益)			48			48
うち特定高齢者生活介護(介護予防含む)の報酬等の利用料に係る収入(収益)			49			49
(6) その他の利用料収入(収益)			50			50
1 事業活動補助収入(収益)			51			51
うち認知症対応型共同生活介護に係るその他の利用料収入(収益)			52			52
うち特定高齢者生活介護(介護予防含む)に係るその他の利用料収入(収益)			53			53
6 その他の事業収入(収益)			54			54
(1) 補助金収入(収益)			55			55
(2) 市町村特別事業収入(収益)			56			56
(3) 委託収入(収益)			57			57
(4) その他			58			58
7 その他の収入(収益)			59			59
(1) 入居金収入(収益)			60			60
うち特定高齢者生活介護(介護予防含む)の報酬等の利用料に係る収入(収益)			61			61
(2) 介護予防支援事業者からの委託に係る収入(収益)			62			62
(3) ホームヘルプサービスの収入(収益)(障害者等)			63			63
(4) その他			64			64
8 介護報酬等決定減			65			65
事業活動収入(サービス活動収益)計						

問4 (2) 平成26年度、平成27年度の財務活動等による支出についておうかがいします。

○ 下記の支出がある場合、着金型支払書又はキャッシュフロー計画書が、
 ① 介護サービスの種別ごとに区分されている場合、
 ② 介護サービスの種別ごとに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ③ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されている場合、
 ④ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ⑤ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されている場合、
 ⑥ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ⑦ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されている場合、
 ⑧ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ⑨ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されている場合、
 ⑩ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ⑪ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されている場合、
 ⑫ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ⑬ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されている場合、
 ⑭ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ⑮ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されている場合、
 ⑯ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ⑰ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されている場合、
 ⑱ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ⑲ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されている場合、
 ⑳ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ㉑ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されている場合、
 ㉒ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ㉓ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されている場合、
 ㉔ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ㉕ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されている場合、
 ㉖ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ㉗ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されている場合、
 ㉘ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ㉙ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されている場合、
 ㉚ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ㉛ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されている場合、
 ㉜ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ㉝ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されている場合、
 ㉞ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ㉟ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されている場合、
 ㊱ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ㊲ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されている場合、
 ㊳ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ㊴ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されている場合、
 ㊵ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ㊶ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されている場合、
 ㊷ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ㊸ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されている場合、
 ㊹ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ㊺ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されている場合、
 ㊻ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ㊼ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されている場合、
 ㊽ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ㊾ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されている場合、
 ㊿ 介護サービスの種別ごとを問わずに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている場合、
 ㊿

① 介護サービスの種別ごとに区分されている
 →そのまま調査対象サービス分の支出を記入してください。
 ② 介護サービスの種別ごとに区分されず、他の介護サービス等と一体となっている
 →記入要領を参照し、適切な区分を行ったうえで、調査対象サービス分の支出を記入してください。

科 目	平成27年度決算期数値			平成26年度決算期数値		
	10月	11月	計	10月	11月	計
設備資金借入金元金償還金支出						
長期運営資金借入金元金償還金支出						

※ただし調査対象サービスが、長期加入型生活介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の場合に限り、上記項目を記入。

問4 (3) 平成26年度、平成27年度の事業支出(費用)についておうかがいします。

○ 事業支出(費用)について、使用している会計基準、指針に該当するページに記入してください。
 指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指針指針
 →(3)-A(来ページ)
 新社会福祉法人会計基準
 →(3)-B(11ページ)
 旧社会福祉法人会計基準(平成26年度のみ)
 →(3)-C(19ページ)
 企業会計
 →(3)-D(15ページ)
 ※旧社会福祉法人会計基準は平成27年9月31日をもって廃止されたため、平成27年度は(3)-Aまたは(3)-B、(3)-Dのいずれかのページに記入して下さい。

(3)-A 指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指針指針
 ○ 平成26年度、平成27年度の決算期数値における支出額について記入して下さい。
 ○ 問1(4)において「単体」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入して下さい。
 ○ 問1(4)において「一括」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービスも含めた額を記入して下さい。
 なお、記入に際しては、問1(1)で記入した収入(収益)に対応した支出(費用)を問1(6)に記入して下さい。
 ※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出して下さい。
 ※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、税込み方式(各費目に消費税額を算入した値)で記入して下さい。

科 目	平成27年度決算期数値			平成26年度決算期数値		
	10月	11月	計	10月	11月	計
1 人件費						
2 経費						
(1) 直接介護支出						
① 給食材料費						
② 介護用品費						
③ 保健衛生費						
④ 消耗器具備品費						
⑤ 車輦費						
⑥ 光熱水費						
⑦ 燃料費						
⑧ その他の直接介護支出(①~⑦に該当しないもの)						
(2) 一般管理支出						
① 福利厚生費						
② 庶務交通費						
③ 研修費						
④ 通信運搬費						
⑤ 事務消耗品費						
⑥ 印刷製本費						
⑦ 広報費						
⑧ 修繕費						
⑨ 保守料						
⑩ 賃借料						
ア 土地						
イ 建物及び建物付属設備						
ウ 設備器械						
エ その他の賃借料(ア~ウに該当しないもの)						
⑪ 除障料						
ア 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)						
イ その他の保険料(アに該当しないもの)						
⑫ 租税公課						
⑬ 委託費						
ア 派遣委託費						
イ 給食委託費						
ウ 送迎委託費						
エ 清掃委託費						
オ その他の委託費(ア~エに該当しないもの)						
⑭ 雑費						
⑮ その他の一般管理支出(①~⑭に該当しないもの)						

科 目	平成27年度決算期間				平成26年度決算期間			
	1	2	3	4	1	2	3	4
3 減価償却費								
(1)建物及び建物付属設備減価償却費								
(2)車両船舶設備減価償却費								
(3)特殊浴槽設備減価償却費								
(4)その他の減価償却費(1)~(3)に該当しないもの								
4 国庫補助金等特別積立金取崩額								
5 徴収不能額								
6 引当金繰入								
(1)繰戻不能引当金繰入								
(2)修繕引当金繰入								
(3)退職給付引当金繰入								
(4)賞与引当金繰入								
(5)その他(1)~(4)に該当しないもの								
7 その他(1)~(6)に該当しないもの								
事業活動支出計(1~7の合計)								
うち消費税課税対象支出計								
III 事業活動外収入								
うち借入金利息補助金収入								
事業活動外支出								
うち借入金利息								
V 特別収入								
特別支出								
うち委託区分外繰入金支出								
うち法人本部に帰属する経費・役員報酬等								
うち消費税課税対象支出計								
うち法人税等								

(3) B 新社会福祉法人会計基準

○ 平成26年度、平成27年度の決算期間における費用額について記入して下さい。

○ 期1(4)において「単独会計」に回答した場合は、期1(4)において「単独会計」に回答した科目について記入して下さい。

○ 期1(4)において「単独会計」に回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入して下さい。なお、記入(17)で記入した収入(収益)に別添4(費用)を期4(3)に記入して下さい。

※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出して下さい。

※ 各科目において消費税が別途計上されている場合でも、税込方式(各科目に消費税額を算入した値)で記入して下さい。

科 目	平成27年度決算期間				平成26年度決算期間			
	1	2	3	4	1	2	3	4
1 人件費								
うち派遣職員費								
2 事務費(1)~(18)の合計								
(1)福利厚生費								
(2)旅費交通費								
(3)研修研究費								
(4)事務消耗品費								
(5)印刷製本費								
(6)水道光熱費								
(7)燃料費								
(8)修繕費								
(9)通信運搬費								
(10)広告費								
(11)業務委託費								
① 給食委託費								
② 送迎委託費								
③ 清掃委託費								
④ その他の委託費(①~③に該当しないもの)								
(12)保険料								
① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)								
② その他の保険料(①に該当しないもの)								
(13)賃借料								
① 設備器械								
② その他の賃借料(①に該当しないもの)								
(14)土地・建物賃借料								
① 土地								
② 建物及び建物付属設備								
(15)租税公課								
(16)保守料								
(17)雑費								
(18)その他経費(1)~(17)に該当しないもの								
3 事業費								
(1)給食費								
(2)介護用品費								
(3)保健衛生費								
(4)水道光熱費								
(5)燃料費								
(6)消耗器具備品費								
(7)保険料								
(8)賃借料								
① 設備器械								
② その他の賃借料(①に該当しないもの)								
(9)車輦費								
(10)雑費								
(11)その他経費(1)~(10)に該当しないもの								

科 目	平成27年度決算期数値				平成26年度決算期数値			
	46	47	48	49	46	47	48	49
4 減価償却費								
(1)建物及び建物付属設備減価償却費	47							
(2)車両船舶減価償却費	48							
(3)特殊溶接機減価償却費	49							
(4)その他の減価償却費(1)～(3)に該当しないもの	50							
5 国庫補助金等特別積立金取崩額	51							
6 徴収不能額	52							
7 徴収不能引当金繰入	53							
8 その他(1)～7に該当しないもの	54							
うち消費税課税対象費用計(1～8の合計)	55							
うち消費税課税対象費用計	56							
III サービス活動外収益	57							
うち借入金利息補助金収益	58							
サービス活動外費用	59							
うち支払利息	60							
特別収益	61							
特別費用	62							
うち拠点区分間繰入金費用	63							
うち法人本部に帰属する経費・役員報酬等	64							
うち消費税課税対象費用計	65							

(3) 一C 旧社会福祉法人会計五種

○ 平成26年度の決算期数値における支出額について記入して下さい。

○ 問1(4)において「業務委託」と回答した場合は、調査対象サービス分のみに記入して下さい。

○ 問1(4)において「一括委託」と回答した場合は、会社を一体的に行っている他の外注保険サービス分も含めた額を記入して下さい。なお、記入の際では、問4(1)で記入した収入(収益)に対応した支出(費用)を問4(3)に記入して下さい。

※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出して下さい。

※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、税込み方式(各費目に消費税額を算入した値)で記入して下さい。

(3) 一C 平成26年度決算期数値

科 目	金額			
	十 万 円	千 円	百 円	円
1 人件費支出				
2 事務費支出((1)～(17)の合計)				
(1)福利厚生費				
(2)旅費交通費				
(3)研修費				
(4)消耗品費				
(5)器具什器費				
(6)印刷製本費				
(7)水道光熱費				
(8)燃料費				
(9)修繕費				
(10)通信運搬費				
(11)広報費				
(12)業務委託費				
小計				
① 派遣委託費				
② 給食委託費				
③ 送迎委託費				
④ 清掃委託費				
⑤ その他の委託費(①～④に該当しないもの)				
(13)損害保険料				
小計				
① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)				
② その他の保険料(①に該当しないもの)				
(14)賃借料				
小計				
① 土地				
② 建物及び建物付属設備				
③ 設備器械				
④ その他(①～③に該当しないもの)				
(15)租税公課				
(16)雑費				
(17)その他経費((1)～(16)に該当しないもの)				

II 事業活動支出

(3) - C		平成26年度決算明細帳			
科 目	金 額	十 萬 千		日	
		十	百		
3 事業費支出	計			31	
(1) 給食費				32	
(2) 保健衛生費				33	
(3) 水道光熱費				34	
(4) 燃料費				35	
小計					
① 車輦分				36	
② その他				37	
(5) 消耗品費				38	
(6) 器具什器費				39	
(7) 賃借料				40	
小計					
① 土地				41	
② 建物及び建物付属設備				42	
③ 設備器械				43	
④ その他の賃借料(①～③に該当しないもの)				44	
(8) 雑費				45	
(9) その他経費(①～(8)に該当しないもの)				46	
4 減価償却費	計			47	
(1) 建物及び建物付属設備減価償却費				48	
(2) 車両船舶設備減価償却費				49	
(3) 特殊浴槽減価償却費				50	
(4) その他の減価償却費(①～(3)に該当しないもの)				51	
5 国庫補助金等特別積立金取崩額				52	
6 徴収不能額				53	
7 引当金繰入	計			54	
(1) 徴収不能引当金繰入				55	
(2) 修繕引当金繰入				56	
(3) 退職給与引当金繰入				57	
(4) 賞与引当金繰入				58	
(5) その他引当金繰入(①～(4)に該当しないもの)				59	
事業活動支出計(1～7の合計)				60	
うち消費税課税対象支出計				61	
III 事業活動外収入				62	
うち借入金利息補助金収入				63	
IV 事業活動外支出				64	
うち借入金利息				65	
うち経理区分間繰入金支出				66	
うち法人本部に帰属する経費:役員報酬等				67	
うち消費税課税対象支出計				68	
V 特別収入				69	
VI 特別支出				70	

(3) - D 企業会計

○ 平成26年度、平成27年度の決算明細帳における費用額について記入して下さい。
○ 前1(4)において一律金計と回収した場合は、調査対象サービス分のみについて記入して下さい。
○ 前1(4)において一律金計と回収した場合は、金計を一体的に行っている他の会計(保険料・サービス料)もあつた額を記入して下さい。
なお、記入に際しては、前4(1)で記入した収入(収益)に列記した支出(費用)を前4(3)に記入して下さい。
※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に成して1年分を算出して下さい。
※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、税込み方式(各費目に消費税額を算入した値)で記入して下さい。

科 目	平成27年度決算明細帳		平成26年度決算明細帳	
	1 千	2 百	1 千	2 百
1 人件費				
2 経費				
(1) 給食材料費				
(2) 車馬費				
(3) 光熱氷費				
(4) 燃料厚生費				
(5) 旅費交通費				
(6) 寄修費				
(7) 通信運搬費				
(8) 修繕費				
(9) 賃借料				
小計				
① 土地				
② 建物及び建物付属設備				
③ 設備器械				
④ その他の賃借料(①～③に該当しないもの)				
(10) 雑費				
小計				
① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料を含む)				
② その他の保険料(①に該当しないもの)				
(11) 租税公課				

科 目		平成27年度決算数値					平成28年度決算数値							
		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5			
II	(12)委託費	20					20							
	①派遣委託費	21					21							
	②給食委託費	22					22							
	③送迎委託費	23					23							
	④清掃委託費	24					24							
	⑤その他の委託費(①～④に該当しないもの)	25					25							
	(13)その他の経費(1)～(12)に該当しないもの)	26					26							
	3 減価償却費	27					27							
	計	28					28							
	II 売上原価	29					29							
	(1)建物及び建物付属設備減価償却費	30					30							
	(2)車両船舶減価償却費	31					31							
	(3)特殊治具減価償却費	32					32							
	(4)消費設備減価償却費	33					33							
	(5)備品用具減価償却費	34					34							
(6)その他の減価償却費(1)～(5)に該当しないもの)	35					35								
4 その他の売上原価(1～3)に該当しないもの)	36					36								
売上原価計(1～4)の合計)	37					37								
III 本館経費配座額	38					38								
うち消費税課税対象費用計	39					39								
IV 営業外収益	40					40								
1 受取利息	41					41								
2 受取配当金	42					42								
3 補助金収入	43					43								
4 その他の営業外収益(1～3)に該当しないもの)	44					44								
V 営業外費用	45					45								
1 支払利息	46					46								
2 徴収不能額	47					47								
3 その他の営業外費用(1、2)に該当しないもの)	48					48								
VI 特別利益	49					49								
特別損失	50					50								
VII 法人税、住民税及び事業税														

平成28年度介護事業実態調査
(介護事業経営概況調査)
平成28年5月調査

政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を
期します。

居宅サービス・地域密着型サービス事業所票 (医療関係)

訪問介護/介護予防訪問介護
調査対象サービスは

です。

右のラベルの住所、施設名、
調査対象サービス、ID、パス
ワードの5つの項目は、必ず
確認してください。
住所、施設名に誤りや訂正が
ございましたら、恐れ入りま
すが先書きで修正をお願い申
し上げます。

※ この調査は、上記のID、パスワードにて、調査専用ホームページ (<https://28kaigo.net/keiei/>)
よりダウンロードしたエクセルファイルにデータを入力し、ファイルをアップロードする
方法でも回答いただけます。

お手数をかけますが、下の(1)～(5)に必ずご記入をお願いいたします。

- (1) 電話番号：() ()
- (2) F A X 番号：() ()
- (3) Eメールアドレス： _____ ④
- (4) 回答担当者：ご氏名 (役職：)
- (5) 調査対象サービスの活動状況 (平成28年5月1日時点)
(下の1～3のいずれか1つに○)

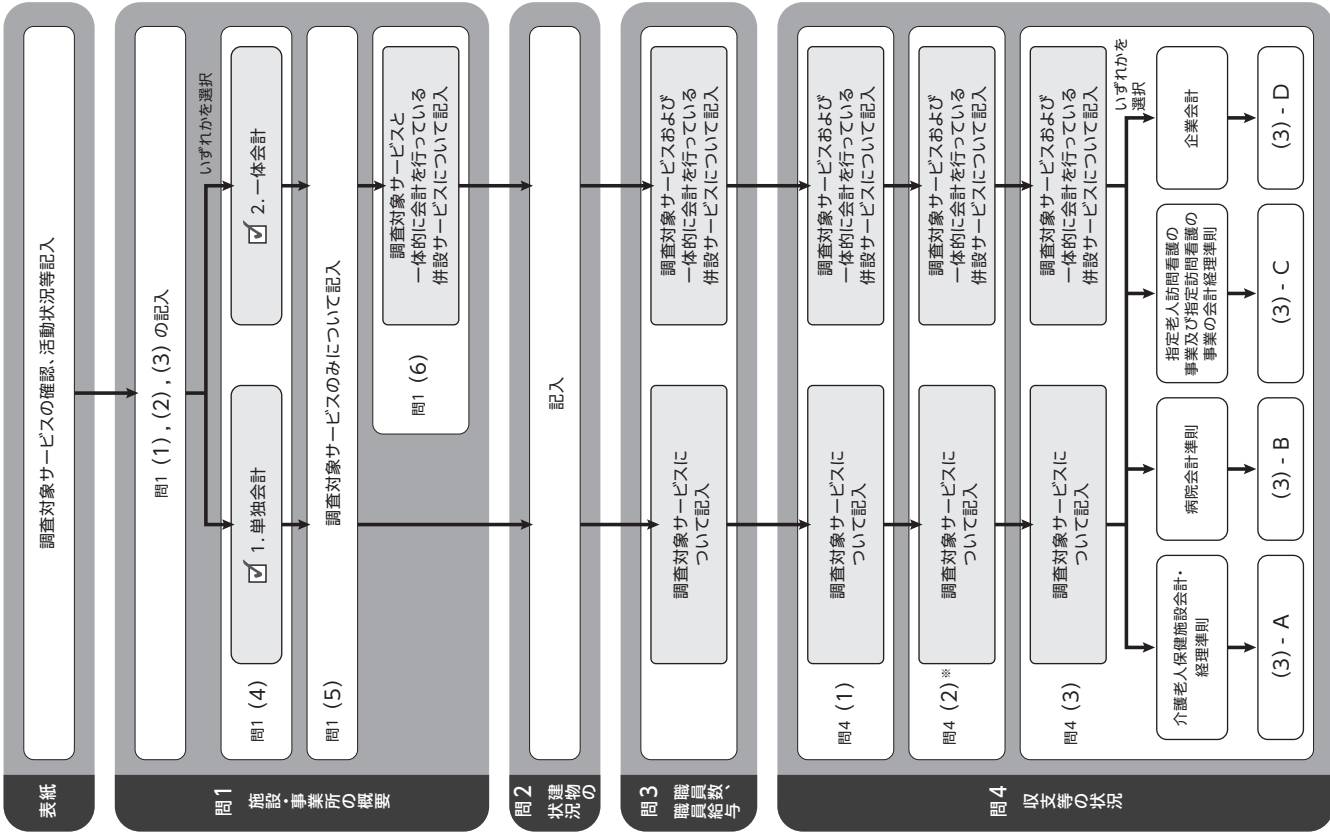
<input type="checkbox"/> 1. 活動中	<input type="checkbox"/> 2. 休止	<input type="checkbox"/> 3. 廃止
---------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

※2、3の場合、今回の調査に記入していただく必要はありませんの
で、そのまま調査票を送してください。

(平成28年6月30日までにご投函をお願いします)



● 記入の流れ ●



※問4 (2) は次のサービスが調査対象サービスのみの場合のみ記入：特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

問1 施設の概要についておうかがいします。

(1) 開設年月を西暦で記入してください。

西暦 年 月

(2) 経営主体として該当する番号に○をつけてください。

- 1. 都道府県
- 2. 市区町村
- 3. 広域連合・一都事務組合
- 4. 日本赤十字社・社会保険関係団体
- 5. 医療法人
- 6. 社会福祉協議会
- 7. 社会福祉法人(社会福祉協議会以外)
- 8. 社団・財団法人
- 9. 営利法人
- 10. その他の法人
- 11. 個人

(3) 調査対象サービスにおける会計の期間について、該当する番号に○をつけてください。
3. を選んだ場合は、あわせて期間も記入して下さい。

1. 年単位 (1月1日～12月31日)

2. 年度単位 (4月1日～翌3月31日)

3. その他 (月 日～翌 月 日)

(4) 調査対象サービスにおける平成26、27年度の会計の区分状況について、該当する番号に○をつけてください。

【平成26年度】

1. 単独会計: 調査対象サービスごとに費用が区分できているもの
2. 一体会計: 調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せず一体で計上しているもの

【平成27年度】

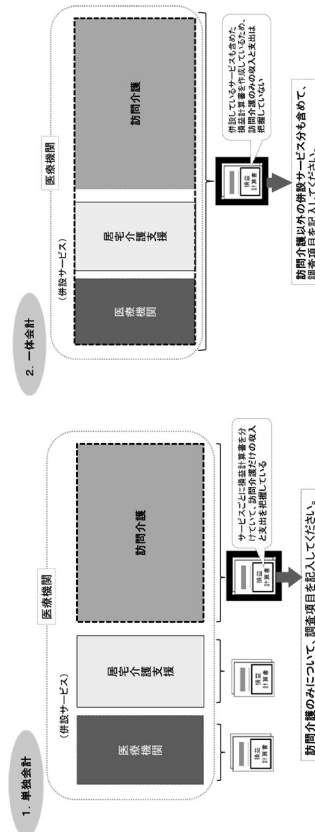
1. 単独会計: 調査対象サービスごとに費用が区分できているもの
2. 一体会計: 調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せず一体で計上しているもの

※ 収入は調査対象サービスを把握しているが、支出は他の併設サービスと一体的にしか把握していないなど、部分的に調査対象サービス分の収入・支出を把握している場合も一体会計としてください。

※ 単独会計の場合、問3(職員数と職員給与)、問4(収入と支出)は、調査対象サービス分についてのみ記入してください。

※ 一体会計の場合、問3(職員数と職員給与)、問4(収入と支出)は、会計を一体的に行っている他の併設サービス分も含めて記入してください。

例: 医療機関内で訪問介護を提供し、居宅介護支援を提供している場合



(5) 調査対象サービスの平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

医療機関全体

病床数	延べ在院者数	食事延べ提供数	外来患者数
床	人	食	人

調査対象サービスに対応した項目を印刷

①訪問介護/介護予防訪問介護

訪問介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

・介護保険利用者へのサービス提供状況について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

	身体介護	身体生活	生活援助	通院等乗降介助	合計
類型別延べ訪問回数	回	回	回	回	回
類型別延べ訪問時間数	時間	時間	時間	時間	時間

・介護保険以外の利用者(障害者等)へのサービス提供状況について記入してください。

延べ訪問回数	回
訪問時間合計	時間

介護予防訪問介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

サービス提供延べ時間数	時間
-------------	----

②訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防訪問入浴介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

③訪問看護/介護予防訪問看護

訪問看護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。
※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事務所と連携した訪問看護の実績は含まないでください。

実利用者数	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1
うち健康保険法等との 供給者数 ※2	人	人	人	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回
うち健康保険法等との 供給者への訪問回数 ※3	回	回	回	回	回	回

※1 その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。
※2 介護保険法による訪問看護利用者のうち、月の途中で健康保険法等による訪問看護を利用した者について記入してください。
※3 介護保険法による訪問看護利用者のうち、月の途中で健康保険法等による訪問看護を利用した者について、健康保険法等による訪問回数を記入してください。

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事務所と連携した訪問看護の状況について記入してください。

実利用者数	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1
うち健康保険法等との 供給者数 ※2	人	人	人	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回
うち健康保険法等との 供給者への訪問回数 ※3	回	回	回	回	回	回

※1 その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。
※2 介護保険法による訪問看護利用者のうち、月の途中で健康保険法等による訪問看護を利用した者について記入してください。
※3 介護保険法による訪問看護利用者のうち、月の途中で健康保険法等による訪問看護を利用した者について、健康保険法等による訪問回数を記入してください。

・介護保険以外(健康保険法等のみ、自費等)の利用者へのサービスについて記入してください。

実利用者数	人
延べ訪問回数	回

介護予防訪問看護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

実利用者数	要支援1	要支援2	その他※1
うち健康保険法等との 供給者数 ※2	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回
うち健康保険法等との 供給者への訪問回数 ※3	回	回	回

※1 その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。
※2 介護保険法による訪問看護利用者のうち、月の途中で健康保険法等による訪問看護を利用した者について記入してください。
※3 介護保険法による訪問看護利用者のうち、月の途中で健康保険法等による訪問看護を利用した者について、健康保険法等による訪問回数を記入してください。

④訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

・介護保険利用者へのサービス提供状況について記入してください。

実利用者数	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回

※ その他には、申請中およびケアプランの依頼を受けたが給付管理に至らなかった利用者の人数を記入してください。

・介護保険以外の利用者へのサービス提供状況について記入してください。

実利用者数	人
延べ訪問回数	回

介護予防訪問リハビリテーション

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

実利用者数	要支援1	要支援2	その他※
延べ訪問回数	回	回	回

※ その他には、申請中およびケアプランの依頼を受けたが給付管理に至らなかった利用者の人数を記入してください。

⑤通所介護/介護予防通所介護

通所介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防通所介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

通所介護と介護予防通所介護をあわせたサービスの提供状況

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

食事延べ提供数	食
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えてください。
(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

⑥通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーション

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防通所リハビリテーション

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションをあわせたサービスの提供状況

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

食事延べ提供数	食
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えてください。
(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

⑦特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護/地域密着型特定施設入居者生活介護

経費老人ホーム/養護老人ホーム/有料老人ホーム/サービス付き高齢者向け住宅全体

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

実利用者数	人
延べ利用者数	人
食事延べ提供数	食

特定施設入居者生活介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防特定施設入居者生活介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

特定施設入居者生活介護と介護予防特定施設入居者生活介護を合わせたサービスの提供状況

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

食事延べ提供数	食
---------	---

地域密着型特定施設入居者生活介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

食事延べ提供数	食
---------	---

⑧福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

実利用者数	人
-------	---

介護予防福祉用具貸与

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

実利用者数	人
-------	---

⑨定期巡回・随時対応型訪問介護看護

○サービスの形態について、該当する番号に○をつけてください。

1. 一体型 2. 連携型

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

※ 訪問看護については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者に対し、「一体型」の事業所が行った場合のみ記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1
実利用者数	人	人	人	人	人	人
訪問介護						
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回
訪問看護						
実利用者数	人	人	人	人	人	人
うち健康保険法等との併給者数※2	人	人	人	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回
うち健康保険法等との併給者数※3	回	回	回	回	回	回
訪問回数※3	回	回	回	回	回	回

※1 その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

※2 介護保険法による訪問看護利用者のうち、月の途中で健康保険法等による訪問看護を利用した者について記入してください。

※3 介護保険法による訪問看護利用者のうち、月の途中で健康保険法等による訪問看護を利用した者について、健康保険法等による訪問回数を記入してください。

・介護保険以外（健康保険等のみ、自費等）の利用者へのサービスについて記入してください。

実利用者数	人
延べ訪問回数	回

⑩夜間対応型訪問介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
類型別延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回
うち定時巡回	回	回	回	回	回	回
うち臨時訪問	回	回	回	回	回	回

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

⑪認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防認知症対応型通所介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護を合わせたサービスの提供状況

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

食事延べ提供数	食
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えてください。

(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

⑫小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人
宿泊	実利用者数	人	人	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人	人	人
通い	実利用者数	人	人	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人	人	人
訪問	実利用者数	人	人	人	人	人
	延べ利用者数	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防小規模多機能型居宅介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人
宿泊	実利用者数	人	人
	延べ利用者数	人	人
通い	実利用者数	人	人
	延べ利用者数	人	人
訪問	実利用者数	人	人
	延べ利用者数	人	人

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

小規模多機能型居宅介護と介護予防小規模多機能型居宅介護を合わせたサービスの提供状況

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

食事延べ提供数	食
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えてください。

(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

⑬認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

介護予防認知症対応型共同生活介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援2	その他※
実利用者数	人	人
延べ利用者数	人	人

※ その他には、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護を合わせたサービスの提供状況

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

食事延べ提供数	食
	回

⑭看護小規模多機能型居宅介護

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1
実利用者数	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人
宿泊	人	人	人	人	人	人
通い	人	人	人	人	人	人
訪問介護	人	人	人	人	人	人
訪問看護	人	人	人	人	人	人
うち健康保険法等との併給者数※2	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人	人
うち健康保険法等との併給者数※2	人	人	人	人	人	人

※1 その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

※2 看護小規模多機能型居宅介護の利用者のうち、健康保険法等による訪問看護を利用した者について記入してください。

食事延べ提供数	食
送迎延べ実施回数	回

※ 1人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えてください。

(1人の人を迎えに行き、送った場合は2回と数えます。)

⑮居宅介護支援/介護予防支援

居宅介護支援

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
実利用者数	人	人	人	人	人	人
うち4月中の新規の実利用者数	人	人	人	人	人	人

※ その他には、申請中およびケアプランの依頼を受けたが給付管理に至らなかった利用者の人数を記入してください。

介護予防支援

○平成28年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
うち4月中の新規の実利用者数	人	人	人

※ その他には、申請中およびケアプランの依頼を受けたが給付管理に至らなかった利用者の人数を記入してください。

問3 平成28年4月時点の職員数と職員給与についておうえががいたします。

※1 「延べ利用者数等」については、下記の表と表と表を参照のうえ、対応する内容を記入してください。

※2 「食事延べ提供数」、「送迎延べ実施回数」については、記入要領を参照のうえ、対応する内容を記入してください。

調査対象サービスと一体的に会計を行っている施設サービス	記入内容	
		延べ訪問回数(4月中)
訪問介護(介護予防を含む)、訪問看護、訪問リハビリテーション(いずれも介護予防を含む)、認知症対応型訪問介護	延べ訪問回数(4月中)	
居宅介護支援(介護予防を含む)、福祉用具貸与(介護予防を含む)、居宅介護管理指導(介護予防を含む)、定時巡回・随時対応型訪問介護看護	乗利用者数(4月中)	
居宅介護支援(介護予防を含む)	延べ在所(在院)者数(4月中)	
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設	延べ利用者数(4月中)	
上記以外のサービス		

サービスの種類 (居宅サービス)	事業所番号	延べ利用者数等※1	食事延べ提供数※2	送迎延べ実施回数※2
訪問介護(介護予防を含む)		*****		
訪問入浴介護(介護予防を含む)		*****		
訪問看護(介護予防を含む)		*****		
訪問リハビリテーション(介護予防を含む)		*****		
居宅介護支援(介護予防を含む)		*****		
通所介護(介護予防を含む)		*****		
通所リハビリテーション(介護予防を含む)		*****		
短期入所生活介護(空床利用分を除く)		*****		
短期入所介護(介護予防を含む)		*****		
特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)		*****		
福祉用具貸与(介護予防を含む)		*****		
居宅介護支援(介護予防を含む)		*****		
サービスの種類 (地域密着型サービス)				
定時巡回・随時対応型訪問介護看護		*****		
認知症対応型訪問介護		*****		
認知症対応型通所介護(介護予防を含む)		*****		
小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)		*****		
認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)		*****		
地域密着型介護老人福祉施設		*****		
地域密着型介護老人福祉施設		*****		
看護小規模多機能型居宅介護		*****		
サービスの種類 (施設サービス)				
介護老人福祉施設		*****		
介護老人保健施設		*****		
介護療養型医療施設		*****		

問2 平成28年4月時点の建物の状況についておうえががいたします。

建物床面積	介護保険事業		介護保険以外の事業	合計
	全体	うち調査対象サービス		
専用	m ²	m ²	m ²	m ²
共用	m ²	m ²	m ²	m ²
小点数以下第1位を四捨五入して整数で記入してください。				

※2 複数のサービスで使用する面積等については、使用するサービスがすべて介護保険事業である場合には、「介護保険事業—全体」の「共用」欄に、そうでない場合には「介護保険以外の事業」の「共用」欄にご記入ください。

問3 平成28年4月時点の職員数と職員給与についておうえががいたします。

○ 平成28年4月中に給与を支払った職員数と給与・賞与等について、記入ください。

○ 記入する内容は、必ず記入要領を参照してください。

○ 問1(4)において「職制会計」と回答した場合は、常勤・非常勤ともに「調査対象サービス」の換算人員、非常勤の「要人員」、非常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」欄は記入不要です。

○ 問1(4)において「一体的に会計を行っている施設サービス」に「給与」(給与・賞与等)を記入してください。

○ 「実人員」に「給与」(給与・賞与等)を記入してください。

※1 複数の職種に従事している場合は、主として従事している職種のいずれか1つに分類して記入してください。

※2 介護支援専門員・計画作成担当者として従事している場合は、1〜22のいずれかに分類して記入してください。

※3 派遣社員に対しては、その職制及び給与は含めないでください。

職種	要人員		換算人員		非常勤	
	人数	給与	人数	給与	人数	給与
1 病院・診療所の管理者						
2 その他介護保険事業の管理者						
3 医師						
4 歯科医師						
5 薬剤師						
6 看護師						
7 准看護師						
8 介護職員						
9 35介護福祉士						
10 理学療法士						
11 作業療法士						
12 言語聴覚士						
13 歯科衛生士						
14 柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師						
15 生活相談員・支援相談員						
16 35介護福祉士						
17 福祉用具専門相談員						
18 栄養士						
19 35管理栄養士						
20 調理員						
21 事務職員						
22 その他						
23 1〜22のうち介護支援専門員・計画作成担当者(再掲)						
24 1〜22のうち訪問介護のサービス提供責任者(再掲)						
25 通勤手当(再掲)(平成28年4月分)						
26 賞与または賞与引当金繰入(平成27年度実績の1/12の金額)						
27 退職引当金(1) 社会福祉施設退職引当金(平成27年度実績の1/12の金額) (2) 全国社会福祉協議会退職引当金(平成27年度実績の1/12の金額) (3) 中小企業退職金共済制度に加入 (4) その他共済制度に加入 (5) 退職給付引当金繰入の実施 ※(1)〜(4)以外 (6) 退職給付(給付引当金繰入)の1/12の金額						
28 法定福利費(事業主負担)(平成27年度実績の1/12の金額)						

○ 換算人員の計算方法

下段計算によって得られた数値を、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで計上してください。端られた総量が0.1に満たない場合は、0.1を記入してください。

※1 1か月に数回の勤務がある場合
職員1か月の勤務時間
施設が定めている1週間の勤務時間
施設が定めている1週間の勤務時間×4(週)

問4 (1) 平成26年度、平成27年度の事業収益等についておうかがいします。

- 平成26年度、平成27年度の決算明細書における収益について記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、相手対象サービス分のみについて記入して下さい。
- 問1(4)において「一括会計」と回答した場合は、合計を一体的に行っている限りの介護保険サービス分も含めた額を記入して下さい。

科 目	平成27年度決算明細書					平成26年度決算明細書				
	14-1	14-2	14-3	14-4	14-5	13-1	13-2	13-3	13-4	13-5
医療収益										
介護収益										
1 施設介護収益										
計 2										
小計 3										
1 施設介護収益(1)の利用者負担分を含む										
2 介護老人保健施設										
3 介護施設										
4 介護施設										
5 介護施設										
6 介護施設										
7 訪問介護(介護予防を含む)										
8 訪問介護(介護予防を含む)										
9 訪問介護(介護予防を含む)										
10 訪問介護(介護予防を含む)										
11 通所介護(介護予防を含む)										
12 通所介護(介護予防を含む)										
13 短期入所療養介護(介護予防を含む)										
14 特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)										
15 福祉用具貸与(介護予防を含む)										
16 福祉用具貸与(介護予防を含む)										
17 (1)定常巡回・臨時対応型訪問介護看護										
18 (2)認知症対応型訪問介護										
19 (10)認知症対応型通所介護(介護予防を含む)										
20 (14)小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)										
21 (15)認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)										
22 施設入居者生活介護										
23 (17)看護小規模多機能型居宅介護(※平成20年度以降に認定)										
24 (18)その他の居宅介護サービス(1)-(17)に該当しないもの										
小計 25										
(1)居宅介護支援介護収益										
(2)介護予防支援介護収益										
4 介護予防・日常生活支援総合事業収益										
(1)施設利用料収益										
① 介護老人保健施設										
② 介護療養型医療施設										
小計 31										
小計 32										

1 医療 介護 収益

問4 (2) 平成26年度、平成27年度の財務活動等による支出についておうかがいします。

- 下記の支出がある場合、資金収支計算書又はキャッシュフロー計算書が、①介護サービスとの関係ごとに区分されている場合、②介護サービスとの関係ごとに区分されてなく、他の介護サービス等と一体となっている場合、のいずれかを選択して「介護サービス」にチェックをつけてください。
- ①介護サービスとの関係ごとに区分されている
- ②介護サービスとの関係ごとに区分されてなく、他の介護サービス等と一体となっている

科 目	平成27年度決算明細書					平成26年度決算明細書				
	14-6	14-7	14-8	14-9	14-10	13-6	13-7	13-8	13-9	13-10
施設運営資金収支計(医療収益+介護報酬収益)										
投資資金借入金の返済による支出										
長期運営資金借入金の返済による支出										

※たが、居宅介護サービスが、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の場合に限り、上記項目を記入。

問4 (3) 平成26年度、平成27年度の事業費用についておうかがいします。

○ 事業費用について、使用している会計基準、指針に該当するページに記入してください。

介護老人保健施設(委託・管理準則)	→(3)-A(本ページ)
補助会計準則	→(3)-B(10ページ)
指定老人保健施設の事業及び施設訪問看護の事業の委託(管理準則)	→(3)-C(10ページ)
企業会計	→(3)-D(15ページ)

(3)-A 介護老人保健施設(委託・管理準則)

- 平成26年度、平成27年度の決算期数における費用額について記入して下さい。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、前年度事業サービス分の列について記入して下さい。
- 問1(4)において「一括会計」と回答した場合は、委託を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入して下さい。
- なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収支に対応した費用を問4(3)に記入して下さい。
- 問4(1)において「医療サービス」による収益を全て記入した場合は、問4(3)に医療サービスに係る費用を全て記入して下さい。
- ※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出して下さい。
- ※ 各科目において消費税が別添計上されている場合でも、税込方式(各科目ご消費税額を算入した)で記入して下さい。

科 目	平成27年度決算期数				平成26年度決算期数			
	1	2	3	4	1	2	3	4
1 給与費								
2 医薬品費								
3 給食用材料費								
4 施設備品材料費・施設備品消耗器具備品費								
5 その他の材料費								
6 経費								
(1)福利厚生費								
(2)消耗品費								
(3)消耗器具備品費								
(4)車両費								
(5)光熱水費								
(6)修繕費								
(7)通信費								
(8)賃借料								
① 土地								
② 建物及び建物附属設備								
③ 設備器械								
④ その他の賃借料(①～③に該当しないもの)								
(9)保険料								
① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)								
② その他の保険料(①に該当しないもの)								
(10)租税公課								
(11)徴収不能損失								
(12)その他の経費((1)～(11)に該当しないもの)								
小計								

II 施設運営事業等費用

科 目	平成27年度決算期数				平成26年度決算期数			
	1	2	3	4	1	2	3	4
7 委託費								
(1)派遣委託費								
(2)患者用給食委託費								
(3)送迎委託費								
(4)寝具類洗濯・洗濯委託費(簡式除く)								
(5)清掃委託費								
(6)各種機器保守委託費								
(7)その他の委託費((1)～(6)に該当しないもの)								
8 研修費								
9 減価償却費								
(1)建物及び建物附属設備減価償却費								
(2)医療用設備減価償却費								
(3)車両船舶設備減価償却費								
(4)特殊浴槽設備減価償却費								
(5)その他の減価償却費((1)～(4)に該当しないもの)								
10 本部費								
11 その他(1～10に該当しないもの)								
施設運営事業等費用計(1～11の合計)								
うち消費税控対象費用計								
III 施設運営事業外収益								
1 受取利息・配当金								
2 その他の施設運営事業外収益(1に該当しないもの)								
IV 施設運営事業外費用								
うち支払利息								
V 特別損益								
1 特別利益								
2 特別損失								
うち法人税等								

(3) 1B 病院会計準則

- 平成26年度、平成27年度の決算期数値における費用額について記入して下さい。
- 間1(4)において「庫裏委託」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入して下さい。
- 間1(4)において「一体委託」と回答した場合は、委託を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入して下さい。
- 間1(4)において「委託」と回答した場合は、委託を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入して下さい。
- 間1(4)において「委託」と回答した場合は、委託を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を記入して下さい。
- ※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出して下さい。
- ※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、税込み方式(各費目に消費税額を算入した値)で記入して下さい。

科 目	平成27年度決算期数値				平成26年度決算期数値			
	1	2	3	4	1	2	3	4
1 給与費								
2 医薬品費								
3 給食用材料費								
4 診療材料費・医療消耗器備品費								
5 経費								
(1)福利厚生費								
(2)運賃費								
(3)消耗品費								
(4)消耗器備品費								
(5)車賃費								
(6)光熱水費								
(7)修繕費								
(8)賃借料								
小計								
① 土地								
② 建物及び建物附属設備								
③ 設備器械								
④ その他の賃借料(①～③に該当しないもの)								
(9)保険料								
小計								
① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)								
② その他の保険料(①に該当しないもの)								
(10)租税公課								
(11)徴収不能損失								
(12)その他の経費(1～(11)に該当しないもの)								
計								

II 医薬・介護費用

科 目	平成27年度決算期数値				平成26年度決算期数値			
	1	2	3	4	1	2	3	4
6 委託費								
(1)派遣委託費								
(2)患者用給食委託費								
(3)送迎委託費								
(4)寝具類洗濯・洗濯委託費(筒式除く)								
(5)清掃委託費								
(6)各種器具保守委託費								
(7)その他の委託費(1)～(6)に該当しないもの								
7 研究研修費								
8 減価償却費								
計								
(1)建物及び建物附属設備減価償却費								
(2)医療用機械設備減価償却費								
(3)車両船舶設備減価償却費								
(4)特殊浴槽減価償却費								
(5)その他の減価償却費(1)～(4)に該当しないもの								
9 本部費								
10 その他(1～9に該当しないもの)								
医薬・介護費用計(1～10の合計)								
うち消費税課税対象費用計								
計								
III 医薬・介護外収益								
1 受取利息・配当金								
2 その他の医薬・介護外収益(1に該当しないもの)								
計								
IV 医薬・介護外費用								
うち支払利息								
V 特別損益								
1 特別利益								
2 特別損失								
VI 税金								
計								

科 目		平成27年度決算額					平成28年度決算額				
		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
I 事業費	1 人件費										
	2 材料費										
	3 経費										
		計									
		(1)福利厚生費									
		(2)旅費交通費									
		(3)通信費									
		(4)消耗品費									
		(5)消耗器具備品費									
		(6)車両費									
		(7)光熱水費									
		(8)修繕費									
		(9)賃借料									
		小計									
II 事業費費用	① 土地										
	② 建物及び建物附属設備										
	③ 設備器具										
	④ その他の資産(①～③に該当しないもの)										
	小計										
	(10)保険料										
	① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)										
	② その他の保険料(①に該当しないもの)										
	(11)租税公課										
	(12)徴収不能損失										
	(13)その他の経費(1)～(12)に該当しないもの										
	計										
	4 委託費										
	(1)派遣委託費										
(2)清掃委託費											
(3)その他の委託費(1)、(2)に該当しないもの											
5 研修費											
6 減価償却費											
(1)建物及び建物附属設備減価償却費											
(2)車両船舶設備減価償却費											
(3)その他の減価償却費(1)、(2)に該当しないもの											
7 本郡費											
8 その他(1～7に該当しないもの)											
事業費用計(1～8の合計)											
うち消費税控除対象費用計											
III 事業外収益	計										
1 受取利息・控当金											
2 その他の事業外収益(1に該当しないもの)											
IV 事業外費用											
うち支払利息											
V 特別損益	1 特別利益										
2 特別損失											
うち法人統等											

(3) 一C 指定老人福祉施設の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理事項

○ 平成28年度、平成27年度の決算明細額における費用額について記入して下さい。

○ 間(1)(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入してください。

○ 間(1)(4)において「一括会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も兼ねた額を記入して下さい。

なお、記入に際しては、間(4)(1)で記入した収益に対応した費用を間(4)(3)に記入してください。

間(1)(1)において、医療サービスによる収益を求めて記入した場合は、間(4)(3)に医療サービスに係る費用を含めて記入して下さい。

※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出して下さい。

※ 各科目において消費税が別途計上されている場合でも、称込み方式(各科目に消費税額を算入した動)で記入して下さい。

次ページへ続く

(3) -D 企業会計

- 平成26年度、平成27年度の決算明細額における費用額について記入して下さい。
- 間1(4)において「単独会計」と「回収した場合は、調査対象サービス分のみについて記入して下さい。
- 間1(4)において「一括会計」と「回収した場合は、金計を一括的に実行している他の介護保険サービス分も含めた額を記入して下さい。
- なお、記入に際しては、間4(1)で記入した収益に対応した費用を間4(3)に記入して下さい。
- 間1(1)において、医療サービスによる収益を求めて記入した場合は、間4(3)に医療サービスに係る費用を含めて記入して下さい。

※ 事業開始から1年未満の場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出して下さい。
 ※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、振込み方式「各費目に消費税額を算入した欄」で記入して下さい。

科 目	平成27年度決算明細額					平成26年度決算明細額				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
1 人件費										
2 経費										
(1)給食材料費										
(2)車庫費										
(3)光熱水費										
(4)福利厚生費										
(5)旅費交通費										
(6)研修費										
(7)通信運搬費										
(8)修繕費										
(9)賃借料										
① 土地										
② 建物及び建物付属設備										
③ 設備器具										
④ その他の賃借料(①～③に該当しないもの)										
(10)保険料										
① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料を含む)										
② その他の保険料(①に該当しないもの)										
(11)租税公課										
小計										
計										

(3) -D

科 目	平成27年度決算明細額					平成26年度決算明細額				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
(12)委託費										
① 派遣委託費										
② 給食委託費										
③ 派遣委託費										
④ 清掃委託費										
⑤ その他の委託費(①～④に該当しないもの)										
(13)その他の経費(①～(12)に該当しないもの)										
3 減価償却費										
(1)建物及び建物付属設備減価償却費										
(2)車両船舶設備減価償却費										
(3)特殊形減価償却設備減価償却費										
(4)消耗設備減価償却費										
(5)福祉用具減価償却費										
(6)その他の減価償却費(①～(5)に該当しないもの)										
4 その他の売上原価(①～(6)に該当しないもの)										
売上原価計(①～4の合計)										
うち消費税額等対象費用計										
III 本組経費配賦額										
うち消費税額等対象費用計										
IV 営業外収益										
1 受取利息										
2 受取配当金										
3 補助金収入										
4 その他の営業外収益(①～③に該当しないもの)										
V 営業外費用										
1 支払利息										
2 繰取不能額										
3 その他の営業外費用(①、②に該当しないもの)										
VI 特別利益										
特別損失										
VII 法人税、住民税及び事業税										
小計										
計										

平成28年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）

介護事業経営実態調査におけるより適正な
経営実態の把握に関する調査研究事業

報 告 書

平成29（2017）年3月発行

発行 株式会社三菱総合研究所 ヘルスケア・ウェルネス事業
本部

〒100-8141 東京都千代田区永田町2-10-3

TEL 03（6705）6022 ・ FAX 03（5157）2143

不許複製
